

有 価 証 券 報 告 書

事業年度 自 2017年1月1日
(第16期) 至 2017年12月31日

ルネサスエレクトロニクス株式会社

有価証券報告書

- 1 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

第16期 有価証券報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	6
4 【関係会社の状況】	8
5 【従業員の状況】	11
第2 【事業の状況】	12
1 【業績等の概要】	12
2 【生産、受注および販売の状況】	13
3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	13
4 【事業等のリスク】	14
5 【経営上の重要な契約等】	20
6 【研究開発活動】	21
7 【財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況の分析】	23
第3 【設備の状況】	28
1 【設備投資等の概要】	28
2 【主要な設備の状況】	28
3 【設備の新設、除却等の計画】	28
第4 【提出会社の状況】	29
1 【株式等の状況】	29
2 【自己株式の取得等の状況】	61
3 【配当政策】	62
4 【株価の推移】	62
5 【役員の状況】	63
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	66
第5 【経理の状況】	75
1 【連結財務諸表等】	76
2 【財務諸表等】	115
第6 【提出会社の株式事務の概要】	129
第7 【提出会社の参考情報】	130
1 【提出会社の親会社等の情報】	130
2 【その他の参考情報】	131
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	132

監査報告書

内部統制報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2018年3月29日

【事業年度】 第16期(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

【会社名】 ルネサスエレクトロニクス株式会社

【英訳名】 Renesas Electronics Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼CEO 呉 文精

【本店の所在の場所】 東京都江東区豊洲三丁目2番24号

【電話番号】 03(6773)3000(代表)

【事務連絡者氏名】 法務第一部長 橋口 幸武

【最寄りの連絡場所】 東京都江東区豊洲三丁目2番24号

【電話番号】 03(6773)3000(代表)

【事務連絡者氏名】 法務第一部長 橋口 幸武

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	2013年3月	2014年3月	2015年3月	2016年3月	2016年12月	2017年12月
売上高 (百万円)	785,764	833,011	791,074	693,289	471,031	780,261
経常利益(△損失) (百万円)	△26,862	58,625	105,335	102,100	49,986	75,288
親会社株主に帰属する 当期純利益(△損失) (百万円)	△167,581	△5,291	82,365	86,292	44,119	77,196
包括利益 (百万円)	△148,542	8,783	122,544	69,838	40,638	87,174
純資産額 (百万円)	77,924	227,314	311,909	381,739	422,393	511,898
総資産額 (百万円)	669,104	786,002	840,087	849,376	823,054	1,062,672
1株当たり純資産額 (円)	160.01	128.73	185.67	227.63	252.03	304.20
1株当たり当期純利益 (△損失)金額 (円)	△401.76	△5.07	49.41	51.76	26.46	46.30
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 金額 (円)	—	—	—	—	26.46	46.26
自己資本比率 (%)	10.0	27.3	36.8	44.7	51.0	47.7
自己資本利益率 (%)	△117.7	△3.8	31.4	25.0	11.0	16.6
株価収益率 (倍)	—	—	18.1	14.0	35.1	28.4
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△54,101	93,722	116,746	126,296	95,882	164,222
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△43,160	△19,241	△26,603	△33,551	△48,911	△432,635
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	36,849	107,007	△23,762	△30,339	△97,161	63,243
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	77,731	265,897	343,722	398,410	354,287	139,545
従業員数 (人)	33,840	27,201	21,083	19,160	18,884	20,513
[外、臨時従業員数]	[1,762]	[1,440]	[1,121]	[887]	[681]	[743]

(注) 1 消費税および地方消費税(以下「消費税等」)の処理は税抜方式によっております。

2 第11期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。第11期の末日においては、潜在株式は存在しておりません。第12期、第13期および第14期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 第11期および第12期の株価収益率については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

4 従業員数には、退職者および臨時従業員数は含まれておりません。臨時従業員数は、[]外数で記載しております。なお、臨時従業員数には、有期従業員、パートタイマーは含み、派遣従業員は含まれておりません。

5 第15期は、決算期変更により、2016年4月1日から2016年12月31日の9ヶ月間となっております。

6 当連結会計年度末において企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、当連結会計年度の連結財務諸表については、取得原価の配分額の重要な見直しが反映されております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	2013年3月	2014年3月	2015年3月	2016年3月	2016年12月	2017年12月
売上高 (百万円)	676,275	738,088	718,784	651,022	434,837	683,266
経常利益(△損失) (百万円)	△30,781	15,554	72,070	88,258	30,321	90,620
当期純利益(△損失) (百万円)	△189,002	△12,527	84,617	65,555	27,241	87,457
資本金 (百万円)	153,255	228,255	228,255	10,000	10,000	10,022
発行済株式総数 (千株)	417,124	1,667,124	1,667,124	1,667,124	1,667,124	1,667,194
純資産額 (百万円)	19,880	157,455	217,255	282,617	318,895	399,675
総資産額 (百万円)	667,145	731,800	768,804	798,625	740,756	940,851
1株当たり純資産額 (円)	47.66	94.45	130.32	169.52	191.27	238.35
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益 (△損失)金額 (円)	△453.11	△12.00	50.76	39.32	16.34	52.46
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	16.34	52.41
自己資本比率 (%)	3.0	21.5	28.3	35.4	43.0	42.2
自己資本利益率 (%)	△165.2	△14.1	45.2	26.2	9.1	24.4
株価収益率 (倍)	—	—	17.6	18.4	56.8	25.0
配当性向 (%)	—	—	—	—	—	—
従業員数 [外、臨時従業員数] (人)	10,331 [424]	9,006 [349]	2,887 [—]	2,933 [—]	3,029 [—]	5,663 [—]

(注) 1 消費税等の処理は税抜方式によっております。

2 第14期の資本金の減少は、その他資本剰余金へ振替えたことによるものです。

3 第11期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。第11期の末日においては、潜在株式は存在しておりません。第12期、第13期および第14期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4 第11期および第12期の株価収益率および配当性向については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。第13期、第14期、第15期および第16期の配当性向については、無配のため記載しておりません。

5 従業員数には、退職者および臨時従業員数は含まれておりません。臨時従業員数は、[]外数で記載しております。なお、臨時従業員数には、有期従業員、パートタイマーは含み、派遣従業員は含まれておりません。

6 第15期は、決算期変更により、2016年4月1日から2016年12月31日の9ヶ月間となっております。

2 【沿革】

当社は、2002年11月1日、日本電気㈱の汎用DRAM事業を除く半導体に関する研究、設計、開発、製造、販売およびサービスに関する事業を会社分割により分社化し、日本電気㈱の100%子会社であるNECエレクトロニクス㈱として発足しました。その後、2003年7月24日に東京証券取引所市場第一部に株式を上場し、2010年4月1日には㈱ルネサステクノロジと合併し、ルネサスエレクトロニクス㈱に商号変更しました。

設立以降の動向については、以下のとおりであります。

年月	事項
2002年11月	日本電気㈱の汎用DRAMを除く半導体事業を会社分割により分社化し、日本電気㈱の100%子会社として神奈川県川崎市にNECエレクトロニクス㈱を設立
2003年7月	東京証券取引所市場第一部に株式を上場
2004年5月	山形日本電気㈱の高島工場における後工程部門を、台湾のASEグループに売却
2004年7月	当社から試作部門を分社化し、試作サービスの提供を主業務とするNECファブサブ㈱を設立
2004年10月	NECセミコンダクターズ九州㈱に山口日本電気㈱の組立および検査工程（後工程）を統合し、NECセミコンパッケージ・ソリューションズ㈱に社名変更
2005年1月	山形日本電気㈱において300ミリウエハ製造ラインの量産稼働開始
2005年10月	首鋼NECエレクトロニクス社の半導体開発および販売部門を北京NEC集成电路設計有限公司に統合し、NECエレクトロニクス中国社に社名変更
2006年4月	NEC化合物デバイス㈱を簡易合併方式により当社に吸収合併
2006年9月	韓国における営業拠点としてNECエレクトロニクス韓国社を設立
2006年9月	NECセミコンダクターズ・アイルランド社の組立および検査工程（後工程）ラインを閉鎖
2006年11月	NECデバイスポート㈱を簡易合併方式により当社に吸収合併
2007年6月	NECファブサブ㈱のフォトマスク事業を大日本印刷㈱へ譲渡
2007年10月	NECセミコンダクターズ・インドネシア社の組立および検査工程（後工程）ラインを閉鎖
2008年4月	九州日本電気㈱は、山口日本電気㈱およびNECセミコンパッケージ・ソリューションズ㈱を吸収合併し、NECセミコンダクターズ九州・山口㈱に商号変更 関西日本電気㈱は、福井日本電気㈱を吸収合併し、NECセミコンダクターズ関西㈱に商号変更 山形日本電気㈱は、NECセミコンダクターズ山形㈱に商号変更
2010年4月	㈱ルネサステクノロジと合併し、ルネサスエレクトロニクス㈱に商号変更(注)
2010年11月	ノキア・コーポレーションよりワイヤレスモデム事業を譲受
2010年12月	モバイルマルチメディア事業(ノキア・コーポレーションから譲り受けたワイヤレスモデム事業を含む。)を吸収分割によりルネサスモバイル㈱に承継
2011年5月	ルネサス エレクトロニクス・アメリカ社の前工程ライン（ローズビル工場）をドイツのテレフアンケン社に譲渡
2012年2月	ブラジルにおける販売支援拠点としてルネサス エレクトロニクス・ブラジル・サービス社の営業を開始
2012年3月	パワーアンプ事業および㈱ルネサス東日本セミコンダクタ長野デバイス本部の事業を㈱村田製作所へ譲渡
2012年7月	㈱ルネサス北日本セミコンダクタの前工程ライン（津軽工場）を富士電機㈱に譲渡
2013年1月	㈱ルネサスハイコンポーネンツの全株式をアオイ電子㈱に譲渡
2013年6月	㈱ルネサス北日本セミコンダクタ、ルネサス関西セミコンダクタ㈱および㈱ルネサス九州セミコンダクタの組立および検査工程（後工程）ライン（函館工場、福井工場および熊本工場）ならびに北海電子㈱の製造支援事業を㈱ジェイデバイスに譲渡
2013年9月	㈱産業革新機構、トヨタ自動車㈱、日産自動車㈱、㈱ケーヒン、㈱デンソー、キヤノン㈱、㈱ニコン、パナソニック㈱および㈱安川電機を割当先とする第三者割当増資を実施
2013年10月	ルネサスエレクトロニクス販売㈱を簡易合併方式により当社に吸収合併 ルネサスマイクロシステム㈱は、㈱ルネサスデザインを吸収合併し、ルネサスシステムデザイン㈱に商号変更 ルネサス武蔵エンジニアリングサービス㈱は、ルネサス北伊丹エンジニアリングサービス㈱およびルネサス高崎エンジニアリングサービス㈱を吸収合併し、ルネサスエンジニアリングサービス㈱に商号変更 ㈱ルネサス北日本セミコンダクタは、㈱ルネサス東日本セミコンダクタを吸収合併 ルネサス モバイル・ヨーロッパ社およびルネサス モバイル・インド社の全株式をブロードコム・コーポレーションに譲渡

年月	事項
2013年11月	首鋼NECエレクトロニクス社の当社持分を首鋼総会社に譲渡
2014年2月	インドにおける営業拠点としてルネサス エレクトロニクス・インド社を設立
2014年3月	ルネサス山形セミコンダクタ㈱の前工程ライン（鶴岡工場）をソニーセミコンダクタ㈱に譲渡
2014年4月	半導体前工程製造事業に関し、ルネサス関西セミコンダクタ㈱を存続会社として、当社の半導体前工程製造事業、ルネサスセミコンダクタ九州・山口㈱の半導体前工程製造事業、(株)ルネサス北日本セミコンダクタの結晶事業、ルネサス甲府セミコンダクタ㈱、(株)ルネサス那珂セミコンダクタ、(株)ルネサス セミコンダクタエンジニアリングおよびルネサス山形セミコンダクタ㈱を吸収分割および吸収合併にて集約し、ルネサス セミコンダクタマニュファクチュアリング㈱に商号変更
	半導体後工程製造事業に関し、ルネサスセミコンダクタ九州・山口㈱を存続会社として、当社の半導体後工程製造事業、(株)ルネサス北日本セミコンダクタ、(株)ルネサス柳井セミコンダクタ、羽黒電子㈱、北海電子㈱および(株)ルネサス九州セミコンダクタを吸収分割および吸収合併にて集約し、ルネサス セミコンダクタパッケージ&テストソリューションズ㈱に商号変更
2014年10月	ルネサスマバイル㈱を簡易合併方式により当社に吸収合併 (株)ルネサスエスピードライバの当社が保有する全株式を米国シナプティクス社の欧州子会社に譲渡
2015年4月	当社のデバイスソリューション開発機能を簡易吸収分割方式により(株)ルネサス ソリューションズへ移管 当社の開発支援機能を簡易吸収分割方式によりルネサス エンジニアリングサービス㈱へ移管 (株)ルネサス ソリューションズのキット、プラットフォーム、分野ソリューションおよび拡張インフラの各開発機能などを簡易吸収分割方式により当社に移管 (株)ルネサス ソリューションズは、ルネサス システムデザイン㈱を吸収合併し、ルネサス システムデザイン㈱に商号変更
2016年2月	ルネサス セミコンダクタマニュファクチュアリング㈱の滋賀工場の一部（8インチウェハ生産ライン）をローム滋賀㈱に譲渡
2016年6月	ルネサス エレクトロニクス・シンガポール社を存続会社として、同社とルネサス セミコンダクタ・シンガポール社を合併
2017年2月	米国Intersil Corporation（以下「インターシル社」）の全株式を取得し、同社を当社の子会社化
2017年5月	ルネサス セミコンダクタパッケージ&テストソリューションズ㈱の受託開発・製造および画像認識システム開発・製造・販売事業を日立マクセル㈱に譲渡
2017年7月	ルネサスシステムデザイン㈱を簡易合併方式により当社に吸収合併
2018年1月	インターシル社は、ルネサス エレクトロニクス・アメリカ社を吸収合併し、ルネサス エレクトロニクス・アメリカ社に商号変更

(注) 当該合併に伴い、(株)ルネサステクノロジの関係会社を承継するとともに、当社グループの関係会社の一部について、再編、商号変更などを実施しております。

3 【事業の内容】

当社グループは、2017年12月31日現在、当社、子会社50社（国内4社、海外46社）および持分法適用関連会社1社（国内1社）により構成されております。当社グループは、半導体専業メーカーとして、各種半導体に関する研究、設計、開発、製造、販売およびサービスを行っております。

当社グループの研究、設計、開発、製造、販売およびサービス機能は、主に当社および当社の子会社が分業しております。研究、設計、開発機能は、当社が担当するほか、インターシル社、ルネサス セミコンダクタデザイン北京社、ルネサス デザイン・ベトナム社およびルネサス エレクトロニクス・ヨーロッパ社など、海外の子会社が担当しております。製造機能は、主に国内外の生産子会社が担当しておりますが、ファウンドリなどの外部生産委託先も必要に応じて活用しております。販売およびサービス機能は、国内においては、主に提携する販売特約店を通じて行っており、海外においては、主にルネサス エレクトロニクス・アメリカ社、ルネサス エレクトロニクス・ヨーロッパ社およびルネサス エレクトロニクス香港社など、海外の販売子会社を通じて行っております。

当社グループは、半導体事業の単一セグメントであります。2017年2月に買収したインターシル社を統合し、3事業本部体制に再編したことに伴い、当社は、当連結会計年度中に半導体売上の開示情報について、当社グループの主要な事業内容である「自動車向け事業」、「産業向け事業」、「ブロードベースド向け事業」およびこれらに属さない「その他半導体」に変更しました。

自動車向け事業には、自動車のエンジンや車体などを制御する半導体を提供する「車載制御」とカーナビゲーションなどの車載情報機器向け半導体を提供する「車載情報」が含まれております。当事業において、当社グループはそれぞれマイクロコントローラ、S o C（system-on-a-chip）、アナログ半導体およびパワー半導体を中心に提供しております。

産業向け事業には、スマート社会を支える「スマートファクトリー」、「スマートホーム」および「スマートインフラ」が含まれております。当事業において、当社グループはそれぞれマイクロコントローラおよびS o Cを中心に提供しております。

ブロードベースド向け事業は、分野を問わない幅広い用途を対象としており、当事業において、当社グループは「汎用マイクロコントローラ」および「汎用アナログ半導体」を中心に提供しております。

また、その他半導体として、主に受託生産やロイヤルティ収入があります。

加えて、当社の設計および生産子会社が行っている半導体の受託開発、受託生産などを、「その他売上高」に分類しております。

（注）インターシル社は、2018年1月1日付で、ルネサス エレクトロニクス・アメリカ社を吸収合併し、ルネサス エレクトロニクス・アメリカ社に商号変更しております。

当社グループの連結子会社（50社）および持分法適用関連会社（1社）を主な事業内容別に記載すると次のとおりとなります。

2017年12月31日現在

	国内子会社	海外子会社
販売	(連結子会社) 1社 (持分法適用関連会社) ㈱ルネサスイーストン	(連結子会社) ルネサス エレクトロニクス中国社 ルネサス エレクトロニクス上海社 ルネサス エレクトロニクス香港社 ルネサス エレクトロニクス台湾社 ルネサス エレクトロニクス韓国社 ルネサス エレクトロニクス・シンガポール社 ルネサス エレクトロニクス・マレーシア社 ルネサス エレクトロニクス・インド社 ルネサス エレクトロニクス・アメリカ社 ルネサス エレクトロニクス・カナダ社 ルネサス エレクトロニクス・ブラジル・サービス社 ルネサス エレクトロニクス・ヨーロッパ社 (イギリス) ルネサス エレクトロニクス・ヨーロッパ社 (ドイツ) 他7社
製造・製造支援	(連結子会社) ルネサス セミコンダクタマニュファクチュアリング㈱ ルネサス セミコンダクタパッケージ&テストソリューションズ㈱	(連結子会社) ルネサス セミコンダクタ北京社 ルネサス セミコンダクタ蘇州社 ルネサス セミコンダクタ・ケイエル社 ルネサス セミコンダクタ・マレーシア社 ルネサス セミコンダクタ・ケダ社 ルネサス セミコンダクタテクノロジ・マレーシア社
設計・開発・応用技術	(連結子会社) ルネサス エンジニアリングサービス㈱	(連結子会社) ルネサス セミコンダクタデザイン北京社 ルネサス デザイン・ベトナム社 ルネサス セミコンダクタデザイン・マレーシア社 他1社
事業会社・その他		(連結子会社) インターシル社 (アメリカ) インターシル・インターナショナル・オペレーション社 (マレーシア) インターシル・ルクセンブルク社 他13社

(注) 1 海外の販売子会社の一部は、設計・開発の事業も行っております。

2 インターシル社は、2018年1月1日付で、ルネサス エレクトロニクス・アメリカ社を吸収合併し、ルネサス エレクトロニクス・アメリカ社に商号変更しております。

4 【関係会社の状況】

2017年12月31日現在

名称	住所	資本金または 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 または被所有 割合(%) (注1)	関係内容
(連結子会社)					
ルネサス セミコンダクタマニ ファクチュアリング㈱(注2)	茨城県ひたちなか市	100	半導体製品の製造 (前工程)	100.0	当社製品の製造 貸付金－無 不動産/設備の賃貸－有 役員の兼任－無
ルネサス セミコンダクタパッ ケージ&テストソリューションズ㈱ (注2)	群馬県高崎市	100	半導体製品の製造 (後工程)	100.0	当社製品の製造 貸付金－有 不動産/設備の賃貸－有 役員の兼任－無
ルネサス エンジニアリングサー ビス㈱	東京都小平市	50	半導体製品の設計 支援	100.0	当社製品の設計付帯業務 貸付金－無 不動産/設備の賃貸－有 役員の兼任－無
ルネサス エレクトロニクス中国 社(注2)	中国 北京市	千米ドル 38,540	半導体製品の中国 における販売	100.0	当社製品の販売 貸付金－無 不動産/設備の賃貸－無 役員の兼任－無
ルネサス エレクトロニクス上海 社	中国 上海市	千米ドル 7,100	半導体製品の中国 における販売	100.0	当社製品の販売 貸付金－有 不動産/設備の賃貸－無 役員の兼任－無
ルネサス エレクトロニクス香港 社(注2)(注6)	中国 香港	千香港ドル 15,000	半導体製品の香港 における販売	100.0	当社製品の販売 貸付金－無 不動産/設備の賃貸－無 役員の兼任－無
ルネサス エレクトロニクス台湾 社	台湾 台北市	千台湾ドル 170,800	半導体製品の台湾 における販売	100.0	当社製品の販売 貸付金－無 不動産/設備の賃貸－無 役員の兼任－無
ルネサス エレクトロニクス韓国 社	韓国 ソウル市	千ウォン 3,751,885	半導体製品の韓国 における販売	100.0	当社製品の販売 貸付金－無 不動産/設備の賃貸－無 役員の兼任－無
ルネサス エレクトロニクス・シ ンガポール社	シンガポール	千米ドル 32,287	半導体製品のアセ アン、インド、オ セアニアおよび中 近東地区における 販売	100.0	当社製品の販売 貸付金－無 不動産/設備の賃貸－無 役員の兼任－無
ルネサス エレクトロニクス・マ レーシア社	マレーシア セランゴール州	千リンギット 700	半導体製品のマレ ーシアにおける販 売支援	100.0 (100.0) (注3)	当社製品の販売支援 貸付金－無 不動産/設備の賃貸－無 役員の兼任－無
ルネサス エレクトロニクス・イ ンド社	インド バンガロール市	千インド ルピー 32,500	半導体製品のイン ドにおける販売	100.0 (99.90) (注3)	当社製品の販売 貸付金－無 不動産/設備の賃貸－無 役員の兼任－無
ルネサス エレクトロニクス・ア メリカ社(注2)(注5)	アメリカ カリフォルニア州	千米ドル 380,800	半導体製品のアメ リカにおける設 計、開発および販 売	100.0	当社製品の設計、開発およ び販売 貸付金－無 不動産/設備の賃貸－無 役員の兼任－無
ルネサス エレクトロニクス・カ ナダ社	カナダ オンタリオ州	千カナダドル 2,100	半導体製品のカナ ダにおける販売	100.0 (100.0) (注3)	当社製品の販売 貸付金－無 不動産/設備の賃貸－無 役員の兼任－無
ルネサス エレクトロニクス・ブ ラジル・サービス社	ブラジル サンパウロ州	—	半導体製品のブラ ジルおよび南米地 域における販売 (技術)支援	100.0 (100.0) (注3)	当社製品の販売(技術)支 援 貸付金－無 不動産/設備の賃貸－無 役員の兼任－無

名称	住所	資本金または出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有または被所有割合(%) (注1)	関係内容
ルネサス エレクトロニクス・ヨーロッパ社(イギリス)(注2) (注6)	イギリス バッキンガムシャー州	千ポンド 32,920	半導体製品のヨーロッパにおける設計、開発および販売	100.0	当社製品の設計、開発および販売 貸付金—無 不動産/設備の賃貸—無 役員の兼任—無
ルネサス エレクトロニクス・ヨーロッパ社(ドイツ)(注2)(注6)	ドイツ デュッセルドルフ市	千ユーロ 14,000	半導体製品のヨーロッパにおける設計、開発および販売	100.0 (100.0) (注3)	当社製品の設計、開発および販売 貸付金—無 不動産/設備の賃貸—無 役員の兼任—無
ルネサス セミコンダクタ北京社(注2)	中国 北京市	千米ドル 90,444	半導体製品の製造(後工程)	100.0	当社製品の製造 貸付金—無 不動産/設備の賃貸—無 役員の兼任—無
ルネサス セミコンダクタ蘇州社(注2)	中国 蘇州市	千米ドル 43,226	半導体製品の製造(後工程)	100.0 (6.33) (注3)	当社製品の製造 貸付金—無 不動産/設備の賃貸—無 役員の兼任—無
ルネサス セミコンダクタ・ケイエエル社(注2)	マレーシア セラングール州	千リンギット 118,237	半導体製品の製造(後工程)	100.0	当社製品の製造 貸付金—有 不動産/設備の賃貸—無 役員の兼任—無
ルネサス セミコンダクタ・マレーシア社(注2)	マレーシア ペナン州	千リンギット 84,000	半導体製品の製造(後工程)	90.0	当社製品の製造 貸付金—無 不動産/設備の賃貸—無 役員の兼任—無
ルネサス セミコンダクタ・ケダ社	マレーシア ケダ州	千リンギット 1,000	半導体製品の製造(後工程)	100.0 (100.0) (注3)	当社製品の製造 貸付金—無 不動産/設備の賃貸—無 役員の兼任—無
ルネサス セミコンダクタテクノロジー・マレーシア社	マレーシア ペナン州	千リンギット 1,000	半導体製品の製造(後工程)	100.0 (100.0) (注3)	当社製品の製造 貸付金—無 不動産/設備の賃貸—無 役員の兼任—無
ルネサス セミコンダクタデザイン北京社	中国 北京市	千米ドル 7,000	半導体製品の設計および開発	100.0	当社製品の設計および開発 貸付金—無 不動産/設備の賃貸—無 役員の兼任—無
ルネサス デザイン・ベトナム社(注2)	ベトナム ホーチミン市	千米ドル 10,200	半導体製品の設計および開発	100.0	当社製品の設計および開発 貸付金—無 不動産/設備の賃貸—無 役員の兼任—無
ルネサス セミコンダクタデザイン・マレーシア社	マレーシア ペナン州	千リンギット 1,000	半導体製品の設計および開発	100.0 (100.0) (注3)	当社製品の設計および開発 貸付金—無 不動産/設備の賃貸—無 役員の兼任—無
インターシル社(注2)(注5)	アメリカ カリフォルニア州	千米ドル 1,379	アナログ半導体製品の設計、開発、製造および販売	100.0	当社製品の設計、開発、製造および販売 貸付金—無 不動産/設備の賃貸—無 役員の兼任—無
インターシル・インターナショナル・オペレーション社(注2)	マレーシア クアラルンプール	千リンギット 426,302	当社グループ会社の一部業務受託管理	100.0 (100.0) (注3)	シェアードサービス(当社グループ内会社業務) 貸付金—無 不動産/設備の賃貸—無 役員の兼任—無
インターシル・ルクセンブルク社(注2)	ルクセンブルク	千米ドル 91,585	販売会社管理	100.0 (100.0) (注3)	販売会社管理 貸付金—無 不動産/設備の賃貸—無 役員の兼任—無
その他連結子会社 22社 (持分法適用関連会社)					
㈱ルネサスイーストン(注4)	東京都千代田区	5,042	半導体製品の販売	15.0	当社製品に関する販売特約店 貸付金—無 不動産/設備の賃貸—無 役員の兼任—無

- (注) 1 議決権の所有または被所有割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2 特定子会社に該当しております。
3 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。
4 有価証券報告書を提出しております。

- 5 インターシル社は、2018年1月1日付で、ルネサス エレクトロニクス・アメリカ社を吸収合併し、ルネサス エレクトロニクス・アメリカ社に商号変更しております。
- 6 ルネサス エレクトロニクス香港社およびルネサス エレクトロニクス・ヨーロッパ社（イギリス）については、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。
- | | | |
|------------------|-----------|-----------|
| ルネサス エレクトロニクス香港社 | (1) 売上高 | 86,056百万円 |
| の主要な損益情報等 | (2) 経常利益 | 819百万円 |
| | (3) 当期純利益 | 710百万円 |
| | (4) 純資産額 | 8,955百万円 |
| | (5) 総資産額 | 26,796百万円 |

ルネサス エレクトロニクス・ヨーロッパ社（イギリス）	(1) 売上高	109,120百万円
の主要な損益情報等	(2) 経常利益	1,613百万円
	(3) 当期純利益	957百万円
	(4) 純資産額	22,428百万円
	(5) 総資産額	56,069百万円

なお、ルネサス エレクトロニクス・ヨーロッパ社（イギリス）の数値はルネサス エレクトロニクス・ヨーロッパ社（ドイツ）を含む連結決算数値であります。

5 【従業員の状況】

当社グループは半導体事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載は省略しております。

(1) 連結会社の状況

2017年12月31日現在

従業員数(名)
20,513[743]

- (注) 1 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は、2017年12月31日現在の人員を[]外数で記載しております。
- 2 臨時従業員数には、有期従業員、パートタイマーは含み、派遣従業員は含まれておりません。

(2) 提出会社の状況

2017年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
5,663[一]	45.3	21.1	8,920,965

- (注) 1 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は、2017年12月31日現在の人員を[]外数で記載しております。
- 2 平均勤続年数は、(株)日立製作所、三菱電機(株)、日本電気(株)およびこれらの関係会社からの勤続年数を通算しております。
- 3 平均年間給与の金額には、賞与および基準外賃金を含んでおります。
- 4 2017年7月にルネサスシステムデザイン(株)を当社に吸収合併したことに伴い、当連結会計年度末において、当社の従業員数は、前連結会計年度末と比べ、2,634人増加しております。

(3) 労働組合の状況

2017年12月31日現在、当社の労働組合はルネサスエレクトロニクス労働組合であり、全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会（電機連合）に所属しております。2017年12月31日現在の組合員数は3,709人であります。

なお、労使関係は安定しており、特に記載すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

当社グループは、前連結会計年度より、一部の連結会社を除き、事業年度の末日を3月31日から12月31日に変更しました。これに伴い、前連結会計年度は、2016年4月1日から2016年12月31日までの9ヶ月間となっております。

このため、以下、当連結会計年度の業績に関しては、前年同一期間である2016年1月1日から2016年12月31日までの業績と比較して記載しております。

(1) 当連結会計年度の業績

当連結会計年度の売上高は、前年同一期間と比べ22.1%増加し、7,803億円となりました。これは、2017年2月にインターシル社の買収を完了し、同社の売上が当社グループの連結売上として計上されたことに加え、前年同一期間における2016年熊本地震の被災影響が解消したことや円安が進行したことが売上増の主な要因であります。また、当社グループの主力事業領域である半導体売上高は、前年同一期間と比べ23.2%増加し、7,644億円となりました。設計および生産子会社が行っている半導体の受託開発、受託生産などが含まれている、その他売上高は158億円となりました。

当社グループの主力事業である半導体売上高を、「自動車向け事業」、「産業向け事業」、「ブロードベースド向け事業」およびこれらに属さない「その他半導体」に分類した、各々の売上高は次のとおりであります。

当連結会計年度における自動車向け事業の売上高は、前年同一期間と比べ16.4%増加し、4,078億円となりました。「車載制御」および「車載情報」の売上が共に増加したことによるものであります。産業向け事業の売上高は、前年同一期間と比べ15.7%増加し、2,177億円となりました。主に「スマートインフラ」の売上が横ばいで推移したものの、FA (Factory Automation) をはじめとする産業機器や中国向けエアコンなどの需要増により、「スマートファクトリー」および「スマートホーム」の売上が増加したことによるものであります。ブロードベースド向け事業の売上高は、前年同一期間と比べ75.1%増加し、1,340億円となりました。主に「汎用マイクロコントローラ」の売上が横ばいで推移したものの、インターシル社買収に伴い、「汎用アナログ半導体」の売上が増加したことによるものであります。

その他半導体の売上高は、50億円となりました。

当連結会計年度の営業利益は784億円となり、前年同一期間と比べ80億円の増加となりました。これは、インターシル社買収に伴うのれん償却額の計上による減少要因があったものの、売上高が増加したことなどによるものであります。

当連結会計年度の経常利益は753億円となり、前年同一期間と比べ141億円の増加となりました。これは、営業利益の増加に加え、為替差損益などの営業外損益が改善したことなどによるものであります。

当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は772億円となり、前年同一期間と比べ228億円の増加となりました。これは、特別損益が改善したことなどによるものであります。

(2) 当連結会計年度のキャッシュ・フロー

当連結会計年度における営業活動によるキャッシュ・フローは1,642億円の収入となりました。これは主として、税金等調整前当期純利益を848億円計上したこと、およびその中に含まれる減価償却費などの非資金損益項目を調整したことなどによるものであります。

当連結会計年度における投資活動によるキャッシュ・フローは4,326億円の支出となりました。これは主として、インターシル社の株式を取得したこと、および有形固定資産の取得による支出を計上したことなどによるものであります。

この結果、当連結会計年度におけるフリー・キャッシュ・フローは2,684億円の支出となりました。

当連結会計年度における財務活動によるキャッシュ・フローは、632億円の収入となりました。これは主として、主要取引銀行とのコミットメントライン契約に係る借入を実行したこと、およびタームローン契約を実行したことなどによるものであります。

現金及び現金同等物の当連結会計年度末残高は、前連結会計年度末残高と比べ2,148億円減少し、1,395億円となりました。

2 【生産、受注および販売の状況】

当社グループの生産・販売品目は広範囲かつ多種多様であり、同種の製品群であっても、その性能、構造、形式などは必ずしも一様ではないこと、受注生産形態をとらない製品も多いことなどから、品目ごとに生産規模、受注規模を金額あるいは数量で示すことはしておりません。

このため、生産、受注および販売の状況については「第2 事業の状況 7 財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況の分析」における半導体売上高の主要な事業内容に関連付けて示しております。

なお、主な相手先別の販売実績および総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額(百万円)	比率(%)	金額(百万円)	比率(%)
㈱リョーサン	65,098	13.8	106,526	13.7

(注) 上表金額には消費税等を含んでおりません。

3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

前述「第2 事業の状況 1 業績等の概要」に記載のとおり、当連結会計年度における当社グループの業績については、前年同一期間と比べ、売上高が大幅に増加し、当社グループが一丸となって、先の「変革プラン」の成果を確実に刈り取った結果、営業利益率は2桁%を維持し、安定的な経営基盤の確立に一定の目処を立てました。

しかしながら、当社グループが変化と競争の厳しい半導体業界を永続的に勝ち抜き、すべてのステークホルダーの要望に応え続けていくためには、継続的な製品ミックスの改善や利益の拡大を伴う成長を継続することが必要と考えております。

この目的を達成するため、今後も、当社グループは、「構造改革から成長ステージへの加速に向けた事業ポートフォリオの拡充・強化」と「継続的な生産構造の最適化」という課題に取り組みます。

(1) 構造改革から成長ステージへの加速に向けた事業ポートフォリオの拡充・強化

当社グループでは、構造改革から成長ステージへ飛躍し、安定的な利益成長を遂げるため、当社グループがグローバルに強みを持ち、競争力を発揮できる自動車向け、産業向けおよびブロードベースド向けという注力分野において、引き続き、オーガニック的アプローチ（当社グループの既存事業を拡充・強化するアプローチ）とインオーガニック的アプローチ（他社との戦略的な提携、買収等を活用したアプローチ）の双方を用いて、事業ポートフォリオの拡充・強化を加速します。

まず、オーガニック的アプローチによる取り組みとしては、当連結会計年度に完了したインターシル社の買収に伴う事業ポートフォリオと技術開発領域の変化に迅速に対応しながら、引き続き、一層の事業構造とR&D（研究開発）の最適化に取り組みます。当社グループでは、注力分野において、安定的な利益成長を実現するため、定期的に市場、顧客、競合などの事業環境を注力分野単位で分析・評価するとともに、当社グループの競争優位性と収益性の観点から、事業ポートフォリオの見直しを実施し、事業領域と製品の選択と集中、そして製品競争力を下支えし、高付加価値プラットフォームソリューションを実現する製品・技術開発の強化を推進しています。具体的には、各製品に共通して活用されるIP（設計資産）、設計技術、製造技術などの共通技術の中から、将来的な必要性・重要性、当社グループの技術的なポジションなどを考慮のうえ、当社グループが注力すべき重点共通技術を選定し、これらの重点共通技術に経営資源を集中的に投入しています。今後も、当社グループは、グローバル競争の激しい半導体市場において確固たるポジションを維持・強化できるよう、これらの取り組みを継続して強化します。

また、当連結会計年度に買収したインターシル社について、今後、製品ラインナップの充実、販売ルート拡大、開発技術・製品の融合、互いの生産モデルを活用したグローバルな生産体制の構築などのシナジー効果を最大限に発現させ、当社グループの注力分野の拡充・強化に努めていくとともに、引き続きインオーガニック的アプローチによる取り組みを進めます。

(2) 継続的な生産構造の最適化の推進

当社グループは、先の「変革プラン」を通じて、大幅な生産構造の最適化を実現しましたが、今後も、継続して、より効率的な生産構造に改善することに加え、世界のお客様のニーズに応えるフレキシブルな生産体制を構築します。

具体的には、まず、当社グループでは、新規設備などと比較して生産効率が低い設備や生産プロセスで生産を継続している生産工場が一部存在しているため、今後も、生産拠点の再編を含むさらなる生産効率の向上と生産コストの低減に向けた生産構造の最適化を不断に推進していく所存です。

また、当連結会計年度においても、当社グループの注力製品の旺盛な需要に応えるため、増産投資、設備刷新などを積極的に行いました。今後も、当社グループでは、高い競争力を有する生産プロセスとスマートファクトリー化に対応した設備投資をグループ工場に継続する一方、外部に生産を委託するアウトソースを活用するなど、お客様のニーズにフレキシブルに応えられる生産構造の構築に邁進します。

4 【事業等のリスク】

当社グループの事業その他に関するリスクとして、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において入手し得る情報に基づいて当社グループが判断したものであります。

(1) 市況の変動

当社グループは、世界各国の景気循環、最終顧客の製品の需要の変化などに起因する、半導体市場の市況変動の影響を受けております。当社グループでは、常に市況の動向を見極めながら事業活動を遂行しておりますが、その影響を完全に回避することは困難であるため、市況が下降した局面においては、製品需要の縮小、生産・在庫数量の増加および販売価格の低下を招く可能性があります。その結果、当社グループの売上の減少や、工場稼働率の低下に伴う売上総利益率の悪化につながり、収益が悪化する可能性があります。

(2) 為替相場および金利の変動

当社グループは、世界各地域において様々な通貨を通じて事業活動を行っております。当社グループは為替変動のリスクをヘッジする取組みを行っておりますが、為替相場が大きく変動した場合、外貨建取引の売上高、外貨建の資材コスト、海外工場の生産コストなど当社グループの業績および財政状態に影響を受ける可能性があります。また、当社の外貨建の資産・負債を日本円に換算表示すること、さらに、海外子会社における外貨表示の財務諸表を日本円に換算表示することによっても、当社グループの資産・負債および収益・費用は変動します。

また、金利の変動により、当社グループの事業運営に係る経費、資産および負債の価値が影響を受けるため、これにより、当社グループの事業、業績および財政状態が悪影響を受ける可能性があります。

(3) 自然災害など

地震、台風、洪水などの自然災害、事故、テロ、感染症をはじめとした当社グループがコントロールできない事由によって、当社グループの事業活動が悪影響を受ける可能性があります。特に、当社グループは、地震が発生する確率が世界の平均より高いと考えられる地域に重要な施設・設備を保有しており、地震の発生時に、その影響により当社グループの施設・設備が損傷を受け、操業を停止せざるを得ないなど、多くの損害が発生する可能性があります。当社グループでは、こうしたリスクに備えて、各種事前対策、緊急対策等を定めたBCP（事業継続計画）などを策定・運用するとともに、各種保険に加入しておりますが、それにより全ての損害を補填できるという保証はありません。

(4) 競争

半導体市場は熾烈な競争状態にあり、当社グループは、製品の性能、構成、価格、品質などの様々な面で、国内外の多くの同業他社との激しい競争にさらされております。とりわけ、近年において、同業他社間による買収、統合、業務提携等が行われており、今後もその可能性があります。その結果、当社を取り巻く競争環境はさらに激化する可能性があります。当社グループでは、競争力の維持強化に向けて、先端技術の設計、開発のプラットフォーム化、原価低減の推進、第三者との戦略的提携やさらなる企業買収の可能性の検討などの様々な施策に取り組んでおりますが、これらの施策を適時適切に行えなかった場合、製品のマーケットシェアが低下し、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、熾烈な市場競争により、当社グループ製品の販売価格が急激な下方圧力に晒され、それを価格交渉や原価低減などの様々な収益性改善のための施策では補いきれずに、売上総利益率の悪化に見舞われる可能性があります。さらに、売上総利益率が低い当社グループ製品について、顧客において他の製品への移行が困難または一定の期間を要する場合等には、当社グループは、適時に生産の中止・減少が行えない可能性があり、その結果、当社グループの収益性を低下させる可能性があります。

(5) 事業戦略の推進

当社グループは、急激に変化する経営環境下で、収益基盤を強化するため、中期成長戦略の策定、当社グループ内における組織体制の改編など様々な事業戦略および構造改革を遂行しております。これらの事業戦略および構造改革には一定の費用が伴う一方で、経済・事業環境の変化、将来の不確実な要因、予期できない要因などにより、その遂行が困難になる可能性や当初計画していた効果を得られない可能性がある他、当初の見込みを上回る費用が

発生する可能性があり、その結果、当社グループの業績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(6) グローバルな事業展開

当社グループは、グローバルに事業を展開しておりますが、潜在的な顧客と現地企業との間の長期に亘る関係などの障壁、投資、輸出入に関する制限、関税、公正な取引などの各種規制、政治的・社会的・経済的リスク、疾病またはウィルスの流行または感染、為替変動、賃金水準の上昇、物流障害などの様々な要因により悪影響を受ける可能性があります。その結果、当社グループは、グローバルな事業展開に関する当初の目的を達成できず、当社グループの事業、業績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(7) 戦略的提携および企業買収

当社グループは、事業拡大や競争力の強化などを目的として、重要な技術や製品の研究開発、生産などの分野において、第三者との間で、共同出資関係を含む戦略的提携や企業買収を実施することがあり、例えば、2017年2月には米国の大手アナログ半導体メーカーであるインターシル社を買収しています。当社グループでは、これらの提携や買収にあたって、投資回収や収益性などの可能性について様々な観点から検討していますが、事業遂行、技術、製品、人事、システム、関連当局の独占禁止法（競争法）への対応などの面で統合に時間と費用を要することに加え、資金調達、技術管理、製品開発などの経営戦略について提携先・買収先と不一致が生じたり、提携先・買収先において財務上その他の事業上の問題が生じた場合などに、提携関係・資本関係を維持できない、または買収時に想定していた投資回収や収益性を実現できなくなる可能性があります。また、提携先・買収先の主要顧客や主要人員を維持・確保できないことなどにより、想定していたシナジーやメリットが実現できない可能性があるなど、提携や買収が当初の期待通りの目的を達成できる保証はありません。

(8) 資金調達

当社グループは、事業資金を金融機関からの借入などにより調達しておりますが、新製品を発売し、事業・投資計画を実行し、製造能力を拡張し、技術もしくはサービスを取得し、または負債を返済するため、将来、追加的に資金を調達しなければならない可能性があります。半導体業界の事業環境の悪化、金融・証券市場の環境の悪化、貸手側の融資方針の変更などにより、当社グループが必要な資金を適時に調達できない、または資金調達コストが増加する可能性があることなどにより、当社グループの資金調達が制約される可能性があります。なお、当社グループが金融機関と締結している借入に係る契約の一部には財務制限条項が定められております。万一、当社グループの財務内容などの悪化により同条項に抵触し、上記借入について期限の利益を喪失する場合、当社グループの事業、業績および財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

(9) 追加ファイナンスについて

2012年12月10日開催の取締役会決議に基づく第三者割当増資の実行後、当社において更なる成長資金が必要となった場合、(株)産業革新機構より合計500億円を上限として、追加の出資または融資を行う用意がある旨の申し出を受けております。かかる追加の出資または融資の具体的な条件および時期は現時点において何ら決定しておらず、かかる追加の出資または融資が確実に実行される保証はありません。当該申し出に基づき、出資が実行された場合には、更なる既存株式の希釈化が生じ、当社株価に悪影響を及ぼす可能性があります。また、当該申し出に基づき融資が実行された場合には、当社有利子負債が増加し、事業活動などが制約を受ける可能性があります。さらに、今後、金利の変動が発生した場合、当社グループの事業、業績および財政状態が悪影響を受ける可能性があります。

(10) 筆頭株主である(株)産業革新機構との関係について

当社は、2013年9月30日に第三者割当増資の方法により、(株)産業革新機構等を割当先として普通株式を発行し、(株)産業革新機構は、当該株式の引受けにより当社の議決権総数の過半数を所有する大株主となりました。2017年6月以降、同社は、段階的にその所有株式を売却しましたが、本書提出日現在において、当社の議決権総数の1/3以上を所有しております。そのため、同社による当社株主総会における議決権行使などにより、当社グループの事業運営が重大な影響を受ける可能性があります。また、(株)産業革新機構は、投資目的で当社株式を所有しており、将来において当該株式を市場売却した場合には、売却時の市場環境などにより、当社株式の市場価格などに重大な影響を与える可能性があります。

(11) 急速な技術革新など

当社グループが事業を展開している半導体市場は、急速な技術変化と技術標準の進展などを特徴としております。そのため、当社グループがこうした変化について、研究開発などにより適切に対応できなかった場合、当社グ

ループ製品の陳腐化、代替製品の出現などにより、当社グループの事業、業績および財政状態に悪影響を与える可能性があります。

(12) 製品の生産

① 生産工程

半導体製品は、非常に複雑な生産工程を経て生産されております。当社グループは、歩留り（材料当たりの製品良品率）を改善するため、生産工程の適切な管理および改良に継続して取り組んでおりますが、この生産工程に何らかの問題が発生した場合は、歩留りの悪化による製品出荷の遅延や出荷数量の減少、最悪の場合は出荷停止の結果を招く可能性があります。

② 原材料、部品、生産設備等の調達

半導体製品の生産にあたっては、その生産に必要な原材料、部品、生産設備などを適時に調達する必要があります。当社グループは、これらの調達に関連する問題の発生を回避するため、複数の供給者との緊密な関係構築に努めておりますが、原材料などの中には特定の供給者からしか入手できないものも含まれているため、需給が逼迫した場合や、供給者において自然災害や事故、経営状況の悪化、事業撤退などの事象が発生した場合、これらを適時に調達できず、また調達できる場合でも調達価格が大幅に上昇する可能性があります。また、調達した原材料や部品に欠陥が存在した場合、当社グループの生産工程に悪影響が生じる可能性や当社グループにおける追加の費用負担が発生する可能性があります。

③ 外部への生産委託

当社グループは、半導体製品の生産の一部を外部のファウンドリ（受託生産専門会社）などに委託しております。これらの外注先の選定にあたっては、技術力や供給能力などについて、あらかじめ厳しく審査を行い、信頼できる会社を選定しておりますが、外注先の責による納入の遅延や製品の欠陥をはじめとした、生産面でのリスクが生じる可能性を否定できず、外注先の生産能力不足や自然災害による外注先の操業停止などにより、当社グループが十分な製品供給を行えない可能性があります。

④ 適切な水準での生産能力の維持

半導体市場は市況変動の影響を受けやすく、また、将来の製品需要を正確に予測することは困難であるため、必ずしも当社グループの生産能力を製品需要と見合った適切な水準に維持できるとは限りません。また、生産能力増強のための設備投資を行う場合であっても、通常、実際に当社グループの生産能力の増強に寄与するまでには一定期間を要します。

そのため、特定の製品に関する需要が、ある時点における当社グループの生産能力を大幅に超過し、かかる需要超過の状態が継続した場合であっても、顧客が希望する製品供給を適時適切に行うことができず、当該製品に関する販売機会の喪失、競合他社製品への切り替えによるマーケットシェアの低下、当該顧客との関係悪化等を招く可能性があります。

他方、特定の製品に関する製品需要の高まりに応じて設備投資を行い、生産能力の増強を図った場合であっても、当該設備投資により実際に生産能力が増強される時点以降において当該製品に関する需要が維持される保証はなく、実際の製品需要が想定を下回った場合等において当該設備投資について見込んだ収益による投資の回収が行えない可能性があります。

(13) 品質問題

当社グループでは、様々な施策を通じて、当社グループ製品の品質向上に取り組んでおりますが、これらの製品に用いられる技術の高度化、顧客における製品の使用方法の多様化、外部調達した原材料や部品における欠陥などにより、出荷時に発見できない欠陥、異常または故障が製品に存在する可能性があり、顧客への出荷後にそれらが発見される場合があります。この場合、製品の返品や交換、損失の補償、製品の採用打ち切りなどの結果につながり、当社グループの経営成績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。こうした事態に備えて、当社グループでは、生産物賠償責任保険（PL保険）、生産物回収費用保険（リコール保険）などの保険に加入しておりますが、それにより損失を全額補填できるという保証はありません。

(14) 製品の販売

① 主要顧客への依存

当社グループは、当社グループ製品の顧客に対する売上高の多くを特定の主要顧客に依存しております。これら

の主要顧客が当社グループ製品の採用を中止し、または著しくその発注数量を減らした場合、当社グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

② 顧客固有の仕様に基づいた製品に係る顧客からの計画の変更など

当社グループは、顧客からその顧客固有の仕様に基づいた製品の開発を受注することがあります。しかし、受注後に、発注元の顧客がその製品を搭載する予定であった最終製品の市場への投入を延期または中止したり、その製品の機能・性能が顧客の要求に満たない場合には、その製品の採用を中止する可能性があります。また、顧客は、その製品を組み込んだ最終製品の売れ行きが芳しくない場合、その製品の発注数量を減少させ、または納入期日を延期することがあります。

こうした特定顧客向け製品に係る顧客からの製品計画の変更、発注の減少や延期などは、当社グループの売上や収益性を低下させる可能性があります。

③ 販売特約店等への依存

当社グループは、日本国内およびアジア地域では、多くの当社グループ製品を特定の主要な販売特約店などを通じて販売しております。当社グループがこれらの販売特約店などに対して、競争力ある販売報奨金やマージンを提供できない場合または販売特約店などにとって適切な売上数量を確保できない場合、販売特約店などは当社グループ製品の販売体制縮小等の見直しを行い、その結果、当社グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

(15) 人材の確保

当社グループは、事業を展開していくうえで、経営、技術開発、営業その他において優秀な人材の確保に努めております。しかしながら、こうした優秀な人材は限られているため、かかる人材を求める競争は熾烈であります。そうした状況下で、当社グループが優秀な人材を確保することができない可能性があります。

(16) 退職給付債務

当社グループが計上している退職給付に係る資産や負債は、割引率や長期期待運用収益率などの数理計算上の前提に基づいて算出されています。金利変動や株式市場の下落などにより、数理計算上の前提と実績に乖離が生じ、退職給付債務が増加もしくは年金資産が減少した場合、退職給付制度における積立不足が増加し、当社グループの業績および財政状態に悪影響を与える可能性があります。

(17) 設備投資と固定費比率

当社グループが営む半導体事業は、多額の設備投資を必要とする事業であり、当社グループは、継続的に設備投資を行っておりますが、かかる設備投資に伴い償却費用を負担する必要があります。また、市場環境の変化に伴い需要が減少し、想定した販売規模を達成できない場合、あるいは供給過剰により製品の単価が下落した場合、こうした設備投資の一部または全部について、回収することができない、あるいは回収できるとしても想定より長い期間を要する可能性があります。その結果、当社グループの業績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループの費用の大部分は、上記の設備投資に伴う償却費用に加えて、工場の維持等に伴う生産コスト、研究開発費用といった固定費で占められているため、主要顧客からの受注の減少、製品需要の減少等による売上の減少や、工場稼働率の低下等が生じた場合であっても、それらの事象に対応した固定費の削減を行うことが困難であり、その結果、比較的小規模の売上の減少等が当社グループの収益性に悪影響を及ぼす可能性があります。

(18) 固定資産の減損

当社グループは、工場設備などの有形固定資産に加えて、インターシル社の買収に伴う多額ののれんなどの無形固定資産を含む多くの固定資産を保有しています。これらの固定資産については、日本において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（以下「日本基準」）に従い償却をしていますが、減損の兆候がある場合には、固定資産から得られる将来のキャッシュ・フローによる資産の帳簿価額の回収可能性を検討しております。当該資産が十分なキャッシュ・フローを生み出さない場合には、減損を認識しなければならない可能性があります。また、当社は、2018年12月期から国際財務報告基準（IFRS）を任意適用する検討を進めていますが、国際財務報告基準（IFRS）においては、のれんの償却が行われない一方で、減損の判定方法が異なります。かかる会計基準の変更の結果、日本基準と比較して、のれんの減損を認識しなければならない時期が早まる可能性があり、また、認識すべき減損額が多額になる可能性があります。

(19) 情報システム

当社グループの事業活動において、情報システムの重要性が増大しております。当社グループでは、情報システムの安定的運用に努めておりますが、自然災害、事故、コンピューターウイルス、不正アクセスその他の要因により情報システムに重大な障害が発生した場合、当社グループの事業、業績および財政状態に悪影響を与える可能性があります。

(20) 情報管理

当社グループは、事業活動の遂行に関連して、多数の秘密情報や個人情報を有しております。これらの情報については、法令や社内規則に基づき管理しておりますが、予期せぬ事態により情報が流出するおそれがあり、そのような事態が生じた場合、営業秘密の流出による競争力の低下や、顧客の信用や社会的信用の低下を招き、当社グループの事業、業績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(21) 法的規制

当社グループは、事業を展開する国および地域において、事業や投資の認可、独占禁止法（競争法）上の制限、輸出制限、関税、会計基準・税制、環境法令をはじめとする様々な規制の適用を受けております。今後、法的規制の強化などに伴う事業活動の制約、コストの増加などにより、当社グループの事業、業績および財政状態に悪影響を与える可能性があります。

当社グループは、法令遵守や財務報告の適正性確保のために内部統制システムを構築し、運用していますが、内部統制システムは本質的に内在する固有の限界があるため、その目的が完全に達成されることを保証するものではありません。従って、将来にわたって法令違反等が発生する可能性が皆無ではありません。当社グループが法令等に違反した場合には、課徴金等の行政処分、刑事処分もしくは損害賠償請求の対象となり、または当社グループの社会的評価が悪影響を受け、その結果、当社グループの事業や業績および財政状態に悪影響を与える可能性があります。

(22) 環境問題

当社グループは、地球温暖化、大気汚染、水質汚濁、産業廃棄物、有害物質、土壌汚染などに関する様々な環境法令の適用を受けております。当社グループは、これらの規制に細心の注意を払いつつ事業を行っておりますが、過失の有無にかかわらず、環境問題に対して法的もしくは社会的責任を負う可能性があり、そのような事態が生じた場合、その対応のために多額の費用負担が発生する可能性や当社グループの社会的信用の低下を招く可能性があります。

(23) 知的財産権

当社グループは、知的財産権の確保に努めておりますが、その国や地域などによっては知的財産権に対する十分な保護を得られない可能性があります。また、当社グループ製品には第三者からライセンスを受けて開発・製造・販売しているものがありますが、今後、第三者から必要なライセンスを受けられない可能性や、ライセンスを受けられるとしても従前よりも不利な条件でしかライセンスを受けられない可能性があります。さらに、当社グループの製品に係る知的財産権に関して、当社グループまたはその顧客が第三者から特許侵害訴訟等を提起され、その結果によっては、当社グループの当該製品が、一定の国・地域で製造・販売できなくなる可能性や、当社グループが第三者または当社グループの顧客に対して損害賠償責任を負う可能性があります。

(24) 法的手続

当社グループは、グローバルに事業活動を展開しており、様々な国で訴訟、規制当局の調査その他の法的手続の当事者になる可能性があります。

特に、現在、当社グループは、スマートカードチップに関する独占禁止法（競争法）違反の可能性に関連して、同製品の購入者からカナダおよび英国で民事訴訟を提起されております。

また、当社の米国子会社は、米国において特許侵害およびトレード・シークレットの不正使用等の主張に基づく民事訴訟を他社から提起されております。現時点で入手可能な情報に基づいて合理的に見積りが可能な部分について、偶発損失引当金として79百万米ドル（8,884百万円）を計上しておりますが、訴訟の進展に伴い、この見積額は増減する可能性があります。

さらに、当社の台湾子会社は、事業承継元の会社が過去に保有していた台湾の工場において生じた環境汚染問題に関連して、当該会社から損害賠償請求がなされる可能性があります。

当社グループが現在当事者となり、または今後当事者となる可能性のある法的手続について、その結果を予測す

ることは困難ですが、その解決には相当の時間、費用などを要するとともに、その結果によっては、当社グループが損害賠償責任などを負う可能性があるなど、当社グループの事業、業績および財政状態に悪影響を与える可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

当社グループの事業遂行上、重要な契約とその内容は、次のとおりであります。

(1) 技術援助契約およびこれに類する契約

契約および相手方の名称	契約締結日	契約の概要
① Texas Instruments Incorporated との特許クロスライセンス契約	2011年3月2日	半導体に係る特許権のクロスライセンス（子会社を含む。）
② ARM Limitedからの技術導入契約	2015年12月22日	半導体の設計に係る技術の導入

(2) 借入契約

借入先	契約締結日	契約の概要
㈱三菱東京UFJ銀行 ㈱みずほ銀行 三井住友信託銀行㈱ 三菱UFJ信託銀行㈱	2016年9月28日	長期的な運転資金の確保を目的とした1,500億円のタームローンおよび極度枠500億円のコミットメントラインの設定
	2016年10月5日	成長戦略の推進に係る資金の確保を目的とした500億円のタームローン

(3) 吸収合併契約

当社は、各事業本部において、販売・マーケティングから設計開発まで迅速かつ一貫した意思決定を可能とすることで、事業のオーナーシップを強化し、成長を加速させることを目的として、2017年5月12日付で、当社の100%子会社であったルネサスシステムデザイン㈱との間で、当社を存続会社とする吸収合併契約を締結しました。その概要は、以下のとおりであります。

①合併の方式

当社を存続会社とし、ルネサスシステムデザイン㈱を消滅会社とする吸収合併方式であります。

②合併実施日（効力発生日）

2017年7月1日

③合併に係る割当ての内容

当社は合併の相手となるルネサスシステムデザイン㈱の発行済株式の全てを保有していることから、合併に際して株式その他の金銭等の交付を行いません。

④本件合併に伴う新株予約権および新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

⑤引継資産・負債の状況

当社は、合併実施日において、ルネサスシステムデザイン㈱の資産、負債およびその他の権利義務の一切を引き継いでおります。

⑥吸収合併存続会社となる会社の概要

名称	ルネサスエレクトロニクス株式会社
所在地	東京都江東区豊洲三丁目2番24号
代表者	代表取締役会長 鶴丸 哲哉 代表取締役社長兼CEO 呉 文精
資本金	10,018百万円（2017年7月1日現在）
事業内容	各種半導体に関する研究、開発、設計、製造、販売およびサービス

6 【研究開発活動】

(1) 研究開発活動の体制および方針

当社グループの研究開発活動は、現在必要な、または近い将来に必要となるであろうデバイス、ソフトウェアおよびシステムなどの開発につき、車載制御、車載情報に関する製品はオートモーティブソリューション事業本部が、スマートファクトリー、スマートホームおよびスマートインフラに関する産業関連製品はインダストリアルソリューション事業本部が、分野を問わない幅広い用途を対象とした製品はブロードベースドソリューション事業本部が担当して取り組んでおります。デバイス・プロセス技術、新規実装技術、設計手法などの部門横断的な共通技術については、各事業本部と生産本部とが協力しながら担当する体制としております。

また、コンソーシアムや外部研究機関などへの研究委託や、幅広い分野やお客様へ最適なサポートを行うためのサード・パーティの活用など、自社の研究開発リソースのみならず社外のリソースも必要に応じて活用しております。

電子機器や社会インフラの急速なネットワーク化により訪れるスマート社会では、これまでマイコンが主に使われてきた制御機器と、システムLSIが主に使われてきたIT機器が急速に融合しており、マイコンを軸にした新たな制御機器市場の拡大が期待されます。当社グループは、こうした市場変化に対応するため、マイコンとアナログ&パワー半導体などを組み合わせたセットを提供するキットソリューションを強化するとともに、アプリケーションごとに共通して使用できるIP（設計資産）やOSなどのソフトウェアをプラットフォームとして提供するための研究開発活動を通じて、新市場での成長を実現してまいります。

(2) 主な研究開発の成果

① 自動運転向けのトータル・ソリューションのプラットフォームとして「Renesas autonomy™」を発表

自動運転時代において、自動車はセンシング（感知）機能や車両制御機能だけでなく、クラウドサービスと連動するものに進化しています。あらゆる機能が広範囲に連動し、より高い信頼性が求められる一方、個々の技術への要求もより高度となり、トータル・ソリューションの要求が高まっています。

当社グループは、自動車市場で長年培った経験と実績、技術力をもとに、これらの要求に対応した複雑かつ高度な技術をオープンなプラットフォームとして提供すべく、自動運転時代に向けた新たなトータル・ソリューションとして、「Renesas autonomy™」を発表しました。本ソリューションは、安全なクラウドへの接続や、センシングから判断・制御に至るまで、ADASや自動運転システムの全領域をカバーするソリューションです。

本ソリューションのラインナップには、車載情報・ADAS用SoC「R-Car」や車載制御用マイクロコントローラ「RH850」をはじめ、将来も広く活用できるソリューションが含まれており、車載システム開発者は、これらを用いることで、効率的でタイムリーなシステム開発が可能となります。また、本ソリューションは、その技術的な構成要素として、高性能と低消費電力性を両立する革新的なハードウェア・アクセラレータをはじめ、多様なIPコア（注）を含んでおり、高度な機能安全性にも対応しています。当社グループは、これらの複合的な技術から構成される本ソリューションをオープンな開発プラットフォームとして、230社を超えた当社グループの「R-Carコンソーシアム」のパートナー企業各社とともに、その拡充に努めています。

本ソリューションについては、R-CarやRH850がトヨタ自動車㈱と㈱デンソーにおいて開発中の自動運転車に採用されたことに加え、日産自動車㈱の電気自動車「リーフ」にも採用されるなど、世界的な広がりを見せています。また、2018年1月にアメリカ・ラスベガスで開催されたCES 2018では、自動運転化・コネクテッド化されたデモカーとともに、パートナー企業との先端ソリューションを出展しました。世界中の自動車メーカーやその部品メーカーの経営幹部が数多く訪れ、今後一層グローバルに普及することが期待されます。

当社グループは、オープンで革新性と高い信頼性を備えた自動運転車向けプラットフォームであるRenesas autonomy™を今後さらに拡充し、自動運転システムの開発スピードを格段に加速させ、これからの自動運転時代を牽引します。

（注）IPコア：LSI（大規模論理回路）を構成する部分的な回路情報です。

② AIによる深層学習結果を組み込み機器に搭載可能とする「e-AIソリューション」を開発し、その一環として提供を開始した「AIユニットソリューション」により、AIを活用したスマートファクトリーを実現

近年、機械学習や深層学習（ディープラーニング）といったAIを構成する技術の進化は著しく、その応用範囲は、これまでのIT領域を中心としたクラウド市場から、組み込みシステム市場へ急速に拡大しています。そのため、今後は、AIに関連したソフトウェアだけでなく、サービスロボットなど、AIを搭載した組み込み機器の開発が加速すると予想されています。

そこで、当社グループは、スマート社会の実現に向けて、IoTのネットワークの末端の装置（エンドポイント）にAIを実装する「e-AI」を注力技術の一つと位置づけ、マイクロコントローラやマイクロプロセッサにAIを搭載する技術の開発に取り組んできましたが、このたび、深層学習結果をエンドポイントの組み込み機器に実装するための開発ツールを業界で初めて開発し、「e-AIソリューション」の第一弾として無償提供を開始しました。

本ソリューションは、深層学習結果をマイクロコントローラやマイクロプロセッサの開発環境で使用可能な形式に変換する「e-AIトランスレータ」など、これらの開発環境にAI学習環境を繋ぐことを可能としました。これにより、当社製マイクロコントローラやマイクロプロセッサ上に様々な学習結果を搭載してAIを実行でき、エンドポイントの装置に新たな機能、性能を導入できます。

また、当社グループは、AIを活用したスマートファクトリーの実現を目指し、e-AIソリューションの一環として、「AIユニットソリューション」の提供も開始しました。本ソリューションは、「AIユニット」というハードウェア開発のためのリファレンスデザイン（参照設計図）とAI処理を実現したソフトウェアで構成されています。本ソリューションを生産設備・機械に用いることにより、ユーザーは生産工程におけるデータの収集から加工、分析、評価・判定までの一連のプロセスを容易に実現し、精度の高い異常検知や予知保全が可能となり、生産性を大幅に向上できます。

本ソリューションは、当社グループの生産工場である那珂工場での2年間にわたる実証実験の経験とノウハウに基づき開発しました。この実証実験では、AIユニットの試作機をエンドポイントにあたる半導体製造装置に取り付け、従来と比較して約20倍の高速サンプリング速度でデータを取得し、AIによる分析を行うことによって、異常検知の精度を6倍以上に高めることができました。

当社グループは、今後も引き続きe-AIソリューションの提供・強化を通じて、スマート社会の実現を目指すとともに、エンドポイントの設備・機械を容易に効率化できる新ソリューションを提案し、工場の生産性や品質向上に貢献してまいります。

(3) 研究開発費

当連結会計年度の研究開発費は、1,270億円となり、前年同一期間の1,053億円と比べ216億円増加しました。これは主に、製品設計、システム開発、デバイス開発、プロセス技術開発、実装技術開発に使用しました。

なお、当社グループは半導体事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載は省略しております。

7 【財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況の分析】

財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況の分析における将来に関する事項は、当連結会計年度末(2017年12月31日)において当社グループが判断したものであります。

当社グループは、前連結会計年度より、一部の連結会社を除き、事業年度の末日を3月31日から12月31日に変更しました。これに伴い、前連結会計年度は、2016年4月1日から2016年12月31日までの9ヶ月間となっております。

このため、以下、当連結会計年度の業績に関しては、前年同一期間である2016年1月1日から2016年12月31日までの業績と比較して記載しております。

(1) 重要な会計方針および見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に当たりましては、期末日における資産、負債、偶発資産および偶発債務ならびに会計期間における収益および費用に影響を与えるような見積りや仮定を必要とします。これらの見積りや仮定は、過去の経験やその他の合理的と思われる種々の要因に基づいて設定されております。結果として、このような見積りと実績が異なる場合があります。

次の重要な会計方針の適用において、見積りや仮定は連結財務諸表に重要な影響を与えると考えております。

① 貸倒引当金

当社グループは、債権に対し貸倒引当金を計上しております。貸倒引当金は、過去の貸倒損失の実績および回収可能性に疑義がある債権の個別評価に基づいて計上しております。入手可能な情報に基づき貸倒引当金は充分であると考えておりますが、将来、債務者の財政状態が悪化し、支払能力が低下した場合、追加の引当が必要となる可能性があります。

② たな卸資産

当社グループは、たな卸資産を原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により評価しております。滞留および陳腐化したたな卸資産については、将来の需要や市場の状況に基づいて市場価値の見積額まで評価減を行っております。将来の需要や市場の状況が悪化した場合、追加の評価減が必要となる可能性があります。

③ 固定資産の減損

当社グループは、減損の兆候がある場合に固定資産の貸借対照表計上額について、当該資産から得られる将来のキャッシュ・フローにより資産の帳簿価額を回収することができるかどうかを検討しております。当該資産が十分なキャッシュ・フローを生み出さない場合には、減損を認識しなければならない可能性があります。

④ 投資有価証券

当社グループは、その他有価証券のうち時価のあるものについて、期末日の市場価格などに基づく時価法により評価しております。評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。その他有価証券のうち時価のないものについては、移動平均法による原価法または償却原価法により評価しております。時価もしくは実質価額が著しく下落した場合には、回復する見込みがあると認められる場合を除き、減損しております。将来、時価または実質価額が著しく下落し、回復が見込めない場合には、減損が発生する可能性があります。

⑤ 繰延税金資産

当社グループは、将来減算一時差異および繰越欠損金等が持つ将来の課税所得を減額する効果に関して、繰延税金資産を計上しております。また、実現可能性が低いと考えられるものに対して、評価性引当金を計上し、繰延税金資産を減額しております。

評価性引当金の必要性を評価するにあたっては、個々の会社毎に、過去の損益状況を始め、将来の課税所得の見積りや一時差異の解消時期などの入手可能なあらゆる情報を考慮しております。

繰延税金資産の全部または一部を将来回収できないと判断した場合、当該判断を行った会計年度に繰延税金資産の調整額を税金費用として計上します。同様に、計上額の純額を上回る繰延税金資産が回収可能であると判断した場合は、当該判断を行った会計年度の税金費用を減少させることとなります。

⑥ 退職給付債務

当社グループは、従業員の退職給付債務および費用について、将来の従業員数の変動や、割引率、将来の昇給率、年金資産の長期期待運用収益率などの数理計算上の前提条件に基づいて計上しております。これらの前提条件を変更した場合または前提条件と実際の結果が異なる場合には、その差異を従業員の平均残存勤務期間にわたって償却しております。

⑦ 偶発債務

当社グループは、いくつかの訴訟や損害賠償請求案件を抱えておりますが、現時点で合理的にその損失を見積ることができる場合には、偶発損失を計上しております。

⑧ 重要なヘッジ会計の方法

(a) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(b) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約、通貨オプション、通貨スワップ、外貨預金

ヘッジ対象…外貨建予定取引

(c) ヘッジ方針

当社グループ内の内部規定に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクを回避する目的でヘッジを行います。

(d) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計を比較して有効性を判定しております。

(2) 業績概況

(単位：億円)

	前年同一期間 (2016年1月1日～ 2016年12月31日)	当連結会計年度 (2017年1月1日～ 2017年12月31日)	前年同一期間期比 増(減)	
売上高	6,388	7,803	1,414	22.1%
(半導体売上高)	6,204	7,644	1,440	23.2%
(その他売上高)	184	158	△26	△13.9%
営業利益	704	784	80	11.3%
経常利益	612	753	141	23.0%
親会社株主に帰属する 当期純利益	544	772	228	41.9%
米ドル為替レート(円)	109	112	—	—
ユーロ為替レート(円)	121	127	—	—

当連結会計年度における連結業績は以下のとおりであります。

(売上高)

当連結会計年度の売上高は、前年同一期間と比べ22.1%増加し7,803億円となりました。これは、2017年2月にインターシル社の買収を完了し、同社の売上が当社の連結売上として計上されたことに加え、前年同一期間における2016年熊本地震の被災影響が解消したことや円安の進行が、売上増の主な要因であります。

(半導体売上高)

当連結会計年度の半導体売上高は、前年同一期間と比べ23.2%増加し7,644億円となりました。

当社グループの主要な事業内容である「自動車向け事業」、「産業向け事業」、「ブロードベースド向け事業」およびこれらに属さない「その他半導体」の各売上高は、以下のとおりであります。

<自動車向け事業>：4,078億円

自動車向け事業には、自動車のエンジンや車体などを制御する半導体を提供する「車載制御」とカーナビゲーションなどの車載情報機器向け半導体を提供する「車載情報」が含まれております。当事業において、当社グループはそれぞれマイクロコントローラ、SoC(system-on-a-chip)、アナログ半導体およびパワー半導体を中心に提供しております。

当連結会計年度における自動車向け事業の売上高は、前年同一期間と比べ16.4%増加し4,078億円となりました。「車載制御」および「車載情報」の売上が共に増加したことによるものであります。

<産業向け事業>：2,177億円

産業向け事業には、スマート社会を支える「スマートファクトリー」、「スマートホーム」および「スマートインフラ」が含まれております。当事業において、当社グループはそれぞれマイクロコントローラおよびSoCを中心に提供しております。

当連結会計年度における産業向け事業の売上高は、前年同一期間と比べ15.7%増加し2,177億円となりました。主に「スマートインフラ」の売上が横ばいで推移したものの、FA(Factory Automation)をはじめとする産業機器や中国向けエアコンなどの需要増により、「スマートファクトリー」および「スマートホーム」の売上が増加したことによるものであります。

<ブロードベースド向け事業>：1,340億円

ブロードベースド向け事業は、分野を問わない幅広い用途を対象としており、当事業において、当社グループは「汎用マイクロコントローラ」および「汎用アナログ半導体」を中心に提供しております。

当連結会計年度における汎用向け事業の売上高は、前年同一期間と比べ75.1%増加し1,340億円となりました。主に「汎用マイクロコントローラ」の売上が横ばいで推移したものの、インターシル社買収に伴い、「汎用アナログ半導体」の売上が増加したことによるものであります。

<その他半導体>：50億円

その他半導体には、主に受託生産やロイヤルティ収入が含まれております。

(その他売上高)

その他売上高には、当社の設計および生産子会社が行っている半導体の受託開発、受託生産などが含まれております。

当連結会計年度のその他売上高は、前年同一期間と比べ13.9%減少し、158億円となりました。

(営業利益)

当連結会計年度の営業利益は784億円となり、前年同一期間と比べ80億円の増加となりました。これは、インターシル社買収に伴うのれん償却額の計上による減少要因があったものの、売上高が増加したことなどによるものであります。

(経常利益)

当連結会計年度の経常利益は753億円となり、前年同一期間と比べ141億円の増加となりました。これは、営業利益の増加に加え為替差損益などの営業外損益が改善したことなどによるものであります。

(親会社株主に帰属する当期純利益)

当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は772億円となり、前年同一期間と比べ228億円の増加となりました。これは、特別損益が改善したことなどによるものであります。

(3) 財政状態

<資産、負債および純資産>

(単位：億円)

	前連結会計年度末 (2016年12月31日)	当連結会計年度末 (2017年12月31日)	前連結会計年度末比 増(減)
総資産	8,231	10,627	2,396
純資産	4,224	5,119	895
自己資本	4,202	5,072	870
自己資本比率(%)	51.0	47.7	△3.3
有利子負債	1,573	2,295	722
D/Eレシオ(倍)	0.37	0.45	0.08

当連結会計年度末の総資産は10,627億円で、前連結会計年度末と比べ2,396億円の増加となりました。これは、主にインターシル社買収などにより、現金及び預金が減少したものの、のれん、技術資産や長期前払費用を含む固定資産が増加したことなどによるものであります。純資産は5,119億円で、前連結会計年度末と比べ895億円の増加となりました。これは、当連結会計年度において、親会社株主に帰属する当期純利益を772億円計上したことなどによるものであります。

自己資本は、前連結会計年度末と比べ870億円増加し、自己資本比率は47.7%となりました。また、有利子負債は、長期的な運転資金の確保を目的として新たな資金調達などにより、前連結会計年度末と比べ722億円の増加となりました。これらの結果、D/Eレシオは0.45倍となりました。

<キャッシュ・フロー>

(単位：億円)

	前年同一期間 (2016年1月1日～ 2016年12月31日)	当連結会計年度 (2017年1月1日～ 2017年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,129	1,642
投資活動によるキャッシュ・フロー	△554	△4,326
フリー・キャッシュ・フロー	575	△2,684
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,088	632
現金及び現金同等物の期首残高	4,051	3,543
現金及び現金同等物の期末残高	3,543	1,395

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における営業活動によるキャッシュ・フローは1,642億円の収入となりました。これは主として、税金等調整前当期純利益を848億円計上したこと、およびその中に含まれる減価償却費などの非資金損益項目を調整したことなどによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における投資活動によるキャッシュ・フローは4,326億円の支出となりました。これは主として、インターシル社の株式を取得したこと、および有形固定資産の取得による支出を計上したことなどによるものであります。

この結果、当連結会計年度におけるフリー・キャッシュ・フローは2,684億円の支出となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における財務活動によるキャッシュ・フローは、632億円の収入となりました。これは主として、主要取引銀行とのコミットメントライン契約に係る借入を実行したこと、およびタームローン契約を実行したことなどによるものであります。

現金及び現金同等物の当連結会計年度末残高は、前連結会計年度末残高と比べ2,148億円減少し、1,395億円となりました。

(4) 流動性および資金の源泉

当社グループは、事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保すること、および健全なバランスシートを維持することを基本方針としております。資金の源泉の安定的な確保のため、当社は、主要取引銀行である(株)三菱東京UFJ銀行、(株)みずほ銀行、三井住友信託銀行(株)および三菱UFJ信託銀行(株)へ既存の金銭消費貸借契約に基づく借入金を返済するとともに、新たに長期的な運転資金の確保を目的として2016年9月28日付で主要取引銀行との間で1,500億円のタームローンおよび500億円のコミットメントラインの設定に係る契約を締結し、同年9月30日付で当該タームローンを実行しました。なお、当該コミットメントラインに伴う借入を2017年12月期第1四半期中に実行しております。また、成長戦略の推進に係る資金の確保を目的として、同年10月5日付で主要取引銀行との間で500億円のタームローンに係る契約を締結しました。当該タームローンは2017年12月期第1四半期中に実行しております。

当連結会計年度末における借入金、およびリース債務を含む有利子負債の残高は2,295億円となっております。また、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は1,395億円となっております。

(5) オフバランス取引

当社グループは、製造設備の陳腐化による価値下落リスクの回避および収支の平準化を目的としたオペレーティング・リースを行っております。当連結会計年度末でのオペレーティング・リース取引における解約不能のものに係る未経過リース料残高は130億円であります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社グループの当連結会計年度の設備投資額（投資決定ベース）は、785億円であります。主として、前工程や後工程の増強に係る設備投資であります。

なお、当社グループは半導体事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載は省略しております。

2 【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における当社グループの主要な設備は、次のとおりであります。

なお、当社グループは半導体事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載は省略しております。

(1) 提出会社

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)
		建物及び構 築物	機械及び装 置、車両運 搬具及び工 器具備品	土地 (面積㎡)	その他	合計	
那珂事業所 (茨城県ひたちなか市)	半導体生産設備	10,770 [—]	35,662	2,985 (160,336)	4,996	54,414	152
武蔵事業所 (東京都小平市)	半導体研究開発 設備	8,227 [—]	18,613	7,133 (56,268)	2,817	36,790	3,586
西条事業所 (愛媛県西条市)	半導体生産設備	6,160 [—]	7,399	1,556 (119,536)	2,703	17,819	1

(注) 1 上表金額には消費税等を含んでおりません。

2 上表中、[]内は事業所の賃借にかかる賃借料で、外数であります。

3 那珂事業所、西条事業所は連結子会社ルネサスセミコンダクタマニュファクチャリング㈱に
操業を委託しております。

(2) 国内子会社

会社名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)
		建物及び構 築物	機械及び装 置、車両運 搬具及び工 器具備品	土地 (面積㎡)	その他	合計	
ルネサス セミコンダ クタパッケージ&テス トソリューションズ㈱ (群馬県高崎市他)	半導体生産設備	16,726	34,469	5,298 (524,704)	3,640	60,133	1,382

(注) 上表金額には消費税等を含んでおりません。

(3) 海外子会社

会社名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)
		建物及び構 築物	機械及び装 置、車両運 搬具及び工 器具備品	土地 (面積㎡)	その他	合計	
ルネサス セミコンダ クタ蘇州社 (中国 蘇州市)	半導体生産設備	874	18,580	— (—)	698	20,152	453
ルネサス セミコンダ クタ・ケイエル社 (マレーシア セラン ゴール州)	半導体生産設備	691	18,959	— (—)	—	19,650	1,776

(注) 上表金額には消費税等を含んでおりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備の新設、除却などの計画については、需要動向や投資効率などを総合的に勘案して策定しております。当社グループが属する半導体業界では事業環境が短期間に大きく変化するという特徴があり、通期の業績予想について信頼性の高い数値を的確に算出することが困難であることから、四半期ごとの連結業績予想を開示しております。そのため、翌連結会計年度における設備投資に関する具体的な計画については開示しておりませんが、2018年12月期第1四半期における投資額は、約190億円を予定しております。主な投資内容として、前工程や後工程の増強に係る設備投資や、競争力強化のために必要な次世代製品に係る戦略投資を見込んでおります。その所要資金は、主に自己資金を充当する予定であります。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,400,000,000
計	3,400,000,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2017年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2018年3月29日)	上場金融商品取引所名 または登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,667,194,490	1,667,195,790	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	1,667,194,490	1,667,195,790	—	—

(注) 提出日現在発行数には、2018年3月1日から本書提出日までの新株予約権行使により発行された株式数は含まれていません。

(2) 【新株予約権等の状況】

①2016年6月28日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

2016年度新株予約権第1号

区分	事業年度末現在 (2017年12月31日)	提出日の前月末現在 (2018年2月28日)
新株予約権の数	1,920 個 (注1)	1,920個 (注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	192,000株 (注1)	192,000株 (注1)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	2016年8月2日から 2026年8月1日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格および資本組入額	発行価格 601円 資本組入額 301円(注2)	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株とする。

ただし、割当日以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

- 2 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株当たりの発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額と新株予約権の帳簿価格を合算している。なお、上記の「資本組入額」は株式の発行価格601円に0.5を乗じた額（円未満切上げ）を記載している。
(2) ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 3 (1) 新株予約権者は、原則として、割当日の翌日から1年を経過した日から新株予約権を行使することができる。ただし、任期満了による退任等により当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した場合は、当該地位喪失の日の翌日から13ヶ月を経過する日まで、新株予約権を行使することができる。
(2) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。
- 4 以下の①、②、③、④または⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡する当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して、以下「組織再編行為」）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注1）に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
組織再編行為の効力発生日から、2026年8月1日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記（注2）に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
上記（注4）に準じる。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記（注3）に準じて決定する。

2016年度新株予約権第2号

区分	事業年度末現在 (2017年12月31日)	提出日の前月末現在 (2018年2月28日)
新株予約権の数	150 個（注1）	150個（注1）
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	15,000株（注1）	15,000株（注1）
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	2016年8月2日から 2026年8月1日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 601円 資本組入額 301円（注2）	同左
新株予約権の行使の条件	（注3）	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注5）	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株とする。

ただし、割当日以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

- 2 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株当たりの発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額と新株予約権の帳簿価格を合算している。なお、上記の「資本組入額」は株式の発行価格601円に0.5を乗じた額（円未満切上げ）を記載している。
- (2) ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- 3 (1) 新株予約権者は、原則として、割当日の翌日から1年を経過した日から新株予約権を行使することができる。ただし、任期満了による退任等により当社の執行役員の地位を喪失した場合は、当該地位喪失の日の翌日から13ヶ月を経過する日まで、新株予約権を行使することができる。
(2) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。
- 4 以下の①、②、③、④または⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ② 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
 - ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
 - ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡する当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して、以下「組織再編行為」）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注1）に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
組織再編行為の効力発生日から、2026年8月1日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記（注2）に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得条項
上記（注4）に準じる。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記（注3）に準じて決定する。

②2017年3月13日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

2017年度新株予約権第1号

区分	事業年度末現在 (2017年12月31日)	提出日の前月末現在 (2018年2月28日)
新株予約権の数	14,615個(注1)	14,460個(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1,461,500株(注1)	1,446,000株(注1)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	2017年4月4日から 2027年4月3日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格および資本組入額	発行価格 1,168円 資本組入額 584円(注2)	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得に ついては、当社取締役会の決議 による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	同左

(注)1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」)は100株とする。

ただし、新株予約権の割当日後に、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により付与株式数の調整を行う。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率

また、上記のほか、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

- 2 (1)新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株当たりの発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額と新株予約権の帳簿価格を合算している。なお、上記の「資本組入額」は株式の発行価格1,168円に0.5を乗じた額(円未満切上げ)を記載している。
- (2)①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 3 (1)新株予約権者は、割当日の翌日から1年間を経過する日までの間は、新株予約権を行使することができない。
- (2)新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員または使用人の地位(以下「権利行使資格」)にあることを要する。
- (3)上記(1)および(2)にかかわらず、新株予約権者は、権利行使資格を喪失した場合(死亡による場合を除く。)、権利行使資格を喪失した日の翌日から13ヶ月を経過する日までの期間(ただし、上記「新株予約権の行使期間」に定める期間中であることを要する。)に限り、新株予約権を行使することができる。
- (4)上記(1)および(2)にかかわらず、新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人のうち1名(以下「権利承継者」)に限り、新株予約権を承継することができる。この場合において、権利承継者は、当該新株予約権者が死亡した日の翌日から6ヶ月を経過する日までの期間(ただし、上記「新株予約権の行使期間」に定める期間中であることを要する。)に限り、一括してのみ新株予約権を行使することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は、新株予約権をさらに承継することはできない。
- (5)新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することはできない。
- (6)その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

- 4 以下の①から⑧までの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
 - ④当社が会社法第171条第1項に基づき全部取得条項付種類株式の全部を取得することを承認する議案
 - ⑤当社の発行する全部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑥新株予約権の目的である種類の株式の内容として、譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑦新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合（当該種類の株式に係る単元株式数に株式の併合割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限る。）承認の議案
 - ⑧会社法第179条の3第1項の規定に基づく特別支配株主による株式売渡請求承認の議案
- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社になる場合に限る。）または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併が効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、総称して「再編対象会社」）の新株予約権をそれぞれ以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注1）に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とし、これに上記（3）に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記（注2）に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得条項
上記（注4）に準ずる。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記（注3）に準じて決定する。

2017年度新株予約権第2号

区分	事業年度末現在 (2017年12月31日)	提出日の前月末現在 (2018年2月28日)
新株予約権の数	40,937個(注1)	40,861個(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	4,093,700株(注1)	4,086,100株(注1)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	2017年4月4日から 2027年4月3日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1,168円 資本組入額 584円(注2)	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	同左

(注)1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」)は100株とする。

ただし、新株予約権の割当日後に、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により付与株式数の調整を行う。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率

また、上記のほか、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

- 2 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株当たりの発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額と新株予約権の帳簿価格を合算している。なお、上記の「資本組入額」は株式の発行価格1,168円に0.5を乗じた額(円未満切上げ)を記載している。
- (2) ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 3 (1) 新株予約権者は、割当日の翌日から1年間を経過する日までの間は、新株予約権を行使することができない。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員または使用人の地位(以下「権利行使資格」)にあることを要する。
- (3) 上記(1)および(2)にかかわらず、新株予約権者は、権利行使資格を喪失した場合(死亡による場合を除く。)、権利行使資格を喪失した日の翌日から13ヶ月を経過する日までの期間(ただし、上記「新株予約権の行使期間」に定める期間中であることを要する。)に限り、新株予約権を行使することができる。
- (4) 上記(1)および(2)にかかわらず、新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人のうち1名(以下「権利承継者」)に限り、新株予約権を承継することができる。この場合において、権利承継者は、当該新株予約権者が死亡した日の翌日から6ヶ月を経過する日までの期間(ただし、上記「新株予約権の行使期間」に定める期間中であることを要する。)に限り、一括してのみ新株予約権を行使することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は、新株予約権をさらに承継することはできない。
- (5) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することはできない。
- (6) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

- 4 以下の①から⑧までの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
 - ④当社が会社法第171条第1項に基づき全部取得条項付種類株式の全部を取得することを承認する議案
 - ⑤当社の発行する全部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑥新株予約権の目的である種類の株式の内容として、譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑦新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合（当該種類の株式に係る単元株式数に株式の併割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限る。）承認の議案
 - ⑧会社法第179条の3第1項の規定に基づく特別支配株主による株式売渡請求承認の議案
- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社になる場合に限る。）または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併が効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、総称して「再編対象会社」）の新株予約権をそれぞれ以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注1）に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とし、これに上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記（注2）に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得条項
上記（注4）に準ずる。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記（注3）に準じて決定する。

③2017年4月26日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

2017年度新株予約権第3号

区分	事業年度末現在 (2017年12月31日)	提出日の前月末現在 (2018年2月28日)
新株予約権の数	309個(注1)	292個(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	30,900株(注1)	29,200株(注1)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	2017年5月12日から 2027年5月11日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1,122円 資本組入額 561円(注2)	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	同左

(注)1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」)は100株とする。

ただし、新株予約権の割当日後に、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により付与株式数の調整を行う。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率

また、上記のほか、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

- 2 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株当たりの発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額と新株予約権の帳簿価格を合算している。なお、上記の「資本組入額」は株式の発行価格1,122円に0.5を乗じた額(円未満切上げ)を記載している。
- (2) ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 3 (1) 新株予約権者は、割当日の翌日から2018年4月3日(日本時間)までの間は、新株予約権を行使することができない。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員または使用人の地位(以下「権利行使資格」)にあることを要する。
- (3) 上記(1)および(2)にかかわらず、新株予約権者は、権利行使資格を喪失した場合(死亡による場合を除く。)、権利行使資格を喪失した日の翌日から13ヶ月を経過する日までの期間(ただし、上記「新株予約権の行使期間」に定める期間中であることを要する。)に限り、新株予約権を行使することができる。
- (4) 上記(1)および(2)にかかわらず、新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人のうち1名(以下「権利承継者」)に限り、新株予約権を承継することができる。この場合において、権利承継者は、当該新株予約権者が死亡した日の翌日から6ヶ月を経過する日までの期間(ただし、上記「新株予約権の行使期間」に定める期間中であることを要する。)に限り、一括してのみ新株予約権を行使することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は、新株予約権をさらに承継することはできない。
- (5) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することはできない。
- (6) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

- 4 以下の①から⑧までの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
 - ④当社が会社法第171条第1項に基づき全部取得条項付種類株式の全部を取得することを承認する議案
 - ⑤当社の発行する全部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑥新株予約権の目的である種類の株式の内容として、譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑦新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合（当該種類の株式に係る単元株式数に株式の併合割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限る。）承認の議案
 - ⑧会社法第179条の3第1項の規定に基づく特別支配株主による株式売渡請求承認の議案
- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社になる場合に限る。）または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併が効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、総称して「再編対象会社」）の新株予約権をそれぞれ以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注1）に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とし、これに上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記（注2）に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得条項
上記（注4）に準ずる。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記（注3）に準じて決定する。

④2017年6月27日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

2017年度新株予約権第4号

区分	事業年度末現在 (2017年12月31日)	提出日の前月末現在 (2018年2月28日)
新株予約権の数	522個(注1)	522個(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	52,200株(注1)	52,200株(注1)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	2017年7月13日から 2027年7月12日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格および資本組入額	発行価格 1,000円 資本組入額 500円(注2)	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得に ついては、当社取締役会の決議 による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	同左

(注)1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」)は100株とする。

ただし、新株予約権の割当日後に、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により付与株式数の調整を行う。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率

また、上記のほか、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

- 2 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株当たりの発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額と新株予約権の帳簿価格を合算している。なお、上記の「資本組入額」は株式の発行価格1,000円に0.5を乗じた額(円未満切上げ)を記載している。
- (2) ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 3 (1) 新株予約権者は、割当日の翌日から2018年4月3日(日本時間)までの間は、新株予約権を行使することができない。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員または使用人の地位(以下「権利行使資格」)にあることを要する。
- (3) 上記(1)および(2)にかかわらず、新株予約権者は、権利行使資格を喪失した場合(死亡による場合を除く。)、権利行使資格を喪失した日の翌日から13ヶ月を経過する日までの期間(ただし、上記「新株予約権の行使期間」に定める期間中であることを要する。)に限り、新株予約権を行使することができる。
- (4) 上記(1)および(2)にかかわらず、新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人のうち1名(以下「権利承継者」)に限り、新株予約権を承継することができる。この場合において、権利承継者は、当該新株予約権者が死亡した日の翌日から6ヶ月を経過する日までの期間(ただし、上記「新株予約権の行使期間」に定める期間中であることを要する。)に限り、一括してのみ新株予約権を行使することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は、新株予約権をさらに承継することはできない。
- (5) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することはできない。
- (6) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
- 4 以下の①から⑧までの議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。

- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
 - ④当社が会社法第171条第1項に基づき全部取得条項付種類株式の全部を取得することを承認する議案
 - ⑤当社の発行する全部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑥新株予約権の目的である種類の株式の内容として、譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑦新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合（当該種類の株式に係る単元株式数に株式の併合割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限る。）承認の議案
 - ⑧会社法第179条の3第1項の規定に基づく特別支配株主による株式売渡請求承認の議案
- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社になる場合に限る。）または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併が効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、総称して「再編対象会社」）の新株予約権をそれぞれ以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注1）に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とし、これに上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記（注2）に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得条項
上記（注4）に準ずる。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記（注3）に準じて決定する。

⑤2017年8月29日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

2017年度新株予約権第5号

区分	事業年度末現在 (2017年12月31日)	提出日の前月末現在 (2018年2月28日)
新株予約権の数	138個(注1)	138個(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	13,800株(注1)	13,800株(注1)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	2017年9月15日から 2027年9月14日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1,240円 資本組入額 620円(注2)	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	同左

(注)1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」)は100株とする。

ただし、新株予約権の割当日後に、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により付与株式数の調整を行う。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率

また、上記のほか、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

- 2 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株当たりの発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額と新株予約権の帳簿価格を合算している。なお、上記の「資本組入額」は株式の発行価格1,240円に0.5を乗じた額(円未満切上げ)を記載している。
- (2) ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 3 (1) 新株予約権者は、割当日の翌日から2018年4月3日(日本時間)までの間は、新株予約権を行使することができない。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員または使用人の地位(以下「権利行使資格」)にあることを要する。
- (3) 上記(1)および(2)にかかわらず、新株予約権者は、権利行使資格を喪失した場合(死亡による場合を除く。)、権利行使資格を喪失した日の翌日から13ヶ月を経過する日までの期間(ただし、上記「新株予約権の行使期間」に定める期間中であることを要する。)に限り、新株予約権を行使することができる。
- (4) 上記(1)および(2)にかかわらず、新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人のうち1名(以下「権利承継者」)に限り、新株予約権を承継することができる。この場合において、権利承継者は、当該新株予約権者が死亡した日の翌日から6ヶ月を経過する日までの期間(ただし、上記「新株予約権の行使期間」に定める期間中であることを要する。)に限り、一括してのみ新株予約権を行使することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は、新株予約権をさらに承継することはできない。
- (5) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することはできない。
- (6) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

- 4 以下の①から⑧までの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
 - ④当社が会社法第171条第1項に基づき全部取得条項付種類株式の全部を取得することを承認する議案
 - ⑤当社の発行する全部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑥新株予約権の目的である種類の株式の内容として、譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑦新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合（当該種類の株式に係る単元株式数に株式の併割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限る。）承認の議案
 - ⑧会社法第179条の3第1項の規定に基づく特別支配株主による株式売渡請求承認の議案
- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社になる場合に限る。）または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併が効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、総称して「再編対象会社」）の新株予約権をそれぞれ以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注1）に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とし、これに上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記（注2）に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得条項
上記（注4）に準ずる。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記（注3）に準じて決定する。

2017年度新株予約権第6号

区分	事業年度末現在 (2017年12月31日)	提出日の前月末現在 (2018年2月28日)
新株予約権の数	842個(注1)	842個(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	84,200株(注1)	84,200株(注1)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	2017年9月15日から 2027年9月14日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1,240円 資本組入額 620円(注2)	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	同左

(注)1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」)は100株とする。

ただし、新株予約権の割当日後に、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により付与株式数の調整を行う。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率

また、上記のほか、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

- 2 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株当たりの発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額と新株予約権の帳簿価格を合算している。なお、上記の「資本組入額」は株式の発行価格1,240円に0.5を乗じた額(円未満切上げ)を記載している。
- (2) ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 3 (1) 新株予約権者は、割当日の翌日から2018年4月3日(日本時間)までの間は、新株予約権を行使することができない。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員または使用人の地位(以下「権利行使資格」)にあることを要する。
- (3) 上記(1)および(2)にかかわらず、新株予約権者は、権利行使資格を喪失した場合(死亡による場合を除く。)、権利行使資格を喪失した日の翌日から13ヶ月を経過する日までの期間(ただし、上記「新株予約権の行使期間」に定める期間中であることを要する。)に限り、新株予約権を行使することができる。
- (4) 上記(1)および(2)にかかわらず、新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人のうち1名(以下「権利承継者」)に限り、新株予約権を承継することができる。この場合において、権利承継者は、当該新株予約権者が死亡した日の翌日から6ヶ月を経過する日までの期間(ただし、上記「新株予約権の行使期間」に定める期間中であることを要する。)に限り、一括してのみ新株予約権を行使することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は、新株予約権をさらに承継することはできない。
- (5) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することはできない。
- (6) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

- 4 以下の①から⑧までの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
 - ④当社が会社法第171条第1項に基づき全部取得条項付種類株式の全部を取得することを承認する議案
 - ⑤当社の発行する全部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑥新株予約権の目的である種類の株式の内容として、譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑦新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合（当該種類の株式に係る単元株式数に株式の併合割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限る。）承認の議案
 - ⑧会社法第179条の3第1項の規定に基づく特別支配株主による株式売渡請求承認の議案
- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社になる場合に限る。）または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併が効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、総称して「再編対象会社」）の新株予約権をそれぞれ以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注1）に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とし、これに上記（3）に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記（注2）に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得条項
上記（注4）に準ずる。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記（注3）に準じて決定する。

⑥2017年9月27日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

2017年度新株予約権第7号

区分	事業年度末現在 (2017年12月31日)	提出日の前月末現在 (2018年2月28日)
新株予約権の数	940個(注1)	940個(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	94,000株(注1)	94,000株(注1)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	2017年10月13日から 2027年10月12日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格および資本組入額	発行価格 1,236円 資本組入額 618円(注2)	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得に ついては、当社取締役会の決議 による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	同左

(注)1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」)は100株とする。

ただし、新株予約権の割当日後に、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により付与株式数の調整を行う。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率

また、上記のほか、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

- 2 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株当たりの発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額と新株予約権の帳簿価格を合算している。なお、上記の「資本組入額」は株式の発行価格1,236円に0.5を乗じた額(円未満切上げ)を記載している。
- (2) ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 3 (1) 新株予約権者は、割当日の翌日から2018年4月3日(日本時間)までの間は、新株予約権を行使することができない。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員または使用人の地位(以下「権利行使資格」)にあることを要する。
- (3) 上記(1)および(2)にかかわらず、新株予約権者は、権利行使資格を喪失した場合(死亡による場合を除く。)、権利行使資格を喪失した日の翌日から13ヶ月を経過する日までの期間(ただし、上記「新株予約権の行使期間」に定める期間中であることを要する。)に限り、新株予約権を行使することができる。
- (4) 上記(1)および(2)にかかわらず、新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人のうち1名(以下「権利承継者」)に限り、新株予約権を承継することができる。この場合において、権利承継者は、当該新株予約権者が死亡した日の翌日から6ヶ月を経過する日までの期間(ただし、上記「新株予約権の行使期間」に定める期間中であることを要する。)に限り、一括してのみ新株予約権を行使することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は、新株予約権をさらに承継することはできない。
- (5) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することはできない。
- (6) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
- 4 以下の①から⑧までの議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。

- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
 - ④当社が会社法第171条第1項に基づき全部取得条項付種類株式の全部を取得することを承認する議案
 - ⑤当社の発行する全部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑥新株予約権の目的である種類の株式の内容として、譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑦新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合（当該種類の株式に係る単元株式数に株式の併合割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限る。）承認の議案
 - ⑧会社法第179条の3第1項の規定に基づく特別支配株主による株式売渡請求承認の議案
- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社になる場合に限る。）または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併が効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、総称して「再編対象会社」）の新株予約権をそれぞれ以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注1）に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とし、これに上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記（注2）に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得条項
上記（注4）に準ずる。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記（注3）に準じて決定する。

⑦2017年12月27日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

2017年度新株予約権第8号

区分	事業年度末現在 (2017年12月31日)	提出日の前月末現在 (2018年2月28日)
新株予約権の数	1,173個(注1)	1,118個(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	117,300株(注1)	111,800株(注1)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	2018年1月16日から 2028年1月15日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1,321円 資本組入額 661円(注2)	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	同左

(注)1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」)は100株とする。

ただし、新株予約権の割当日後に、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により付与株式数の調整を行う。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率

また、上記のほか、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

- 2 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株当たりの発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額と新株予約権の帳簿価格を合算している。なお、上記の「資本組入額」は株式の発行価格1,321円に0.5を乗じた額(円未満切上げ)を記載している。
- (2) ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 3 (1) 新株予約権者は、割当日の翌日から2018年4月3日(日本時間)までの間は、新株予約権を行使することができない。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員または使用人の地位(以下「権利行使資格」)にあることを要する。
- (3) 上記(1)および(2)にかかわらず、新株予約権者は、権利行使資格を喪失した場合(死亡による場合を除く。)、権利行使資格を喪失した日の翌日から13ヶ月を経過する日までの期間(ただし、上記「新株予約権の行使期間」に定める期間中であることを要する。)に限り、新株予約権を行使することができる。
- (4) 上記(1)および(2)にかかわらず、新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人のうち1名(以下「権利承継者」)に限り、新株予約権を承継することができる。この場合において、権利承継者は、当該新株予約権者が死亡した日の翌日から6ヶ月を経過する日までの期間(ただし、上記「新株予約権の行使期間」に定める期間中であることを要する。)に限り、一括してのみ新株予約権を行使することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は、新株予約権をさらに承継することはできない。
- (5) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することはできない。
- (6) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
- 4 以下の①から⑧までの議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。

- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
 - ④当社が会社法第171条第1項に基づき全部取得条項付種類株式の全部を取得することを承認する議案
 - ⑤当社の発行する全部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑥新株予約権の目的である種類の株式の内容として、譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑦新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合（当該種類の株式に係る単元株式数に株式の併合割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限る。）承認の議案
 - ⑧会社法第179条の3第1項の規定に基づく特別支配株主による株式売渡請求承認の議案
- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社になる場合に限る。）または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併が効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、総称して「再編対象会社」）の新株予約権をそれぞれ以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注1）に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とし、これに上記（3）に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記（注2）に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得条項
上記（注4）に準ずる。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記（注3）に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2013年9月30日 (注1)	1,250,000,000	1,667,124,490	75,000	228,255	75,000	163,789
2015年9月30日 (注2)	—	1,667,124,490	△218,255	10,000	△163,789	—
2017年1月1日～ 2017年12月31日 (注3)	70,000	1,667,194,490	22	10,022	22	22

(注) 1 有償第三者割当

割当先	(株)産業革新機構、トヨタ自動車(株)、日産自動車(株)、 (株)ケーヒン、(株)デンソー、キヤノン(株)、(株)ニコン、 パナソニック(株)および(株)安川電機
発行株数	1,250,000,000株
発行価額	1株につき120円
資本組入額	1株につき60円
資本準備金組入額	1株につき60円
払込金総額	150,000,000,000円

なお、本有償第三者割当に関し、2012年12月10日付で提出した有価証券届出書に記載した「第一部 証券情報 第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途(2) 手取金の使途」について、以下のとおり変更が生じております。

(1) 変更理由

当社は、2013年9月30日付で、マイコンの先端プロセス開発および開発基盤の標準化に係る投資、生産（試作・量産）に係る設備投資、自動車向け半導体におけるソリューション投資、産業向け半導体におけるソリューション投資ならびに経営基盤再構築のための開発投資に充当するため、総額1,500億円の第三者割当増資を実施しました。

他方、当社は、変化の激しい半導体の事業環境の下、今後の戦略的集中分野において不可欠なパワーマネジメント関連アナログ製品のラインナップ強化や当社のマイコンとアナログ製品をキットとして提供するソリューション提案力の強化を図ることが喫緊の対応として必要であると考え、2016年9月13日付で、アナログ半導体事業を営むインターシル社の全株式を取得するための合併契約を締結しました。当社としては、当社が目指す方向性に変更はないものの、上記の同社株式の取得の必要性に鑑み、第三者割当増資により調達した資金の一部を同社株式の取得費用の一部に充当することとしました。また、電気自動車市場の立ち上がりの遅れなど、当社の注力市場の拡大時期が変化したため、資金使途の出資時期を変更することとしました。

(2) 変更の内容（変更の箇所は、下線で示しております。）

<変更前>

	具体的な用途	金額（百万円）	支出予定時期
①	マイコンの先端プロセス開発および開発基盤の標準化に係る投資	<u>40,000</u>	2013年6月～2017年3月
②	生産（試作・量産）に係る設備投資	<u>20,000</u>	2013年6月～2017年3月
③	自動車向け半導体におけるソリューション投資	40,000	2013年6月～2018年3月
④	産業向け半導体におけるソリューション投資	<u>40,000</u>	2013年6月～2017年3月
⑤	経営基盤再構築のための開発投資	10,000	2013年6月～2016年3月

<変更後>

	具体的な用途	金額（百万円）	支出予定時期
①	マイコンの先端プロセス開発および開発基盤の標準化に係る投資	4,000	2013年6月～2019年3月
②	生産（試作・量産）に係る設備投資	1,000	2013年6月～2016年9月
③	自動車向け半導体におけるソリューション投資	40,000	2013年6月～2025年12月
④	産業向け半導体におけるソリューション投資	30,000	2013年6月～2025年12月
⑤	経営基盤再構築のための開発投資	10,000	2013年6月～2017年12月
⑥	インターシル社の全株式の取得費用の一部	65,000	2016年10月～2017年6月

「インターシル社の全株式の取得費用の一部」としましては、成長が見込まれる自動車向け半導体市場および重点地域における当社の事業領域の拡大のために、製品群、提案力、販売・マーケティング力の強化に充当します。具体的には、インターシル社株式を取得することで、①今後の戦略的集中分野において不可欠な要素デバイスの一つであるパワーマネジメント関連アナログ製品のラインナップ強化、②当社のワールドワイドトップシェアのマイコンと同社の高精度なアナログ製品をキットとしてお客様に提供するソリューション提案力の強化、③日本国外における拡販力の強化および④複数の米国半導体企業における経営経験が豊富な同社のマネジメントチームが当社グループに加わることによるグローバルマネジメント力の強化を図ってまいります。同社が当社グループの一員になることは、当社が注力し、売上および利益の拡大を目指す戦略分野においてグローバルトップであり続けるための強力な施策になるものと考えております。

- 2 2015年6月24日開催の第13期定時株主総会決議に基づき、2015年9月30日付で資本金の額を218,255百万円、資本準備金の額を163,789百万円それぞれ減少させその他資本剰余金へ振替えた後、その他資本剰余金の額のうち551,749百万円を繰越利益剰余金へ振替えて欠損の填補を行いました。
- 3 新株予約権の行使による増加であります。
- 4 2018年1月1日から2018年2月28日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が1,300株、資本金が0百万円および資本準備金が0百万円増加しております。

(6) 【所有者別状況】

2017年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府および地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	33	61	389	594	54	30,582	31,713	—
所有株式数(単元)	—	1,671,612	77,318	10,657,342	3,969,845	1,820	293,889	16,671,826	11,890
所有株式数の割合(%)	—	10.02	0.46	63.92	23.81	0.01	1.76	100	—

- (注) 1 自己株式2,581株は、「個人その他」に25単元および「単元未満株式の状況」に81株を含めて記載しております。
- 2 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が2単元含まれております。
- 3 所有株式数(単元)に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(7) 【大株主の状況】

2017年12月31日現在

氏名または名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
㈱産業革新機構	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	835,228,200	50.09
日本トラスティ・サービス信託銀行㈱(三井住友信託銀行再信託分・日本電気㈱退職給付信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	107,142,857	6.42
㈱日立製作所	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	92,530,648	5.55
三菱電機㈱	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号	75,706,885	4.54
JP MORGAN CHASE BANK 380055 (常任代理人 ㈱みずほ銀行決済営業部)	270 PARK AVENUE, NEW YORK, NY 10017, UNITED STATES OF AMERICA (東京都港区港南二丁目15番1号 品川インターシティA棟)	74,282,111	4.45
GIC PRIVATE LIMITED - C (常任代理人 ㈱三菱東京UFJ銀行)	168 ROBINSON ROAD #37-01 CAPITAL TOWER SINGAPORE 068912 (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号)	43,603,500	2.61
トヨタ自動車㈱	愛知県豊田市トヨタ町1番地	41,666,600	2.49
日本トラスティ・サービス信託銀行㈱(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	18,718,300	1.12
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C NON TREATY (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	15,947,446	0.95
日本マスタートラスト信託銀行㈱(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	15,865,600	0.95
計	—	1,320,692,147	79.17

- (注) 1 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
- 2 日本トラスティ・サービス信託銀行㈱(三井住友信託銀行再信託分・日本電気㈱退職給付信託口)の所有株式数107,142,857株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合6.42%)は、日本電気㈱が保有する当社株式の一部を退職給付信託に拠出したものであります。
- 3 Capital Research and Management Company から、2017年10月6日付で、Capital Guardian Trust Company、Capital International Limitedおよびキャピタル・インターナショナル㈱を共同保有者とする大量保有報告書が提出され、2017年9月29日(報告義務発生日)現在、以下のとおり各社共同で90,939,700株(発行済株式総数に対する保有株式数の割合5.45%)の当社株式を保有している旨の報告がありました。当社としては、期末時点における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は、以下のとおりです。

氏名または名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等 保有割合 (%)
Capital Research and Management Company	333 South Hope Street, Los Angeles, CA 90071, U.S.A.	73,548,600	4.41
Capital Guardian Trust Company	333 South Hope Street, Los Angeles, CA 90071, U.S.A.	5,779,300	0.35
Capital International Limited	40 Grosvenor Place, London SW1X 7GG, England	3,278,700	0.20
キャピタル・インターナショナル(株)	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 明治安田生命ビル14階	8,333,100	0.50

- 4 (株)産業革新機構から、2018年3月16日付で、大量保有報告書(変更報告書)が提出されました。これは、同社がその保有する当社株式75,026,425株(発行済株式総数に対する保有株式数の割合4.50%)を(株)デンソーに譲渡したことによるものであり、2018年3月9日(報告義務発生日)付で処分を行った旨の報告がありました。

なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は、以下のとおりです。

氏名または名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等 保有割合 (%)
(株)産業革新機構	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	760,201,775	45.60

- 5 (株)デンソーから、2018年3月14日付で、大量保有報告書が提出されました。これは、同社が(株)産業革新機構からその保有する当社株式75,026,425株(発行済株式総数に対する保有株式数の割合4.50%)を取得したものであり、2018年3月9日(報告義務発生日)付で取得した旨の報告がありました。

なお、大量保有報告書の内容は、以下のとおりです。

氏名または名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等 保有割合 (%)
(株)デンソー	愛知県刈谷市昭和町一丁目1番地	83,359,725	5.00

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2017年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 2,500	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,667,180,100	16,671,801	—
単元未満株式	普通株式 11,890	—	—
発行済株式総数	1,667,194,490	—	—
総株主の議決権	—	16,671,801	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」には、証券保管振替機構名義の株式200株(議決権2個)が含まれております。

② 【自己株式等】

2017年12月31日現在

所有者の氏名 または名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
ルネサスエレクトロニクス(株)	東京都江東区豊洲三丁目 2番24号	2,500	—	2,500	0.00
計	—	2,500	—	2,500	0.00

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

①2016年6月28日付取締役会決議

2016年度新株予約権第1号

決議年月日	2016年6月28日
付与対象者の区分および人数	当社取締役(社外取締役を除く。) 2名 当社執行役員 8名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2016年度新株予約権第2号

決議年月日	2016年6月28日
付与対象者の区分および人数	当社執行役員 2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

②2017年3月13日付取締役会決議

2017年度新株予約権第1号

決議年月日	2017年3月13日
付与対象者の区分および人数	当社取締役（社外取締役を除く。） 2名 当社執行役員 8名 当社従業員 344名 子会社取締役（社外取締役を除く。） 4名 子会社従業員 207名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2017年度新株予約権第2号

決議年月日	2017年3月13日
付与対象者の区分および人数	当社執行役員 3名 子会社取締役（社外取締役を除く。） 16名 子会社従業員 693名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

③2017年4月26日付取締役会決議
2017年度新株予約権第3号

決議年月日	2017年4月26日
付与対象者の区分および人数	子会社従業員 7名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

④2017年6月27日付取締役会決議
2017年度新株予約権第4号

決議年月日	2017年6月27日
付与対象者の区分および人数	子会社従業員 13名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

⑤2017年8月29日付取締役会決議
2017年度新株予約権第5号

決議年月日	2017年8月29日
付与対象者の区分および人数	子会社従業員 2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2017年度新株予約権第6号

決議年月日	2017年8月29日
付与対象者の区分および人数	子会社従業員 18名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

⑥2017年9月27日付取締役会決議

2017年度新株予約権第7号

決議年月日	2017年9月27日
付与対象者の区分および人数	子会社従業員 16名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

⑦2017年12月27日付取締役会決議

2017年度新株予約権第8号

決議年月日	2017年12月27日
付与対象者の区分および人数	子会社従業員 26名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

⑧2018年3月16日付取締役会決議

2018年度新株予約権第1号

決議年月日	2018年3月16日
付与対象者の区分および人数	当社取締役（社外取締役を除く。） 3名 当社執行役員 6名 当社従業員 475名 子会社取締役（社外取締役を除く。） 3名 子会社従業員 99名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注1）
株式の数	1,740,600株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2018年4月3日から2028年4月2日まで
新株予約権の行使の条件	（注3）
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注5）

（注）1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」）は100株とする。

ただし、新株予約権の割当日後に、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により付与株式数の調整を行う。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率

また、上記のほか、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式

数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

- 2 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株当たりの発行価格は、新株予約権の発行価額の総額
に、行使請求に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額を加えた額を、上記「新株予約権の
目的となる株式の数」に記載の新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。
- (2) ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項
の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じた
ときは、その端数を切り上げる。
②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等
増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 3 (1) 新株予約権者は、割当日の翌日から1年間を経過する日までの間は、新株予約権を行使することができな
い。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、執行役、監査役、執
行役員または使用人の地位（以下「権利行使資格」）にあることを要する。
- (3) 上記(1)および(2)にかかわらず、新株予約権者は、権利行使資格を喪失した場合（死亡による場合を除
く。）、権利行使資格を喪失した日の翌日から13ヶ月を経過する日までの期間（ただし、上記「新株予約権
の行使期間」に定める期間中であることを要する。）に限り、新株予約権を行使することができる。
- (4) 上記(1)および(2)にかかわらず、新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人のうち1名（以
下「権利承継者」）に限り、新株予約権を承継することができる。この場合において、権利承継者は、当該
新株予約権者が死亡した日の翌日から6ヶ月を経過する日までの期間（ただし、上記「新株予約権の行使期
間」に定める期間中であることを要する。）に限り、一括してのみ新株予約権を行使することができる。な
お、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は、新株予約権をさらに承継することはできない。
- (5) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することはできない。
- (6) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによ
る。
- 4 以下の①から⑧までの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役
会決議がなされた場合）は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償
で取得することができる。
 - ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
 - ④当社が会社法第171条第1項に基づき全部取得条項付種類株式の全部を取得することを承認する議案
 - ⑤当社の発行する全部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することにつ
いての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑥新株予約権の目的である種類の株式の内容として、譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を
要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについて
の定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑦新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合（当該種類の株式に係る単元株式数に株式の併合
割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限り。）承認の議案
 - ⑧会社法第179条の3第1項の規定に基づく特別支配株主による株式売渡請求承認の議案
- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割
会社になる場合に限る。）または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限
る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につ
き吸収合併が効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割が
その効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効
力を生ずる日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残
存する新株予約権（以下「残存新株予約権」）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社
法236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、総称して「再編対象会社」）の新株予約権をそ
れぞれ以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅する。ただし、以下の条件

に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注1）に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とし、これに上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記（注2）に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

上記（注4）に準ずる。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

上記（注3）に準じて決定する。

2018年度新株予約権第2号

決議年月日	2018年3月16日
付与対象者の区分および人数	当社執行役員 4名 子会社取締役（社外取締役を除く。） 15名 子会社従業員 648名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注1）
株式の数	4,076,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2018年4月3日から2028年4月2日まで
新株予約権の行使の条件	（注3）
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注5）

(注) 1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」）は100株とする。

ただし、新株予約権の割当日後に、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により付与株式数の調整を行う。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率

また、上記のほか、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

- 2 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株当たりの発行価格は、新株予約権の発行価額の総額
に、行使請求に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額を加えた額を、上記「新株予約権の
目的となる株式の数」に記載の新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。
- (2) ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項
の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じた
ときは、その端数を切り上げる。
②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等
増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 3 (1) 新株予約権者は、割当日の翌日から1年間を経過する日までの間は、新株予約権を行使することができな
い。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、執行役、監査役、執
行役員または使用人の地位（以下「権利行使資格」）にあることを要する。
- (3) 上記(1)および(2)にかかわらず、新株予約権者は、権利行使資格を喪失した場合（死亡による場合を除
く。）、権利行使資格を喪失した日の翌日から13ヶ月を経過する日までの期間（ただし、上記「新株予約権
の行使期間」に定める期間中であることを要する。）に限り、新株予約権を行使することができる。
- (4) 上記(1)および(2)にかかわらず、新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人のうち1名（以
下「権利承継者」）に限り、新株予約権を承継することができる。この場合において、権利承継者は、当該
新株予約権者が死亡した日の翌日から6ヶ月を経過する日までの期間（ただし、上記「新株予約権の行使期
間」に定める期間中であることを要する。）に限り、一括してのみ新株予約権を行使することができる。な
お、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は、新株予約権をさらに承継することはできない。
- (5) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することはできない。
- (6) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによ
る。
- 4 以下の①から⑧までの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役
会決議がなされた場合）は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償
で取得することができる。
①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
②当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案
③当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
④当社が会社法第171条第1項に基づき全部取得条項付種類株式の全部を取得することを承認する議案
⑤当社の発行する全部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することにつ
いての定めを設ける定款の変更承認の議案
⑥新株予約権の目的である種類の株式の内容として、譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を
要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについて
の定めを設ける定款の変更承認の議案
⑦新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合（当該種類の株式に係る単元株式数に株式の併合
割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限る。）承認の議案
⑧会社法第179条の3第1項の規定に基づく特別支配株主による株式売渡請求承認の議案
- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割
会社になる場合に限る。）または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限
る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につ
き吸収合併が効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割が
その効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効
力を生ずる日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残
存する新株予約権（以下「残存新株予約権」）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社
法236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、総称して「再編対象会社」）の新株予約権をそ
れぞれ以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅する。ただし、以下の条件
に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割
計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注1）に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とし、これに上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記（注2）に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
上記（注4）に準ずる。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記（注3）に準じて決定する。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(—)	—	—	—	—
保有自己株式数	2,581	—	2,581	—

(注) 当期間における保有自己株式には、2018年3月1日から本書提出日までの単元未満株式の買取による株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、企業価値の最大化の観点から、新製品の研究開発、設備投資などのために内部留保を重視し、強靱な財務体質の実現を目指しながら、利益の一部を配当することを基本としております。各期の配当の金額につきましては、連結および個別の利益剰余金の状況、連結の利益の状況、翌期以降の利益見通しおよびキャッシュ・フローの状況などを考慮し決定します。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。なお、当社は、「取締役会の決議により、毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

当事業年度（第16期）の配当につきましては、連結業績は当期純利益（親会社株主に帰属する当期純利益）を計上したものの、見送らせていただきます。当社は内部留保資金を急激な環境の変化に対応し、グローバルな競争に勝ち残るための戦略的な投資機会に充て、企業価値の向上による株主利益増大を目指してまいります。また、長期的な視点に立ち、安定的かつ持続的な利益成長を実現し、配当の再開を目指してまいります。

翌事業年度（第17期）の配当につきましては、中間配当・期末配当とも現時点では未定であり、決定次第速やかに開示いたします。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	2014年3月	2015年3月	2016年3月	2016年12月	2017年12月
最高(円)	850	1,089	1,057	1,050	1,543
最低(円)	226	653	598	517	882

(注) 1 最高・最低株価は、東京証券取引所（市場第一部）におけるものであります。

2 決算期変更により、第15期は2016年4月1日から2016年12月31日までの9ヶ月間となっております。

(2) 【最近6ヶ月間の月別最高・最低株価】

月別	2017年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	1,104	1,117	1,315	1,477	1,543	1,393
最低(円)	958	1,020	1,061	1,222	1,333	1,253

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所（市場第一部）におけるものであります。

5 【役員状況】

男性9名 女性0名 (役員のうち女性の比率0%)

2018年3月29日現在

役名および職名	氏名 (生年月日)	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 (会長)	鶴丸 哲哉 (1954年8月29日生)	1979年4月 ㈱日立製作所 入社 2003年4月 ㈱ルネサステクノロジ (現ルネサスエレクトロニクス) 第一事業本部 那珂工場長 2006年4月 同社 生産本部 生産計画統括部長 2008年4月 同社 業務執行役員 生産本部長 2010年4月 当社 執行役員 生産本部副本部長 2011年4月 当社 執行役員 生産本部長 2012年6月 当社 取締役執行役員 2013年2月 当社 代表取締役社長 同年6月 当社 代表取締役社長兼COO 2015年12月 当社 代表取締役社長兼CEO 2016年6月 当社 代表取締役会長 (現任)	(注1)	9,900
代表取締役 (社長兼CEO)	呉 文 精 (1956年5月20日生)	1979年4月 ㈱日本興業銀行 (現㈱みずほ銀行) 入行 2000年5月 GEキャピタル・ジャパン 入社 事業開発本部長 2001年1月 GEフリートサービス㈱ 入社 常務執行役員 2003年5月 同社 社長兼最高経営責任者 2007年12月 カルソニックカンセイ㈱ 入社 顧問 2008年6月 同社 代表取締役社長兼最高経営責任者 2013年4月 日本電産㈱ 入社 特別顧問 同年6月 同社 取締役副社長執行役員 2014年6月 同社 代表取締役副社長執行役員 最高執行責任者 2015年6月 同社 代表取締役副社長執行役員 2016年4月 当社 入社 CEO付 同年6月 当社 代表取締役社長兼CEO (現任)	(注1)	—
取締役 (執行役員常務兼CFO)	柴田 英利 (1972年11月16日生)	1995年4月 東海旅客鉄道㈱ 入社 2001年8月 ㈱MKSパートナーズ 入社 プリンシパル 2004年8月 同社 パートナー 2007年10月 メリルリンチ日本証券㈱ 入社 グローバルプライベートエクイティ マネージングディレクター 2009年9月 ㈱産業革新機構 入社 投資事業グループ マネージングディレクター 2012年6月 同社 投資事業グループ 執行役員 2013年10月 当社 取締役 同年11月 当社 取締役執行役員常務兼CFO 2016年6月 当社 執行役員常務兼CFO 2018年3月 当社 取締役執行役員常務兼CFO (現任)	(注1)	2,500
取締役	豊田 哲朗 (1962年11月10日生)	1986年4月 東京海上火災保険㈱ (現東京海上日動火災保険) 入社 2001年7月 ㈱MKSパートナーズ 入社 パートナー 2008年5月 デロイトトーマツFAS㈱ (現デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社) 入社 契約アドバイザー 2009年9月 ㈱産業革新機構 入社 投資事業グループ マネージングディレクター 2012年6月 同社 投資事業グループ 執行役員 マネージングディレクター 2013年6月 同社 専務執行役員 マネージングディレクター 2014年2月 当社 社外取締役(非常勤) (現任) 2016年6月 ㈱産業革新機構 専務取締役 共同投資責任者 (Co-CIO) 投資事業グループ長(現任)	(注1)	—

役名および職名	氏名 (生年月日)	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	岩崎 二郎 (1945年12月6日生)	1974年4月 東京電気化学工業㈱(現TDK㈱) 入社 1996年6月 同社 取締役 人事教育部長 1998年6月 同社 常務取締役 記録メディア事業本部長 2006年6月 同社 取締役専務執行役員 アドミニストレーショングループ ジェネラルマネージャー 2008年3月 GCAサヴィアングループ㈱(現GCA㈱) 社外監査役 同年10月 JVC・ケンウッド・ホールディングス㈱(現㈱JVCケンウッド) 社外取締役 2009年6月 同社 取締役執行役員常務 コーポレート戦略部長 2011年3月 SBSホールディングス㈱ 社外監査役 同年4月 帝京大学 経済学部経営学科教授 2015年3月 SBSホールディングス㈱ 社外取締役(現任) 同年4月 GCAサヴィアン㈱(現GCA㈱) 常勤監査役 2016年3月 同社 社外取締役(常勤監査等委員)(現任) 同年6月 当社 社外取締役(非常勤)(現任)	(注1)	—
監査役 (常勤)	福田 和樹 (1950年11月15日生)	1974年4月 日本電気㈱ 入社 2000年4月 同社 経理部管理室長 同年12月 日電(中国)有限公司 副総経理 2005年7月 NECソフト㈱(現NECソリューションイノベータ㈱) 執行役員 2010年6月 NECモバイルリング㈱(現MXモバイルリング㈱) 監査役 2012年6月 当社 社外監査役(常勤)(現任)	(注2)	4,500
監査役	山崎 和義 (1949年7月19日生)	1983年4月 弁護士登録 1987年4月 山崎法律事務所 代表弁護士(現任) 2004年6月 ケンコーマヨネーズ㈱ 社外監査役 2008年4月 第一東京弁護士会 副会長 2014年6月 当社 社外監査役(非常勤)(現任) 2015年4月 日本弁護士連合会 常務理事	(注4)	—
監査役	山本 昇 (1962年11月21日生)	1986年4月 マツダ㈱ 入社 1989年5月 大和証券㈱ 入社 2002年2月 プライスウォーターハウスクーパース・フィナンシャル・アドバイザー・サービス㈱(現PwCアドバイザー合同会社) 入社 マネージングディレクター 2003年4月 ㈱ラザードフレール 入社 マネージングディレクター 2006年11月 日興シティグループ証券㈱(現シティグループ証券㈱) 入社 投資銀行本部 マネージングディレクター 2011年10月 ビー・エヌ・ピー・パリバ銀行東京支店 入行 投資銀行本部共同本部長 2016年6月 日立工機㈱ 社外取締役(現任) 同年9月 XIBキャピタルパートナーズ㈱ 代表取締役代表パートナーCEO(現任) 2017年1月 CLSAキャピタルパートナーズジャパン㈱シニアアドバイザー(現任) 2018年3月 当社 社外監査役(非常勤)(現任)	(注4)	—
監査役	関根 武 (1961年2月19日生)	1991年10月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ) 入所 1995年8月 公認会計士登録 2002年4月 経済産業省経済産業政策局 勤務 2006年7月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ) 復職 2009年12月 ㈱産業革新機構 入社 ビジネス統括グループ マネージングディレクター 2012年6月 同社 経営管理グループ 執行役員 2013年10月 当社 社外監査役(非常勤)(現任) 2016年6月 ㈱産業革新機構 経営管理グループ 常務執行役員(現任)	(注3)	—
計				16,900

- (注) 1 2018年3月29日開催の定時株主総会の終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで
- 2 2016年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで
- 3 2017年3月30日開催の定時株主総会の終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで
- 4 2018年3月29日開催の定時株主総会の終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで
- 5 取締役 豊田哲朗氏、岩崎二郎氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 6 監査役 福田和樹氏、山崎和義氏、山本昇氏、関根武氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 7 当社は、執行役員制度を導入しております。提出日現在における取締役兼務者以外の執行役員は次のとおりであります。
- 横田善和、野崎雅彦、川嶋学、Necip Sayiner、山並裕尚、山本信吾、
Michael Hannawald、真岡朋光、新田啓人、吉岡真一

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) コーポレート・ガバナンスの体制および当該体制を採用する理由

- ① 当社は、企業価値を継続的に高めていくためには、経営を効率的に遂行するとともに、経営の健全性と透明性を確保することが重要であると認識し、コーポレート・ガバナンスの充実に向けて、経営体制の整備および諸施策の実施に取り組んでおります。
- ② 当社は、監査役会設置会社であり、監査役により取締役の職務執行を監査するコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。事業の知識と経験を有する常勤監査役が、会計監査人、内部監査部門である内部監査室その他の関係部門と連携をはかりつつ質の高い情報を効果的に収集し、独立性の高い社外監査役を含めた監査役会が、その情報を様々な視点から客観的に分析することを通じ、本体制は十分機能しており、当社のコーポレート・ガバナンスに適していると考えております。
- ③ 当社の取締役会は、2名の社外取締役を含む5名の取締役で構成されており、原則として月に1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、経営上の重要な意思決定を機動的かつ迅速に行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。
- ④ 当社の監査役会は、4名の社外監査役（うち1名は常勤監査役）で構成されており、原則として月に1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催しており、監査方針などを決定するとともに、各監査役から監査状況などの報告を受けております。なお、監査役のうち2名は財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ⑤ 当社は、事業執行責任の明確化および業務執行に関する意思決定の迅速化をはかるため、執行役員制度を導入するとともに、取締役会で定める執行役員の業務担当事項および「稟議決裁基本規則」により適切な権限委譲を行っております。
- ⑥ 当社は、当社の取締役、執行役員および監査役の報酬についての透明性および客観性の向上のため報酬委員会を設置しています。報酬委員会は、社外取締役を含む当社取締役を中心とした委員で構成され、株主総会に上程する取締役および監査役の報酬に関する事項ならびに取締役および執行役員の報酬体系・報酬水準などの審議を行い、決定しております。
- ⑦ 当社は、取締役会付議案件については、事前審議が不要なものを除き、原則として、常勤取締役、執行役員常務および執行役員で構成される経営会議で事前審議を行うことにより、審議の充実に努めております。

(2) 社外役員

① 社外役員の選任状況

当社は、積極的に外部の視点を取り入れ、多角的に経営課題に対処するため、多様な経験や専門知識を有する社外役員として、5名の取締役のうち、2名を社外取締役にするとともに、4名の社外監査役を選任しております。また、当社の業績およびガバナンス向上のために、的確かつ客観的な助言と判断をいただける優れた人材を求め、社外取締役である豊田哲朗氏および岩崎二郎氏を、また社外監査役のうち山崎和義氏、山本昇氏および関根武氏を、独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

② 社外役員の機能および役割

社外取締役の豊田哲朗氏は、㈱産業革新機構において幅広い投資事業に携わることにより培われた豊富な知識、経験や高い見識などを活かして、当社の経営全般に対する監督およびチェック機能を発揮しております。

社外取締役の岩崎二郎氏は、長年にわたり複数の会社で役員を務め、事業運営の経験を有するとともに、現在も他社で取締役(常勤監査等委員)などを務めており、これらにより培われた豊富な知識、経験や高い見識等を活かして、当社の経営全般に対する監督およびチェック機能を発揮しております。

社外監査役の福田和樹氏は、当社の社外監査役に5年9ヶ月間務め、当社の事業内容に精通しており、また、日本電気㈱において長年にわたる経理業務経験を有するとともに、同社の子会社において執行役員として事業運営に携わった経験を有しており、それらの経歴を通じて培われた豊富な知識、経験や高い見識などを活かして、当社の経営全般に対する監査機能を発揮しております。

社外監査役の山崎和義氏は弁護士として、長年にわたる実務を通じて、専門的な知識、豊富な経験、高い見識などを有しており、法律的な視点から、独立公正な立場で、当社の経営全般に対する監査機能を発揮しております。

社外監査役の山本昇氏は、国際的な金融機関や事業会社において事業運営に幅広く携わっており、それらを通じて国際的な知識、経験や高い見識を有しており、これらを活かして当社の経営に対する監督機能を発揮しております。

社外監査役の関根武氏は、公認会計士としての専門的な知識、経験や高い見識などを有しており、これらを活かして当社の経営全般に対する監査機能を発揮しております。

③ 社外役員との関係

社外取締役の豊田哲朗氏および社外監査役の関根武氏は、それぞれ㈱産業革新機構の業務執行者であります。同社は、当社株式の45.60%を所有する主要株主であります。同社との取引関係はありませんが、同社と取引などを行う場合の取引条件については、非支配株主の利益を害することがないように、当社と関連を有しない第三者との取引条件と同等のものとするを基本方針としております。また、取引内容に応じ、社内の稟議決裁手続き、取締役会での決議などにより、取引の公正性を確認した上で実施することとし、同社から就任した取締役が特別利害関係人に該当する場合には、当社取締役会の決議に参加しないこととしております。

社外監査役の福田和樹氏の過去および現在における兼職先には当社との間に取引関係があるものが含まれ、また福田和樹氏は当社の株式を保有しておりますが、その規模・性質から、投資者などに影響を及ぼすものではないと判断しております。福田和樹氏の兼職先とも当社は、人的関係、資金的関係またはその他の利害関係はありません。

社外取締役の岩崎二郎氏ならびに社外監査役の山崎和義氏および山本昇氏いずれの兼職先とも、当社は、人的関係、資金的関係、取引関係またはその他の利害関係はありません。

④ 社外役員を選任するための独立性に関する基準または方針

当社は、社外役員を選任するための独立性に関する特段の基準または方針について、現時点ではその策定を検討中のため設けておりませんが、㈱東京証券取引所が一般株主と利益相反の生じるおそれがあると判断する場合の判断要素を参考に、社外取締役2名および社外監査役3名を独立役員として㈱東京証券取引所に届け出ております。また、残る社外監査役につきましては、事業運営および経理業務を通じて培われた知識、経験や見識などに基づき、経営全般に対する監査機能を発揮していただけるものと判断し選任しております。

⑤ 社外役員と内部監査、監査役監査および会計監査との相互連携ならびに内部統制部門との関係

社外取締役をサポートする専任スタッフは配置しておりませんが、法務統括部スタッフなどが、適時、サポートを行っております。

社外監査役のサポート体制として、監査役室に専任スタッフ5名を配置してその職務遂行を補助しております。また、監査役会の運営においては、常勤監査役から当社の経営動向の説明、監査活動報告などを、非常勤監査役から他社事例の紹介などを行い、監査活動に関する情報共有をはかっております。

また、取締役会および経営会議で審議される案件のうち、特に内部統制に係る重要事項については、社外取締役および社外監査役の要望に応じ、適時、内部統制部門（法務統括部、経理統括部、経営企画・財務統括部など）が連携して事前および事後の説明を行っております。

取締役会および監査役会の開催にあたっては、法務統括部スタッフが取締役会審議に係る通知、資料などを、監査役室スタッフが監査役会審議に係る通知、資料などをそれぞれ提供するなど、各会議の事前準備のため、適時に十分な情報提供を行うことに努めるとともに、社外取締役からの質問、指摘などに対しては法務統括部スタッフが、社外監査役からの質問、指摘などに対しては監査役室スタッフがそれぞれ社内関係部門への調査などを行い、迅速に回答しております。

経理統括部を中心とする内部統制部門および内部監査部門である内部監査室は、会計監査人による円滑な監査の遂行に必要なサポートを行うとともに、社外取締役および社外監査役の求めに応じて、適時、的確な情報提供を行うことで、社外取締役および社外監査役と会計監査人の連携を実現しております。

また、社外取締役および社外監査役は、取締役会などを通じて内部監査の状況報告を受けるなど、内部監査室と連携し、実効性のある監督を実現しております。

(3) 内部統制システムおよびリスク管理体制の整備の状況（当社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況を含む）

① 内部統制システムに関する基本的な考え方およびその整備状況

当社は、会社法第362条第4項第6号ならびに会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制（内部統制システム）の整備に関する基本方針を取締役会において決議し、本基本方針に基づいて体制の整備を実施しております。本基本方針は、当社ホームページ（<https://www.renesas.com/ja-jp/about/ir/comp-any/governance.html>）に掲載のとおりですが、その概要は、次のとおりであります。

＜取締役、執行役員および従業員（以下「社員等」）の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制＞

- ・取締役は、企業倫理の確立ならびに社員等による法令、定款および社内規則の遵守の確保を目的として制定した「ルネサス エレクトロニクスグループCSR憲章」および「ルネサス エレクトロニクスグループ行動規範」を率先垂範するとともに、当社および子会社（以下「ルネサス エレクトロニクスグループ」）の社員等に対し、周知徹底し、遵守させる。
- ・取締役は、「ルネサス エレクトロニクスグループコンプライアンス管理基本規則」においてコンプライアンスの推進体制・啓発活動等の基本的事項を定め、内部統制推進委員会にコンプライアンスに関する事項の審議・決定を行わせ、ルネサス エレクトロニクスグループを対象にした研修等を実施し、徹底を図る。
- ・取締役は、ルネサス エレクトロニクスグループにおけるコンプライアンス違反またはそのおそれのある事実に関する内部通報窓口であるルネサス エレクトロニクスグループホットラインを設置し、ルネサス エレクトロニクスグループの社員等および取引先からの通報を受け付ける。また、通報者の希望により匿名性を保障するとともに、通報者は何らの不利益を被ることがないことを周知する。
- ・取締役は、反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、外部専門機関と連携し、毅然とした態度で組織的に対応する。

＜取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制＞

- ・取締役は、法令に従い、株主総会議事録、取締役会議事録等その作成および保存に関し法令の定めがある文書等を適切に作成、保存、管理するとともに、「文書管理・保存基本規則」に基づき、社員等の職務に関する各種の文書、帳票類等を適切に作成、保存、管理する。

＜損失の危険の管理に関する規程その他の体制＞

- ・リスク管理に係る基本的事項を「ルネサスエレクトロニクスグループ リスクおよび危機管理規則」に定め、この規則に沿ったリスク管理体制を整備し、構築する。
- ・各執行役員および各部門長は、その担当として定められたリスクの具現化の予防策および具現化した場合の対応策を予め定めることにより、損失の極小化を図る。
- ・リスクが具現化した場合、その重大性に応じ、執行役員は、「ルネサスエレクトロニクスグループ リスクおよび危機管理規則」に従い、自らを長とする適切な組織体を設置し、その対応にあたる。
- ・取締役は、金融商品取引法など、適用される国内外の法令等に基づき、ルネサス エレクトロニクスグループの財務報告に係る内部統制の評価、維持、改善などを行う。

＜取締役の職務執行の効率性の確保に関する体制＞

- ・取締役は、取締役会を月に1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。
- ・取締役は、執行役員制度を導入し、取締役会において経営上の重要な意思決定を迅速に行うとともに、職務執行の監督を行う。また、取締役会付議案件のうち経営上の重要事項の事前審議を経営会議において行い、審議の充実を図る。
- ・執行役員（取締役兼務者を含む。）は、本部長その他の従業員に対し、権限委譲を行うことにより、事業運営に関して迅速な意思決定を行う。執行役員、本部長その他の従業員の職務権限の行使は、「稟議決裁基本規則」に基づき、適正かつ効率的に行う。
- ・執行役員（取締役兼務者を含む。）は、取締役会で定める執行役員の業務担当事項に基づき、機動的かつ効率的に職務を執行するとともに、取締役会で定めた経営計画および予算の進捗状況を定期的に確認する。

＜企業集団における業務の適正を確保するための体制＞

- ・取締役は、「ルネサス エレクトロニクスグループCSR憲章」、「ルネサス エレクトロニクスグループ行動規範」および「ルネサス エレクトロニクスグループコンプライアンス管理基本規則」に基づき、ルネサス エレクトロニクスグループ全体のコンプライアンス体制を整備するため、子会社に対し必要な指導および支援を行う。
- ・取締役は、「関係会社等管理運営基本規則」に基づき、業務主管部門および関係会社主管部門を通じて、子会社の日常的な管理、指導および支援を行うとともに、子会社の取締役の職務の執行に係る事項について定期的な報告を行わせる。
- ・取締役は、リスク管理を担当する部門を通じ、子会社において、リスク管理および危機管理に関する規程の制定、危機発生時の連絡網および行動計画の作成等を行わせる。
- ・取締役は、内部統制推進委員会等を通じ、ルネサス エレクトロニクスグループ共通の意思決定ルールの方針決定およびグループガバナンスの方針決定等を行う。

- ・取締役は、ルネサス エレクトロニクスグループ全体の業務の適正性を確保するため、内部監査室にルネサス エレクトロニクスグループの監査を行わせるとともに、主要な子会社に、内部監査機能を持つ部門または個人を配置し、内部監査室および子会社監査役との連携を図らせる。

＜監査役の職務を補助すべき従業員および当該従業員の取締役からの独立性に関する事項＞

- ・取締役は、監査役職務遂行を補助する専任スタッフからなる監査役室を設置する。当該専任スタッフの人事考課、異動、懲戒等については、常勤監査役との事前の協議を要するとともに、当該スタッフは、監査役補助業務について取締役の指揮・監督を受けない。

＜ルネサス エレクトロニクスグループの社員等および子会社監査役等が監査役に報告するための体制、ならびに当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制＞

- ・ルネサス エレクトロニクスグループの社員等は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
- ・内部監査室は、監査役に対し、ルネサス エレクトロニクスグループに係る内部監査報告書を提出し、また、監査役が出席する取締役会において内部監査結果を報告する。
- ・内部統制推進委員会は、監査役に対し、ルネサス エレクトロニクスグループホットラインによるルネサス エレクトロニクスグループの社員等からの通報状況を定期的に報告する。
- ・当社は、監査役へ報告をしたルネサス エレクトロニクスグループの社員等および子会社監査役等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を「ルネサス エレクトロニクスグループホットライン基本規則」および社内サイトにおいて明記する。

＜監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項＞

- ・当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要なものでないことを証明された場合を除き、当該費用または債務を負担する。

＜その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制＞

- ・監査役は、取締役会に出席するほか、監査役が必要と認める重要な会議に出席することができる。取締役は、会社の重要情報に対する監査役のアクセス権限を保障する。
- ・監査役は、原則として月1回以上監査役会を開催し、監査実施状況等について情報の交換・協議を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。

- ② 「内部統制推進委員会」を原則として2ヶ月に1回開催し、当社グループにおける、内部統制関連業務に係るPDCAサイクルの監督や、内部統制システムに係わる重要なコンプライアンス違反行為などが発生した場合の原因究明、再発防止策などの審議、検討を行っております。

(4) 内部監査、監査役監査および会計監査の状況

① 内部監査

(a) 内部監査の概況

内部監査については11名からなる内部監査室が、事業執行部門、スタッフ部門、連結子会社など、当社の経営組織の業務執行につき、コンプライアンス、リスク管理および内部統制の観点から、業務執行部門とは独立した第三者的立場から検証・評価し、問題があれば具体的な是正・改善施策を提言しております。

(b) 内部監査部門と内部統制部門との関係

内部監査室は、必要に応じて内部統制部門を含む社内各部門へヒアリング調査などを行い、適時、的確な情報収集を行っております。

(c) 内部監査部門と会計監査人との関係

内部監査室は、定期的に情報交換を行うなど、会計監査人と相互連携を図っております。

② 監査役監査

(a) 監査役監査の概況

監査役監査については、原則として月に1回定時に監査役会を開催するほか、必要に応じて監査役会を臨時に開催しており、監査方針などを決定するとともに、各監査役から監査状況などの報告を行っております。各監査役は、監査役会の定めた監査方針などに従い、取締役会その他の重要な会議への出席、取締役、執行役員および従業員（内部統制部門を含みます。）からの事業報告および職務執行状況の聴取、重要な決裁書類などの閲覧、業務および財産の状況（コンプライアンス体制、内部統制システムを含みます。）の調査、子会社の調査などにより、取締役職務執行を監査しております。

(b) 監査役と内部監査部門の連携状況

常勤監査役は、内部監査室長と定期的に会合をもち、内部監査の結果を聴取するとともに、改善提案事項に関する意見交換を行うなどして、相互連携を図っております。

(c) 監査役と会計監査人の連携状況

各監査役は、会計監査人に対して随時、監査についての報告を求めております。また、監査役会と会計監査人との間で定期的な会合を実施し、会計監査計画、実施結果などについての報告を聴取するとともに、監査活動などに関する意見交換を必要に応じて随時実施し、相互連携を図っております。さらに常勤監査役は、会計監査人の行う主要な会社資産（たな卸資産など）の実査に立会い、適正な処理が行われていることを確認しております。

③ 会計監査

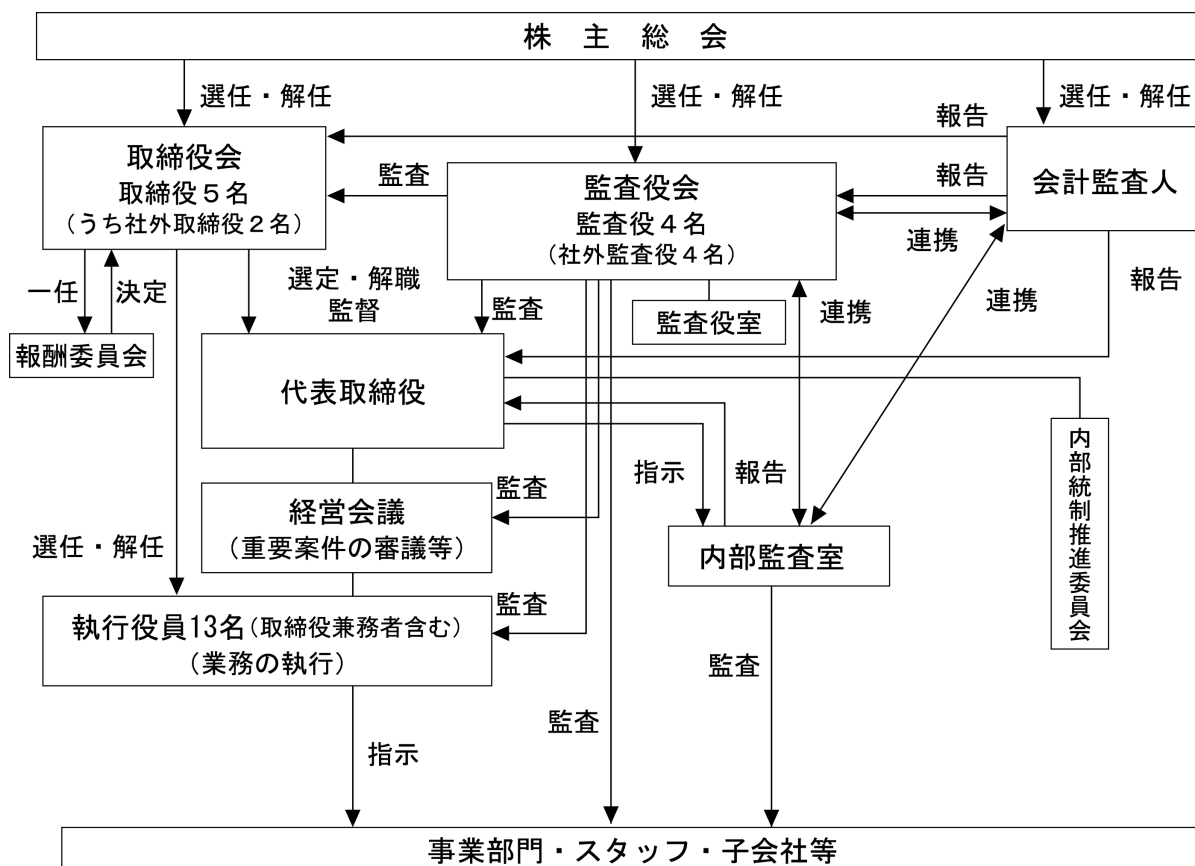
(a) 会計監査の概況

会計監査については、新日本有限責任監査法人を会計監査人として選任しております。当連結会計年度において当社の会計監査を行った指定有限責任社員および業務執行社員である公認会計士は、宮入正幸氏、剣持宣昭氏および花藤則保氏であります。また、監査業務に係る補助者は、公認会計士および公認会計士試験合格者などであります。

(b) 会計監査人と内部統制部門との関係

会計監査人は、会計監査において、必要に応じて内部統制部門を含む社内各部門へヒアリング調査などを行い、適時、的確な情報収集を行っております。

なお、上記(1)から(4)の内容を模式図にすると、以下のとおりとなります。



(5) 役員報酬の内容

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬などの種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の人数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	268.7	74.4	51.9	142.4	—	2
社外役員	44.4	44.4	—	—	—	4

- (注) 1 当連結会計年度末現在の取締役は5名(うち社外取締役3名)、監査役は4名(うち社外監査役は4名)です。
 2 取締役の報酬などの額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。なお、使用人兼務取締役に対する使用人分の給与として重要なものはありません。
 3 株主総会決議による取締役の報酬などの限度額は年額500百万円(うち社外取締役分は年額100百万円以内)であります(2016年6月28日定時株主総会決議)。
 4 株主総会決議による監査役の報酬などの限度額は月額12百万円であります(2010年2月24日臨時株主総会決議)。

ロ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

氏名	連結報酬等の 総額 (百万円)	役員区分	会社区分	報酬等の種類別の総額(百万円)			
				基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金
鶴丸 哲哉	104.4	取締役	提出会社	27.6	16.8	60.0	—
呉 文精	164.3	取締役	提出会社	46.8	35.1	82.4	—

(注) 連結報酬等の総額が1億円以上である者に限定して記載しております。

ハ 役員の報酬などの額またはその算定方法の決定に関する方針

取締役および執行役員の報酬については、以下の事項を基本方針としております。

- ・会社業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性が高いものであること
- ・株主と利益意識を共有するため、企業価値の向上と報酬が連動するものであること
- ・企業理念に基づく企業ビジョンの実現にあたって、適確な能力要件を満たすグローバルな経営陣の確保とリテンションに資するものであること

この基本方針に基づき、社外取締役を含む当社取締役を中心としたメンバーで構成される任意の報酬委員会での審議を経て、当社株主総会で承認された金額（第16期については2016年6月28日開催の第14期定時株主総会で承認された年額500百万円（うち社外取締役100百万円）であり、第17期以降については2018年3月29日開催の第16期定時株主総会で承認された年額2,000百万円（うち社外取締役400百万円））の範囲内において支給しております。

報酬の構成は、基本報酬と業績連動報酬とし、業績評価基準としては、当社の財務状況及び企業価値の状況等の指標を踏まえて設定しております。具体的には、取締役の報酬については、月額報酬（同業他社の役員報酬の水準および当社取締役としての責務に相応する適正な水準を考慮のうえ職位に応じて設定）、賞与（当社グループの前年度の最終利益率をベースに役職毎に設定した基準額等を踏まえて、報酬委員会が決定）、および株式報酬型ストックオプション（当社グループのTSR（Total Shareholders Return）をベースに役職ごとに設定した基準額を踏まえて、取締役会が決定）により構成されております。ただし、社外取締役に対しては、その役割・位置づけを考慮し、賞与および株式報酬型ストックオプションを支給していません。

(6) 取締役の定数

当社の取締役は15名以内とする旨定款に定めております。

(7) 取締役の選任および解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、およびその決議は累積投票によらない旨定款に定めております。

(8) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(9) 取締役会で決議することができる株主総会決議事項

当社は、取締役会の決議をもって、会社法第165条第2項の規定に基づき自己株式の取得を行うことができる旨および会社法第454条第5項の規定に基づき中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

これは、自己株式の取得および中間配当を、経営環境の変化に対応してより機動的に実施できるようにするためであります。

また、当社は、取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるように会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含みます。）および監査役（監査役であった者を含みます。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。

(10) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役（常勤監査役を除く。）との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当社定款に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(11) 株式の保有状況

- ① 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数および貸借対照表計上額の合計額
9銘柄、93百万円
- ② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額および保有目的
前事業年度
該当事項はありません。

当事業年度
該当事項はありません。
- ③ 保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度および当事業年度における貸借対照表計上額の合計額ならびに当事業年度における受取配当金、売却損益および評価損益の合計額
該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	96	8	147	61
連結子会社	27	1	34	1
計	123	9	181	62

② 【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

当社の主要な連結子会社は、当社の監査公認会計士など同一のネットワークに属しているErnst & Youngのメンバーファームと監査証明業務および非監査業務の契約を締結しており、報酬の総額は100百万円であります。

(当連結会計年度)

当社の主要な連結子会社は、当社の監査公認会計士など同一のネットワークに属しているErnst & Youngのメンバーファームと監査証明業務および非監査業務の契約を締結しており、報酬の総額は218百万円であります。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容としましては、国際財務報告基準(IFRS)の任意適用に関する検討のための情報提供・助言業務などについて対価を支払っております。

(当連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容としましては、国際財務報告基準(IFRS)の任意適用に関する検討のための情報提供・助言およびコンフォートレター発行業務等に対する対価を支払っております。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士などに対する監査報酬については、監査日数、会社の規模、業務の特性などの要素を総合的に勘案し決定しております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表および財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」)に基づいて作成しております。

なお、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成していません。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2017年1月1日から2017年12月31日まで)の連結財務諸表および事業年度(2017年1月1日から2017年12月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3 決算期変更について

当社は、2016年6月28日開催の第14期定時株主総会における定款一部変更の決議により、決算期を3月31日から12月31日に変更いたしました。

この変更に伴い、前連結会計年度の期間は2016年4月1日から2016年12月31日までの9ヶ月間となっております。

4 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みについて

当社は、以下のとおり連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みを行っております。

- ①会計基準等の内容を適切に把握し、または会計基準等の変更などについての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計基準設定主体の行うセミナーに参加するとともに、社内規程やマニュアルを整備し随時更新を行っております。
- ②2018年12月期の有価証券報告書における連結財務諸表からIFRSを適用する予定であり、これに備えてIFRSに準拠した会計方針・社内規程等の整備を進めております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2016年12月31日)	当連結会計年度 (2017年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	354,569	123,320
受取手形及び売掛金	80,480	99,155
有価証券	-	16,756
商品及び製品	34,432	48,430
仕掛品	55,754	69,936
原材料及び貯蔵品	7,110	8,215
繰延税金資産	3,579	13,365
未収入金	12,721	16,637
その他	9,925	7,598
貸倒引当金	△71	△80
流動資産合計	558,499	403,332
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	204,379	212,421
減価償却累計額	※3 △144,487	※3 △149,208
建物及び構築物（純額）	※1 59,892	※1 63,213
機械及び装置	588,694	656,681
減価償却累計額	※3 △502,699	※3 △520,565
機械及び装置（純額）	※1 85,995	※1 136,116
車両運搬具及び工具器具備品	105,139	120,262
減価償却累計額	※3 △86,179	※3 △93,096
車両運搬具及び工具器具備品（純額）	18,960	27,166
土地	※1 22,456	※1 21,684
建設仮勘定	14,202	19,162
有形固定資産合計	201,505	267,341
無形固定資産		
のれん	-	172,750
ソフトウェア	13,882	18,651
技術資産	6,626	118,038
その他	8,045	25,205
無形固定資産合計	28,553	334,644
投資その他の資産		
投資有価証券	※2 6,098	※2 8,133
退職給付に係る資産	2,113	2,525
繰延税金資産	2,263	1,177
長期前払費用	21,971	42,527
その他	2,411	2,993
貸倒引当金	△359	△0
投資その他の資産合計	34,497	57,355
固定資産合計	264,555	659,340
資産合計	823,054	1,062,672

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2016年12月31日)	当連結会計年度 (2017年12月31日)
負債の部		
流動負債		
電子記録債務	11,138	19,240
支払手形及び買掛金	74,750	78,496
短期借入金	-	※1 35,000
1年内返済予定の長期借入金	-	※1 12,875
リース債務	※1 4,481	114
未払金	44,652	51,605
未払費用	32,473	39,166
未払法人税等	2,309	15,920
製品保証引当金	287	157
事業構造改善引当金	2,002	2,331
偶発損失引当金	220	9,096
災害損失引当金	708	2
売上割戻引当金	-	1,275
資産除去債務	22	56
その他	12,546	16,655
流動負債合計	185,588	281,988
固定負債		
長期借入金	※1 152,568	※1 181,396
リース債務	269	146
繰延税金負債	9,198	33,419
事業構造改善引当金	89	210
退職給付に係る負債	39,571	25,171
資産除去債務	2,645	2,537
その他	10,733	25,907
固定負債合計	215,073	268,786
負債合計	400,661	550,774
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,022
資本剰余金	191,919	191,941
利益剰余金	206,345	283,541
自己株式	△11	△11
株主資本合計	408,253	485,493
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	474	397
繰延ヘッジ損益	9,012	-
為替換算調整勘定	△3,221	7,894
退職給付に係る調整累計額	5,644	13,368
その他の包括利益累計額合計	11,909	21,659
新株予約権	23	2,311
非支配株主持分	2,208	2,435
純資産合計	422,393	511,898
負債純資産合計	823,054	1,062,672

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2016年12月31日)	当連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)
売上高	471,031	780,261
売上原価	※1 268,345	※1 427,463
売上総利益	202,686	352,798
販売費及び一般管理費	※2, ※3 147,975	※2, ※3 274,398
営業利益	54,711	78,400
営業外収益		
受取利息	483	519
受取配当金	70	105
持分法による投資利益	33	114
事業構造改善引当金戻入額	-	302
貸倒引当金戻入額	-	341
受取和解金	200	-
受取保険金	91	106
その他	579	574
営業外収益合計	1,456	2,061
営業外費用		
支払利息	1,578	1,981
固定資産廃棄損	270	508
為替差損	2,055	1,070
その他	2,278	1,614
営業外費用合計	6,181	5,173
経常利益	49,986	75,288
特別利益		
固定資産売却益	※4 2,096	※4 604
事業譲渡益	-	3,847
投資有価証券売却益	53	419
関係会社清算益	63	63
受取保険金	-	※5 10,429
偶発損失引当金戻入額	18	7
特別利益合計	2,230	15,369
特別損失		
固定資産売却損	※6 37	※6 119
減損損失	※7 254	※7 1,218
災害による損失	※8 7,915	-
事業構造改善費用	※7, ※9 2,206	※7, ※9 4,047
投資有価証券売却損	72	1
偶発損失引当金繰入額	541	480
関係会社株式売却損	170	-
特別損失合計	11,195	5,865
税金等調整前当期純利益	41,021	84,792
法人税、住民税及び事業税	3,794	16,137
法人税等調整額	△7,055	△8,620
法人税等合計	△3,261	7,517
当期純利益	44,282	77,275
非支配株主に帰属する当期純利益	163	79
親会社株主に帰属する当期純利益	44,119	77,196

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2016年12月31日)	当連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)
当期純利益	44,282	77,275
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	135	△140
繰延ヘッジ損益	9,012	△9,012
為替換算調整勘定	△3,228	11,277
退職給付に係る調整額	△9,574	7,715
持分法適用会社に対する持分相当額	11	59
その他の包括利益合計	※1 △3,644	※1 9,899
包括利益	40,638	87,174
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	40,683	86,946
非支配株主に係る包括利益	△45	228

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2016年4月1日 至 2016年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,000	191,919	162,226	△11	364,134
当期変動額					
親会社株主に帰属する 当期純利益			44,119		44,119
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	44,119	—	44,119
当期末残高	10,000	191,919	206,345	△11	408,253

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算調整 勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	316	—	△201	15,230	15,345	—	2,260	381,739
当期変動額								
親会社株主に帰属する 当期純利益								44,119
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	158	9,012	△3,020	△9,586	△3,436	23	△52	△3,465
当期変動額合計	158	9,012	△3,020	△9,586	△3,436	23	△52	40,654
当期末残高	474	9,012	△3,221	5,644	11,909	23	2,208	422,393

当連結会計年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,000	191,919	206,345	△11	408,253
当期変動額					
親会社株主に帰属する 当期純利益			77,196		77,196
新株の発行	22	22			44
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	22	22	77,196	—	77,240
当期末残高	10,022	191,941	283,541	△11	485,493

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算調整 勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	474	9,012	△3,221	5,644	11,909	23	2,208	422,393
当期変動額								
親会社株主に帰属する 当期純利益								77,196
新株の発行								44
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△77	△9,012	11,115	7,724	9,750	2,288	227	12,265
当期変動額合計	△77	△9,012	11,115	7,724	9,750	2,288	227	89,505
当期末残高	397	—	7,894	13,368	21,659	2,311	2,435	511,898

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2016年12月31日)	当連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	41,021	84,792
減価償却費	35,620	76,495
長期前払費用償却額	9,666	14,807
減損損失	254	1,218
のれん償却額	-	17,445
災害損失	2,584	-
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△2,193	△8,442
事業構造改善引当金の増減額 (△は減少)	△1,882	559
受取利息及び受取配当金	△553	△624
受取保険金	△91	△10,528
支払利息	1,578	1,981
持分法による投資損益 (△は益)	△33	△114
固定資産売却損益 (△は益)	△2,059	△485
事業構造改善費用	1,276	1,769
事業譲渡損益 (△は益)	-	△3,847
売上債権の増減額 (△は増加)	1,343	△9,839
たな卸資産の増減額 (△は増加)	10,404	△10,528
未収入金の増減額 (△は増加)	187	△750
仕入債務の増減額 (△は減少)	△308	8,903
未払金及び未払費用の増減額 (△は減少)	7,060	△10,745
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	1,254	3,270
その他	955	4,454
小計	106,083	159,791
利息及び配当金の受取額	601	676
保険金の受取額	91	11,528
利息の支払額	△1,578	△1,919
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△6,753	△3,532
災害損失の支払額	△2,562	△2,322
営業活動によるキャッシュ・フロー	95,882	164,222
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△44,864	△114,747
有形固定資産の売却による収入	3,391	953
無形固定資産の取得による支出	△9,600	△8,890
長期前払費用の取得による支出	△1,897	△4,543
投資有価証券の取得による支出	△526	△276
投資有価証券の売却による収入	498	971
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	-	※2 △311,428
関係会社株式の売却による収入	231	-
事業譲渡による収入	3,631	※3 4,940
その他	225	385
投資活動によるキャッシュ・フロー	△48,911	△432,635

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2016年12月31日)	当連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	-	35,000
長期借入れによる収入	148,603	50,000
長期借入金の返済による支出	△236,239	△8,297
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△864	△356
割賦債務の返済による支出	△8,621	△13,104
その他	△40	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	△97,161	63,243
現金及び現金同等物に係る換算差額	6,067	△9,572
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△44,123	△214,742
現金及び現金同等物の期首残高	398,410	354,287
現金及び現金同等物の期末残高	*1 354,287	*1 139,545

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

本連結財務諸表は、全ての子会社を連結の範囲に含めております。

連結子会社の数 50社

主な連結子会社の名称は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため、省略しております。

(合併、譲渡、清算により減少した会社 5社)

ルネサスシステムデザイン(株)他4社

(買収および設立により増加した会社 25社)

主な新規連結子会社は、次のとおりであります。

Intersil Corporation, Intersil International Operations Sdn. Bhd., Intersil Luxembourg S.a.r.l

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用関連会社数 1社

持分法適用関連会社の名称

(株)ルネサスイーストン

(2) 持分法適用会社については、決算日が連結決算日と異なるため、連結決算日現在で仮決算を行った財務諸表を使用しております。

3 連結決算日の変更に関する事項

当社は、当社グループがより一層グローバルな事業展開を推進していくことを踏まえ、国際的な同業他社と会計期間を一致させることにより、業績比較の利便性を向上させることを目的とし、2016年6月28日開催の第14期定時株主総会の決議により、決算期を3月31日から12月31日に変更しました。また、連結子会社においても、一部を除き、同様の変更を行いました。

この変更に伴い、前連結会計年度の期間は、2016年4月1日から2016年12月31日までの9ヶ月間となっております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

評価基準は主に次の評価方法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

商品及び製品

注文生産品…個別法

標準量産品…総平均法

仕掛品

注文生産品…個別法

標準量産品…総平均法

原材料及び貯蔵品…主に総平均法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

主として定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10～45年

機械及び装置 2～8年

車両運搬具及び工具器具備品 2～10年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売期間(3年以内)における見込販売数量に基づく償却額と、販売可能な残存販売期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上する方法によっております。

自社利用のソフトウェアについては、主として社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

技術資産については、事業活動における利用可能期間(12年以内)に基づく定額法を採用しております。

- ③ リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
 - なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- ④ 長期前払費用
 - 定額法
- (3) 重要な引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金
 - 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 製品保証引当金
 - 製品販売後の無償修理費用の支出に備えるため、個別案件に対する見積額および、売上高に対する過去の実績率を基準とした見積額を計上しております。
 - ③ 債務保証損失引当金
 - 将来の債務保証の履行による損失に備えるため、保証先の資産内容などを勘案し、損失見積額を計上しております。
 - ④ 事業構造改善引当金
 - 事業再構築および整理統合に伴い今後支出が見込まれる損失に備えるため設定しており、損失見積額を計上しております。
 - ⑤ 偶発損失引当金
 - 訴訟や係争案件などの将来発生する可能性のある偶発損失に備えるため、偶発事象ごとに個別のリスクを検討し、合理的に算定した損失見積額を計上しております。
 - ⑥ 売上割戻引当金
 - 販売した製品の売上割戻に備えるため、実績割戻率に基づく割戻見込額を売上割戻引当金として計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法
 - 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法
 - 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生時の翌連結会計年度から費用処理しております。
 - 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として11年）による定額法により費用処理しております。
- (5) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準
 - 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産および負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および非支配株主持分に含めて計上しております。
- (6) のれんの償却方法および償却期間
 - のれんの償却方法については、20年以内の合理的な償却期間を設定し、定額法により償却を行っております。
- (7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
 - 連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。
- (8) 重要なヘッジ会計の方法
 - ① ヘッジ会計の方法
 - 繰延ヘッジ処理によっております。
 - ② ヘッジ手段とヘッジ対象
 - ヘッジ手段…為替予約、通貨オプション、通貨スワップ、外貨預金
 - ヘッジ対象…外貨建予定取引
 - ③ ヘッジ方針
 - 当社グループ内の内部規定に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクを回避する目的でヘッジを行います。
 - ④ ヘッジ有効性評価の方法
 - ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計を比較して有効性を判定しております。
- (9) その他連結財務諸表作成のための重要な事項
 - ① 消費税等の処理方法
 - 税抜方式によっております。
 - ② 連結納税制度の適用
 - 連結納税制度を適用しております。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において、無形固定資産の「その他」に含めて表示しておりました「技術資産」は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度において無形固定資産の「その他」に含めて表示しておりました6,626百万円は「技術資産」に組み替えて表示しております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めておりました「その他の流動負債の増減額」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。また、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「災害損失引当金の増減額」および「特別退職金の支払額」は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた1,254百万円は、「その他の流動負債の増減額」として組み替えております。

また、「営業活動によるキャッシュ・フロー」に表示していた「災害損失引当金の増減額」708百万円および「特別退職金の支払額」△638百万円は、「その他」70百万円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

※1 担保資産および担保付債務
(担保資産)

	前連結会計年度 (2016年12月31日)		当連結会計年度 (2017年12月31日)	
建物及び構築物	46,128百万円	(45,594)百万円	43,309百万円	(43,020)百万円
機械及び装置	54,151 "	(54,151) "	73,008 "	(73,008) "
土地	22,226 "	(18,532) "	17,929 "	(17,311) "
計	122,505百万円	(118,277)百万円	134,246百万円	(133,339)百万円

(担保付債務)

	前連結会計年度 (2016年12月31日)		当連結会計年度 (2017年12月31日)	
短期借入金	一百万円	(一)百万円	35,000百万円	(35,000)百万円
1年内返済予定の長期借入金	— "	(一) "	2,875 "	(2,875) "
リース債務(流動負債)	4,344 "	(一) "	— "	(一) "
長期借入金	152,568 "	(152,568) "	148,896 "	(148,896) "
計	156,912百万円	(152,568)百万円	186,771百万円	(186,771)百万円

(注) 担保資産および担保付債務のうち()内書は工場財団抵当ならびに当該債務を表記しております。

※2 関連会社に対するものは次の通りであります。

	前連結会計年度 (2016年12月31日)	当連結会計年度 (2017年12月31日)
投資有価証券(株式)	3,165百万円	3,105百万円

※3 減価償却累計額に減損損失累計額が含まれております。

4 偶発債務

(1) 債務保証

	前連結会計年度 (2016年12月31日)		当連結会計年度 (2017年12月31日)	
従業員の住宅ローンに対する保証	131百万円	従業員の住宅ローンに対する保証	99百万円	
その他	321 "	その他	312 "	
計	452百万円	計	411百万円	

(2) その他

当社グループは、スマートカードチップに関する独占禁止法(競争法)違反の可能性に関連して、同製品の購入者からカナダおよび英国で民事訴訟を提起されております。

当社の米国子会社は、米国において特許侵害およびトレード・シークレットの不正使用等の主張に基づく民事訴訟を他社から提起されております。現時点で入手可能な情報に基づいて合理的に見積もりが可能な部分について、偶発損失引当金として79百万米ドル(8,884百万円)を計上しておりますが、訴訟の進展に伴い、この見積額は増減する可能性があります。

当社の台湾子会社は、他社に譲渡した台湾の工場において生じた環境汚染問題に関連して、譲渡先会社から損害賠償請求がなされる可能性があります。

(連結損益計算書関係)

※1 期末たな卸高

収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2016年12月31日)	当連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)
	△5,103百万円	645百万円

※2 販売費及び一般管理費

主要な費目および金額

	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2016年12月31日)	当連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)
研究開発費	78,104百万円	126,976百万円
従業員給料手当	25,554 "	43,154 "
退職給付費用	2,125 "	1,429 "
減価償却費	7,552 "	24,630 "
のれん償却額	— "	17,445 "

(表示方法の変更)

前連結会計年度において、主要な費目として表示していなかった「減価償却費」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より主要な費目として表示しております。

※3 研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2016年12月31日)	当連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)
一般管理費および当期製造費用に 含まれる研究開発費	78,104百万円	126,976百万円

※4 固定資産売却益の内容

前連結会計年度(自 2016年4月1日 至 2016年12月31日)

建物及び構築物、機械及び装置および借地権などの売却によるものであります。

当連結会計年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

機械及び装置および土地などの売却によるものであります。

※5 受取保険金

当連結会計年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

「2016年熊本地震」に対する損害保険金の受取額であります。

※6 固定資産売却損の内容

前連結会計年度(自 2016年4月1日 至 2016年12月31日)

機械及び装置の売却によるものであります。

当連結会計年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

機械及び装置および土地などの売却によるものであります。

※7 減損損失

当社グループは、以下の資産について減損損失を計上しました。

前連結会計年度(自 2016年4月1日 至 2016年12月31日)

場所	用途	種類
山梨県甲斐市 山梨県中巨摩郡昭和町 高知県香南市 他	処分予定資産	建物及び構築物、土地、建設仮勘定
台湾 中国 熊本県上益城郡益城町 他	遊休資産	建物及び構築物、機械及び装置、車 両運搬具及び工具器具備品、土地

当社グループは、原則として、会社または事業所を基本単位としてグルーピングを行っており、重要な遊休資産および処分予定資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

強靱な収益構造の構築に向けた生産構造対策の一環として譲渡を決定した、あるいは生産集約や拠点の統廃合の方針に伴い利用見込みが無くなった処分予定資産などのうち、時価が著しく下落した資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失（1,060百万円）として特別損失に計上しております。

このほか、利用見込みの無い遊休資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失（219百万円）として計上しております。

処分予定資産および遊休資産は、合わせて1,279百万円の特別損失を計上しております。

なお、減損損失には、事業構造改善費用（1,025百万円）および事業構造改善費用以外の減損損失（254百万円）が含まれております。

減損損失（1,279百万円）の内訳は次の通りであります。

	(百万円)
建物及び構築物	945
機械及び装置	56
車両運搬具及び工具器具備品	131
土地	90
建設仮勘定	57
計	1,279

回収可能価額は正味売却価額または使用価値により測定しております。正味売却価額は、処分見込価額から処分費用を控除した額により合理的に算定しておりますが、売却が困難であるものなどについては、正味売却価額を零としております。

当連結会計年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

場所	用途	種類
山梨県甲斐市 台湾 他	処分予定資産	建物及び構築物、機械及び装置、車両運搬具及び工具器具備品、土地、ソフトウェア、無形固定資産その他、長期前払費用
中国 熊本県上益城郡益城町 他	遊休資産	建物及び構築物、機械及び装置、土地

当社グループは、事業用資産については管理会計上の区分を基礎とし、製造工程等の関連性を加味してグルーピングを行っており、重要な遊休資産および処分予定資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

強靱な収益構造の構築に向けた生産構造対策の一環として譲渡を決定した、あるいは生産集約や拠点の統廃合の方針に伴い利用見込みが無くなった処分予定資産などのうち、時価が著しく下落した資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失（2,561百万円）として特別損失に計上しております。

このほか、利用見込みの無い遊休資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失（354百万円）として計上しております。

処分予定資産および遊休資産は、合わせて2,915百万円の特別損失を計上しております。

なお、減損損失には、事業構造改善費用（1,697百万円）および事業構造改善費用以外の減損損失（1,218百万円）が含まれております。

減損損失（2,915百万円）の内訳は次のとおりであります。

	(百万円)
建物及び構築物	767
機械及び装置	228
車両運搬具及び工具器具備品	768
土地	1,113
ソフトウェア	14
無形固定資産その他	1
長期前払費用	24
計	2,915

回収可能価額は正味売却価額または使用価値により測定しております。正味売却価額は、処分見込価額から処分費用を控除した額により合理的に算定しておりますが、売却が困難であるものなどについては、正味売却価額を零としております。

※8 災害による損失

前連結会計年度(自 2016年4月1日 至 2016年12月31日)

「2016年熊本地震」による損失額であり、内訳は次のとおりであります。

	(百万円)
固定資産の修繕費	4,355
操業休止の固定費	2,114
たな卸資産廃棄損	1,835
その他	611
小計	8,915
未収受取保険金	△1,000
合計	7,915

当連結会計年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

該当事項はありません。

※9 事業構造改善費用

当社グループは、強靱な収益構造の構築に向けて人的合理化施策を含む事業・生産構造改革を実行しており、それらの施策により発生した費用を事業構造改善費用に計上しております。

事業構造改善費用の主な内容は、前連結会計年度および当連結会計年度ともに拠点集約に伴う固定資産の減損損失や設備撤去費用などであります。

(連結包括利益計算書関係)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(百万円)

	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2016年12月31日)	当連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	113	288
組替調整額	19	△418
税効果調整前	132	△130
税効果額	3	△10
その他有価証券評価差額金	135	△140
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	12,989	△2,168
資産の取得原価調整額	—	△10,821
税効果調整前	12,989	△12,989
税効果額	△3,977	3,977
繰延ヘッジ損益	9,012	△9,012
為替換算調整勘定		
当期発生額	△3,228	11,277
組替調整額	—	—
税効果調整前	△3,228	11,277
税効果額	—	—
為替換算調整勘定	△3,228	11,277
退職給付に係る調整額		
当期発生額	△9,290	7,845
組替調整額	△231	△136
税効果調整前	△9,521	7,709
税効果額	△53	6
退職給付に係る調整額	△9,574	7,715
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	18	59
組替調整額	△7	—
持分法適用会社に対する持分相当額	11	59
その他の包括利益合計	△3,644	9,899

(連結株主資本等変動計算書関係)

1 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

前連結会計年度(自 2016年4月1日 至 2016年12月31日)

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,667,124,490	—	—	1,667,124,490
合計	1,667,124,490	—	—	1,667,124,490
自己株式				
普通株式	2,581	—	—	2,581
合計	2,581	—	—	2,581

当連結会計年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,667,124,490	70,000	—	1,667,194,490
合計	1,667,124,490	70,000	—	1,667,194,490
自己株式				
普通株式	2,581	—	—	2,581
合計	2,581	—	—	2,581

(注) 普通株式の株式数の増加70,000株は、新株予約権(ストックオプション)の行使による増加であります

2 新株予約権に関する事項

前連結会計年度(自 2016年4月1日 至 2016年12月31日)

	新株予約権 の内訳	新株予約権 の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(千株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・ オプション としての 新株予約権	—	—	—	—	—	23
合計		—	—	—	—	—	23

当連結会計年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

	新株予約権 の内訳	新株予約権 の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(千株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・ オプション としての 新株予約権	—	—	—	—	—	2,311
合計		—	—	—	—	—	2,311

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 2016年4月1日 至 2016年12月31日)	(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)
現金及び預金	354,569百万円	123,320百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△282 "	△361 "
有価証券	— "	16,756 "
償還期限が3ヶ月を超える有価証券	— "	△170 "
現金及び現金同等物	354,287百万円	139,545百万円

※2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

株式の取得により新たにインターシル社およびその子会社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳ならびに同社株式の取得価額と同社株式取得による支出(純額)との関係は次のとおりであります。

(百万円)	
流動資産	63,966
固定資産	165,569
のれん	189,637
流動負債	△39,265
固定負債	△30,550
為替換算調整勘定	△3,962
株式の取得価額	345,394
現金及び現金同等物	△33,966
差引:連結の範囲の変更を伴う 子会社株式の取得による支出	311,428

※3 現金及び現金同等物を対価とする事業の譲渡に係る資産および負債の主な内訳

当社の連結子会社であるルネサスセミコンダクタパッケージ&テストソリューションズ㈱の半導体製造装置用をはじめとする各種産業用制御ボードの受託開発・製造および画像認識システム開発・製造・販売事業の譲渡に係る資産および負債の内訳ならびに事業譲渡の対価と事業譲渡による収入との関係は次のとおりであります。

(百万円)	
流動資産	596
固定資産	516
流動負債	△14
固定負債	△5
事業譲渡益	3,847
事業譲渡の対価	4,940
事業譲渡による収入	4,940

4 重要な非資金取引の内容

割賦購入契約による長期前払費用の計上

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 2016年4月1日 至 2016年12月31日)	(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)
割賦購入契約による長期前払費用の計上	865百万円	30,197百万円

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引(借主側)

(1) 所有権移転ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

有形固定資産

建物及び構築物であります。

②リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 会計方針に関する事項(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

有形固定資産

主として半導体生産設備(機械及び装置、車両運搬具及び工具器具備品)であります。

②リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 会計方針に関する事項(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(百万円)

	前連結会計年度 (2016年12月31日)	当連結会計年度 (2017年12月31日)
1年内	1,788	3,771
1年超	4,603	9,222
合計	6,391	12,993

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金もしくは安全性の高い金融資産などに限定し、また、資金調達については主に銀行借入による方針であります。デリバティブは、為替の変動リスクや支払金利の変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

受取手形及び売掛金ならびに未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの債権管理運用規則に従い、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

有価証券は短期で運用している金融資産であり、信用力の高い金融機関と取引を行っております。また、投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状態を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

電子記録債務、支払手形及び買掛金、未払金ならびに未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。

借入金およびファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に運転資金および設備投資に係る資金調達であり、返済日は連結決算日後、最長で6年後であります。借入金の一部は変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。なお、借入金に係る一部の契約には財務制限条項が付されております。

また、外貨建ての営業債権および営業債務に係る為替の変動リスクを防ぐ目的で、先物為替予約取引を利用しており、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法などについては、前述の注記事項「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」4 会計方針に関する事項(8) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規則に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては信用リスクを軽減するために、主要金融機関とのみ取引を行っております。

営業債務や借入金は流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法によって管理しております。

(3) 金融商品の時価などに関する事項についての補足説明

注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額などについては、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2 金融商品の時価などに関する事項

連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注)2参照）。

前連結会計年度(2016年12月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	354,569	354,569	—
(2) 受取手形及び売掛金	80,480	80,480	—
(3) 未収入金	12,721	12,721	—
(4) 投資有価証券			
関連会社株式	3,165	2,077	△1,088
その他有価証券	2,816	2,816	—
資産計	453,751	452,663	△1,088
(5) 電子記録債務	11,138	11,138	—
(6) 支払手形及び買掛金	74,750	74,750	—
(7) 未払金	44,652	44,652	—
(8) 未払法人税等	2,309	2,309	—
(9) 長期借入金(1年以内に返済予定のものを含む)	152,568	152,039	△529
(10) リース債務(1年以内に返済予定のものを含む)	4,750	4,796	46
負債計	290,167	289,684	△483
(11) デリバティブ取引(*)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	395	395	—
ヘッジ会計が適用されているもの	3,044	3,044	—
デリバティブ取引計	3,439	3,439	—

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の負債となる場合においては、△で示しております。

当連結会計年度(2017年12月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	123,320	123,320	—
(2) 受取手形及び売掛金	99,155	99,155	—
(3) 未収入金	16,637	16,637	—
(4) 有価証券および投資有価証券			
関連会社株式	3,105	2,926	△179
その他有価証券	20,321	20,321	—
資産計	262,538	262,359	△179
(5) 電子記録債務	19,240	19,240	—
(6) 支払手形及び買掛金	78,496	78,496	—
(7) 短期借入金	35,000	35,000	—
(8) 未払金	51,605	51,605	—
(9) 未払法人税等	15,920	15,920	—
(10) 長期借入金(1年以内に返済予定のものを含む)	194,271	196,821	2,550
(11) リース債務(1年以内に返済予定のものを含む)	260	281	21
負債計	394,792	397,363	2,571

(注) 1 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券および投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は短期間で決済されるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、投資信託は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 電子記録債務、(6) 支払手形及び買掛金、(7) 短期借入金、(8) 未払金、(9) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(10) 長期借入金、(11) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を残存期間および信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

区分	前連結会計年度 (2016年12月31日)	当連結会計年度 (2017年12月31日)
非上場株式	117百万円	1,463百万円

非上場株式は市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 有価証券および投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3 金銭債権および満期のある有価証券の連結会計年度末後の償還予定額

前連結会計年度(2016年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	354,569	—	—	—
受取手形及び売掛金	80,480	—	—	—
未収入金	12,721	—	—	—
合計	447,770	—	—	—

当連結会計年度(2017年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	123,320	—	—	—
受取手形及び売掛金	99,155	—	—	—
未収入金	16,637	—	—	—
合計	239,112	—	—	—

(注) 4 長期借入金、リース債務およびその他の有利子負債の連結会計年度末後の返済予定額

前連結会計年度(2016年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	—	2,890	—	—	149,678	—
リース債務	4,481	123	78	51	16	1
合計	4,481	3,013	78	51	149,694	1

当連結会計年度(2017年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	35,000	—	—	—	—	—
長期借入金	12,875	10,000	10,000	158,896	2,500	—
リース債務	114	78	51	16	1	0
合計	47,989	10,078	10,051	158,912	2,501	0

(有価証券関係)

1 その他有価証券

前連結会計年度(2016年12月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) その他	2,807	2,399	408
	小計	2,807	2,399	408
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) その他	9	9	—
	小計	9	9	—
合計		2,816	2,408	408

当連結会計年度(2017年12月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	78	67	11
	(2) その他	3,673	3,395	278
	小計	3,751	3,462	289
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	20	20	—
	(2) その他	18,013	18,015	△2
	小計	18,033	18,035	△2
合計		21,784	21,497	287

2 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2016年4月1日 至 2016年12月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	—	—	—
(2) その他	498	53	72
合計	498	53	72

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券を含んでおります。

当連結会計年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	12	11	—
(2) その他	959	408	1
合計	971	419	1

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券を含んでおります。

3 減損処理を行った有価証券

時価のある有価証券の減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、回復可能性を考慮して必要と認められた金額について減損処理を行っておりますが、前連結会計年度および当連結会計年度において該当する有価証券はありません。

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度(2016年12月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超(百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	1,301	—	2	2
	買建 米ドル	46,570	—	393	393
	合計	47,871	—	395	395

(注) 時価の算定方法 先物為替相場に基づき算定しております。

当連結会計年度(2017年12月31日)

該当事項はありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度(2016年12月31日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超(百万円)	時価 (百万円)(注1)
原則的処理方法	為替予約取引 買建 米ドル	外貨建予定取引	57,302	—	708
	通貨オプション取引 (注2) 売建 プット 日本円 買建 コール 米ドル	外貨建予定取引	10,439	—	1,064
	通貨スワップ取引 受取米ドル 支払日本円	外貨建予定取引	10,278	—	1,272
	合計		78,019	—	3,044

(注1) 時価の算定方法 先物為替相場、取引先金融機関から提示された価格などに基づき算定しております。

(注2) 通貨オプション取引はゼロコストオプションであり、コールオプションおよびプットオプションが一体の契約であるため、一括して記載しております。

当連結会計年度(2017年12月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社および国内連結子会社は、退職一時金制度、従業員拠出のない確定給付企業年金制度および確定拠出年金制度を採用しております。また、従業員の退職などに際して割増退職金を支払う場合があります。

当社および国内連結子会社は、確定給付企業年金制度にポイント制を導入しております。この制度では、従業員の職階に応じて付与されるポイントの累積数に基づいて給付額が計算されます。また、当社および国内連結子会社は、確定給付企業年金制度にキャッシュ・バランス・プランを導入しております。この制度では、制度加入者の個人別勘定に、給与水準、職階および市場金利を基に計算される再評価率に基づいて計算された金額が積み立てられます。

海外連結子会社の一部では、確定拠出型および確定給付型を主とした種々の退職給付制度を採用しております。なお、海外連結子会社の一部で加入している複数事業主制度において、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算できる制度については、確定給付制度の注記に含めて記載しております。また、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算できない制度については、確定拠出制度と同様の会計処理を実施しております。

2 退職給付債務に関する事項

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)	
	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2016年12月31日)	当連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)
退職給付債務の期首残高	154,146	162,463
勤務費用	2,076	2,986
利息費用	1,318	942
数理計算上の差異の発生額	11,063	△3,133
退職給付の支払額	△5,076	△5,490
新規連結子会社の取得に伴う増加	—	1,001
その他	△1,064	1,712
退職給付債務の期末残高	162,463	160,481

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)	
	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2016年12月31日)	当連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)
年金資産の期首残高	123,871	125,005
期待運用収益	2,267	3,266
数理計算上の差異の発生額	1,696	4,916
事業主からの拠出額	6,403	7,976
退職給付の支払額	△8,088	△4,640
その他	△1,144	1,312
年金資産の期末残高	125,005	137,835

(3) 退職給付債務および年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債および退職給付に係る資産の調整表

	(百万円)	
	前連結会計年度 (2016年12月31日)	当連結会計年度 (2017年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	135,772	134,107
年金資産	△125,005	△137,835
	10,767	△3,728
非積立型制度の退職給付債務	26,691	26,374
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	37,458	22,646
退職給付に係る負債	39,571	25,171
退職給付に係る資産	△2,113	△2,525
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	37,458	22,646

(4) 退職給付費用およびその内訳項目の金額

(百万円)

	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2016年12月31日)	当連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)
勤務費用	2,076	2,986
利息費用	1,318	942
期待運用収益	△2,267	△3,266
数理計算上の差異の費用処理額	1,782	1,724
過去勤務費用の費用処理額	△2,013	△1,870
確定給付制度に係る退職給付費用	896	516

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2016年12月31日)	当連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)
数理計算上の差異	7,508	△9,579
過去勤務費用	2,013	1,870
合計	9,521	△7,709

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

	前連結会計年度 (2016年12月31日)	当連結会計年度 (2017年12月31日)
未認識数理計算上の差異	8,991	△578
未認識過去勤務費用	△14,679	△12,810
合計	△5,688	△13,388

(7) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2016年12月31日)	当連結会計年度 (2017年12月31日)
債券	65%	65%
株式	32%	32%
短期資産	3%	3%
合計	100%	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2016年12月31日)	当連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)
割引率	主として0.4%	主として0.4%
長期期待運用収益率	主として2.5%	主として2.5%
予想昇給率	主として2.7%	主として2.7%

3 確定拠出制度

当社および連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度2,093百万円、当連結会計年度3,201百万円であります。

(注) 当該確定拠出制度への要拠出額には、海外連結子会社の一部で加入している複数事業主制度への要拠出額が含まれております。

(ストック・オプション等関係)

1 スtock・オプションにかかる費用計上額および科目名

	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2016年12月31日)	当連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)
売上原価	一百万円	248百万円
販売費及び一般管理費	23 〃	2,083 〃

2 スtock・オプションの内容、規模およびその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	付与対象者の 区分および人 数	株式の種類 別のストッ ク・オプシ ョンの数	付与日	権利確定条件	対象勤務 期間	権利行使 期間
2016年度 新株予約権 第1号、 第2号、 第3号	当社取締役 2名 当社執行役員 10名	普通株式 288,500株	2016年 8月1日	権利確定日は以下の通りであります。 2017年8月2日 付与数の3分の1相 当が権利確定 2018年8月2日 同上 2019年8月2日 残数が権利確定	2016年 8月1日 ～ 2019年 8月2日	2016年 8月2日 ～ 2026年 8月1日
2017年度 新株予約権 第1号-1、 第2号-1	当社取締役 2名 当社執行役員 11名 当社従業員 342名 子会社取締役 20名 子会社従業員 890名	普通株式 3,549,500株	2017年 4月3日	権利確定日は以下の通りであります。 2018年4月4日 付与数の3分の1相 当が権利確定 2019年4月4日 同上 2020年4月4日 残数が権利確定	2017年 4月3日 ～ 2020年 4月4日	2017年 4月4日 ～ 2027年 4月3日
2017年度 新株予約権 第1号-2、 第2号-2	当社取締役 2名 当社執行役員 11名 当社従業員 78名 子会社取締役 14名 子会社従業員 59名	普通株式 2,112,000株	2017年 4月3日	一定期間における当社とPHLX Semiconductor Sector Index および Tokyo Stock Price Indexを構成する 企業の各株主総利回りの伸長率を比較 した結果に基づき算出される比率に、 割り当てを受けた本新株予約権の数を 乗じた数を上限として権利確定しま す。	2017年 4月3日 ～ 2020年 4月4日	2017年 4月4日 ～ 2027年 4月3日
2017年度 新株予約権 第3号	子会社従業員 7名	普通株式 30,900株	2017年 5月11日	権利確定日は以下の通りであります。 2018年4月4日 付与数の3分の1相 当が権利確定 2019年4月4日 同上 2020年4月4日 残数が権利確定	2017年 5月11日 ～ 2020年 4月4日	2017年 5月12日 ～ 2027年 5月11日
2017年度 新株予約権 第4号	子会社従業員 13名	普通株式 52,200株	2017年 7月12日	権利確定日は以下の通りであります。 2018年4月4日 付与数の3分の1相 当が権利確定 2019年4月4日 同上 2020年4月4日 残数が権利確定	2017年 7月12日 ～ 2020年 4月4日	2017年 7月13日 ～ 2027年 7月12日
2017年度 新株予約権 第5号、 第6号	子会社従業員 20名	普通株式 98,000株	2017年 9月14日	権利確定日は以下の通りであります。 2018年4月4日 付与数の3分の1相 当が権利確定 2019年4月4日 同上 2020年4月4日 残数が権利確定	2017年 9月14日 ～ 2020年 4月4日	2017年 9月15日 ～ 2027年 9月14日
2017年度 新株予約権 第7号	子会社従業員 16名	普通株式 94,000株	2017年 10月12日	権利確定日は以下の通りであります。 2018年4月4日 付与数の3分の1相 当が権利確定 2019年4月4日 同上 2020年4月4日 残数が権利確定	2017年 10月12日 ～ 2020年 4月4日	2017年 10月13日 ～ 2027年 10月12日

(注) 権利行使条件は以下の通りであります。

- (1) 新株予約権者は、付与日の翌日から権利確定前までの間は新株予約権を行使することができません。また、権利確定日までに対象者が当社または当社の子会社を退任または退職する場合も、当該オプションは失効します。ただし、任期満了による退任または退職の場合は、当該退任または退職の日の翌日から13ヶ月を経過する日まで新株予約権を行使することができるなど、新株予約権割当契約で認められた場合はこの限りではありません。
- (2) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができません。

(2) ストック・オプションの規模およびその変動状況

当連結会計年度（2017年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	権利確定前（株）					権利確定後（株）				
	前連結 会計年 度末	付与	失効	権利確 定	未確定残	前連結 会計年 度末	権利確 定	権利行 使	失効	未行使 残
2016年度 新株予約権 第1号、 第2号、 第3号	274,600	—	—	139,100	135,500	—	139,100	67,600	—	71,500
2017年度 新株予約権 第1号-1、 第2号-1	—	3,549,500	83,300	16,600	3,449,600	—	16,600	2,400	—	14,200
2017年度 新株予約権 第1号-2、 第2号-2	—	2,112,000	20,600	—	2,091,400	—	—	—	—	—
2017年度 新株予約権 第3号	—	30,900	—	—	30,900	—	—	—	—	—
2017年度 新株予約権 第4号	—	52,200	—	—	52,200	—	—	—	—	—
2017年度 新株予約権 第5号、 第6号	—	98,000	—	—	98,000	—	—	—	—	—
2017年度 新株予約権 第7号	—	94,000	—	—	94,000	—	—	—	—	—

② 単価情報

	権利行使価格（円）	行使時平均株価（円）	付与日における 公正な評価単価（円）
2016年度新株予約権 第1号、第2号、第3号	1	1,123	600
2017年度新株予約権 第1号-1、第2号-1	1	1,154	1,167
2017年度新株予約権 第1号-2、第2号-2	1	—	1,167
2017年度新株予約権 第3号	1	—	1,121
2017年度新株予約権 第4号	1	—	999
2017年度新株予約権 第5号、第6号	1	—	1,239
2017年度新株予約権 第7号	1	—	1,235

3 スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度（2017年12月期）において付与されたStock・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下の通りであります。

(1) 使用した評価技法 二項モデル

(2) 主な基礎数値および見積方法

	株価変動性 (注) 1	予想残存期間 (注) 2	予想配当 (注) 3	無リスク利子率 (注) 4
2017年度新株予約権 第1号-1、第2号-1	55.000%	5年	0円/株	△0.103%
2017年度新株予約権 第1号-2、第2号-2	55.000%	5年	0円/株	△0.103%
2017年度新株予約権 第3号	53.149%	5年	0円/株	△0.112%
2017年度新株予約権 第4号	49.042%	5年	0円/株	△0.045%
2017年度新株予約権 第5号、第6号	48.836%	5年	0円/株	△0.103%
2017年度新株予約権 第7号	48.179%	5年	0円/株	△0.090%

(注) 1 付与日から予想残存期間に対応する過去期間の週次の株価情報に基づき算定しております。

2 付与日から原則的な権利行使期間の終了日までの年数に基づいております。

3 2017年12月期の配当実績によっております。

4 予想残存期間に対応する国債の利子率であります。

4 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

2017年度新株予約権 第1号-1、第2号-1、2017年度新株予約権 第3号、2017年度新株予約権 第4号、2017年度新株予約権 第5号、第6号および2017年度新株予約権 第7号については基本的には将来の失効数の合理的な見積もりが困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

また、2017年度新株予約権 第1号-2、第2号-2については一定期間の当社株式と株価指数の伸長率を比較した結果により、付与数の実現率を考慮し、権利不確定による失効数を見積もっております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産および繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2016年12月31日)	当連結会計年度 (2017年12月31日)
繰延税金資産		
繰越欠損金	269,292百万円	222,249百万円
退職給付に係る負債	12,107 "	6,735 "
固定資産	8,296 "	7,793 "
未払費用	7,768 "	8,073 "
たな卸資産	5,127 "	5,796 "
研究開発費	2,287 "	2,098 "
税額控除繰越	8,441 "	16,197 "
その他	4,694 "	8,657 "
繰延税金資産小計	318,012 "	277,598 "
評価性引当額	△305,304 "	△254,692 "
繰延税金資産合計	12,708百万円	22,906百万円
繰延税金負債		
合併受入資産評価差額	△7,012百万円	△36,072百万円
未分配利益の税効果	△4,073 "	△4,495 "
繰延ヘッジ損益	△3,977 "	— "
その他	△1,805 "	△1,823 "
繰延税金負債合計	△16,867 "	△42,390 "
繰延税金負債の純額	△4,159百万円	△19,484百万円

繰延税金負債の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (2016年12月31日)	当連結会計年度 (2017年12月31日)
流動資産－繰延税金資産	3,579百万円	13,365百万円
固定資産－繰延税金資産	2,263 "	1,177 "
流動負債－その他	△803 "	△607 "
固定負債－繰延税金負債	△9,198 "	△33,419 "

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2016年12月31日)	当連結会計年度 (2017年12月31日)
法定実効税率	30.9%	30.9%
(調整)		
評価性引当額の増減	△33.0%	△26.5%
永久差異	0.9%	0.1%
海外税率差異	△1.8%	1.8%
税額控除	△2.9%	△5.9%
未分配利益の税効果	△2.5%	0.5%
のれん償却額	—%	6.3%
税制改正による影響	—%	1.9%
その他	0.5%	△0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△7.9%	8.9%

3 法人税率の変更等による影響

米国における税制改正法案「The Tax Cuts and Jobs Act」が2017年12月22日に成立しました。これに伴い、当社の米国連結子会社の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の35%から21%に変更されております。また、米国連結子会社に係る一定の米国外留保利益に対して税負担が発生しております。

なお、この米国税制改正による連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

(インターシル社の買収)

当社は、2016年9月13日の取締役会において、米国の半導体会社であるインターシル社を当社の完全子会社とすることについて同社と合意することを決議し、同日、本件買収に係る合併契約を同社と締結しました。また、2017年2月24日付で同社の買収を完了したことにより完全子会社化しました。

取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称およびその事業の内容

被取得企業の名称 Intersil Corporation

事業の内容 パワーマネジメントおよび高精度アナログICの開発、製造および販売

② 企業結合を行った主な理由

当社グループはこれまで、変動の大きい半導体市場において安定かつ継続的に利益を生み出す企業体質を目指した構造改革の遂行により、財務基盤の安定化に一定の目途をつけ、現在、グローバルに勝ち残るための新たな成長戦略に取り組んでおります。この成長戦略の実現を更に加速させるため、この度インターシル社を買収しました。

今回のインターシル社買収により当社は、①今後の戦略的集中分野において不可欠な要素デバイスのひとつであるパワーマネジメント関連アナログ製品のラインナップ強化、②当社のマイコンとインターシル社の高精度アナログ製品をキットとしてお客様に提供するソリューション提案力の強化、③日本国外における拡販力の強化、④複数の米半導体企業における経営経験が豊富なインターシル社のマネジメントチームが当社グループに加わることによるグローバルマネジメント力の強化が期待できます。また、インターシル社が当社グループの一員となることは、我々が注力し、売上および利益の拡大を目指す戦略的集中分野において、グローバルトップであり続けるための強力な施策になると考えております。

③ 企業結合日

2017年2月24日

④ 企業結合の法的形式

当社が本件買収のために米国デラウェア州に設立した完全子会社（以下「買収子会社」）とインターシル社の合併による方法で実施しました。合併後の存続会社はインターシル社であり、合併対価としてインターシル社の株主には現金を交付する一方、当社の保有する買収子会社の株式が存続会社の発行済株式に転換されたことにより、存続会社であるインターシル社が当社の完全子会社となりました。

⑤ 結合後企業の名称

Intersil Corporation

(2) 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

2017年2月25日から2017年12月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価および対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	345,394百万円
-------	----	------------

取得原価		345,394百万円
------	--	------------

(注) 取得原価の金額は、為替予約のレートで換算した金額が一部含まれております。

(4) 主要な取得関連費用の内容および金額

フィナンシャル・アドバイザーに対する報酬・手数料など 1,021百万円

(注) 前連結会計年度に係る連結損益計算書に524百万円を、当連結会計年度に係る連結損益計算書に497百万円を、それぞれ計上しております。

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法および償却期間

① 発生したのれんの金額

189,637百万円

※2017年2月24日付で完了したインターシル社との企業結合について、企業結合日時点における識別可能資産および負債の特定ならびに時価の算定が未了であり、取得原価の配分が完了していなかったため、四半期連結財務諸表作成時点における入手可能な合理的な情報等に基づき暫定的に取得原価と企業結合日に受け入れた資産および引き受けた負債の純額との差額を全額のれんに計上しておりました。当連結会計年度において確定した取得原価の配分額に基づき、発生したのれんの金額を下記の金額に修正しています。

修正科目	のれん修正金額	
のれん（修正前）	316,304	百万円
棚卸資産	△10,029	〃
有形固定資産	△10,326	〃
無形固定資産	△144,037	〃
繰延税金負債	35,939	〃
その他	1,786	〃
修正金額合計	△126,667	〃
のれん（修正後）	189,637	百万円

- ② 発生原因
主として、インターシル社の補完的な製品ポートフォリオと地域カバレッジによる売上機会の増加や組込ソリューションの提供および事業基盤の拡大によるコスト削減といったシナジーにより期待される将来の超過収益力であります。
- ③ 償却方法および償却期間
9年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	63,966百万円
固定資産	165,569百万円
資産合計	229,535百万円
流動負債	39,265百万円
固定負債	30,550百万円
負債合計	69,815百万円

(7) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	9,521百万円
営業利益	△4,544百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	△4,219百万円

企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高および損益情報と、取得企業の連結損益計算書における売上高および損益情報との差額を、影響の概算額としております。また、のれんや無形資産が当連結会計年度の開始の日に発生したもとしてそれらの償却額を加味して影響の概算額としております。なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

(8) のれん以外の無形固定資産に配分された金額およびその主要な種類別の内訳ならびに加重平均償却期間

種類	金額	加重平均償却期間
技術関連資産	122,803百万円	10年
顧客関連資産	14,408 "	14年
仕掛研究開発資産	4,277 "	—
その他	2,549 "	—
合計	144,037百万円	—

(注) 仕掛研究開発資産は開発完了時から利用可能期間にわたり償却する予定ですが、当連結会計年度においては未だ開発が完了していないため、加重平均償却期間を記載しておりません。

(連結子会社の事業分離)

当社の連結子会社であるルネサスセミコンダクタパッケージ&テストソリューションズ(株)は、半導体製造装置用をはじめとする各種産業用制御ボードの受託開発・製造および画像認識システム開発・製造・販売事業を譲渡することで、2017年1月31日に日立マクセル(株) (現マクセルホールディングス(株)) と契約を締結し、同年5月1日に事業の譲渡を完了いたしました。

事業分離

(1) 事業分離の概要

- ① 分離先企業の名称
日立マクセル(株) (現マクセルホールディングス(株))
- ② 分離した事業の内容
当社の連結子会社であるルネサス セミコンダクタパッケージ&テストソリューションズ(株)の半導体製造装置用をはじめとする各種産業用制御ボードの受託開発・製造および画像認識システム開発・製造・販売事業
- ③ 事業分離を行った主な理由
本事業は継続して利益を創出しているものの、半導体および半導体ソリューションの設計、開発、製造、販売を主とした当社グループ事業との戦略的方向性が必ずしも一致していない状況に鑑み、当社は、本事業の更なる

拡大やシナジー効果を期待できるパートナー企業を模索し、慎重に譲渡先候補を検討してきました。その結果、これまでモノづくり力の強化を図る経営方針を推進し、更なる事業の拡大を目指して本事業を活用したい日立マクセル㈱（現マクセルホールディングス㈱）へ本事業を譲渡することといたしました。

④事業分離日

2017年5月1日

⑤法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

会社分割により100%出資の子会社を設立し、受取対価を現金のみとする株式譲渡を行いました。

2. 実施した会計処理の概要

(1) 移転損益の金額

譲渡の対価と、譲渡した事業に係る資産および負債の譲渡直前の帳簿価額による純資産との差額である移転損益を、連結損益計算書において事業譲渡益として認識しております。

移転損益 3,847百万円

(2) 移転した事業に係る資産および負債の適正な帳簿価額ならびにその主な内訳

流動資産	596百万円
固定資産	516 〃
資産合計	1,112百万円
流動負債	14百万円
固定負債	5 〃
負債合計	19百万円

(3) 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

売上高 2,096百万円
営業利益 326百万円

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1 当該資産除去債務の概要

事務所および工場の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務ならびに石綿障害予防規則などに基づく自社所有建物の解体時におけるアスベスト除去費用などにつき資産除去債務を計上しております。

2 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を2年～47年と見積り、割引率は0.2%～5.5%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2016年12月31日)	当連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)
期首残高	2,860百万円	2,667百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	— "	63 "
時の経過による調整額	23 "	29 "
見積りの変更による増加額	— "	18 "
資産除去債務の履行による減少額	△78 "	△205 "
資産除去債務の消滅による減少額	△129 "	— "
その他増減額	△9 "	21 "
期末残高	2,667百万円	2,593百万円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 2016年4月1日 至 2016年12月31日)および当連結会計年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

当社グループは、半導体事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2016年4月1日 至 2016年12月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

(百万円)

	自動車	産業	ブロードベースド	その他半導体	その他	合計
外部顧客への売上高	258,410	138,793	55,573	4,421	13,834	471,031

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(百万円)

日本	中国	アジア (中国除く)	欧州	北米	その他	合計
213,483	75,956	67,670	66,074	45,543	2,305	471,031

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(百万円)

日本	マレーシア	中国	アジア (マレーシア・ 中国除く)	欧州	北米	合計
161,272	21,275	16,853	589	717	799	201,505

3 主要な顧客ごとの情報

(百万円)

顧客の名称または氏名	売上高	関連するセグメント名
㈱リョーサン	65,098	半導体事業

当連結会計年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

(百万円)

	自動車	産業	ブロードベースド	その他半導体	その他	合計
外部顧客への売上高	407,801	217,656	134,009	4,960	15,835	780,261

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(百万円)

日本	中国	アジア (中国除く)	欧州	北米	その他	合計
329,450	150,556	112,341	109,394	74,607	3,913	780,261

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(百万円)

日本	マレーシア	中国	アジア (マレーシア・ 中国除く)	欧州	北米	合計
186,515	34,668	32,684	649	822	12,003	267,341

(注) 中国は総額の10%以上を占めたため、当連結会計年度より区分して記載しております。

3 主要な顧客ごとの情報

(百万円)

顧客の名称または氏名	売上高	関連するセグメント名
(株)リョーサン	106,526	半導体事業

(関連当事者情報)

- 1 関連当事者との取引
該当事項はありません。
- 2 親会社または重要な関連会社に関する注記
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2016年12月31日)	当連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)
1株当たり純資産額	252.03円	304.20円
1株当たり当期純利益金額	26.46円	46.30円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	26.46円	46.26円

(注) 1 1株当たり当期純利益金額および潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2016年12月31日)	当連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	44,119	77,196
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	44,119	77,196
普通株式の期中平均株式数(千株)	1,667,122	1,667,168
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	76	1,615
(うち新株予約権(千株))	(76)	(1,615)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	—

2 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度末 (2016年12月31日)	当連結会計年度末 (2017年12月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	422,393	511,898
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	2,231	4,746
(うち新株予約権(百万円))	(23)	(2,311)
(うち非支配株主持分(百万円))	(2,208)	(2,435)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	420,162	507,152
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数(千株)	1,667,122	1,667,192

(重要な後発事象)

(ストックオプションの発行)

当社は、2018年3月16日の取締役会において、当社および当社子会社の取締役（社外取締役を除く）、執行役員および従業員に対するストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすること等につき決議いたしました。

なお、詳細は「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (9) スtockオプション制度の内容」に記載しております。

⑤ 【連結附属明細表】

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	35,000	0.8	—
1年以内に返済予定の長期借入金	—	12,875	0.9	—
1年以内に返済予定のリース債務	4,481	114	2.8	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	152,568	181,396	0.8	2019年～2022年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	269	146	2.9	2019年～2023年
その他有利子負債	—	—	—	—
計	157,318	229,531	—	—

(注) 1 平均利率については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 長期借入金およびリース債務の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	10,000	10,000	158,896	2,500
リース債務	78	51	16	1

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首および当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首および当連結会計年度末における負債および純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

① 当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	177,231	374,553	570,058	780,261
税金等調整前四半期(当期)純利益金額 (百万円)	19,457	40,453	65,165	84,792
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益金額 (百万円)	17,164	36,281	58,610	77,196
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	10.30	21.76	35.16	46.30

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	10.30	11.47	13.39	11.15

(注)当連結会計年度末において企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第1四半期から第3四半期の関連する数値については、取得原価の配分額の重要な見直しが反映されております。

② 決算日後の状況

特記事項はありません。

③ 訴訟

「注記事項 連結貸借対照表関係 4 偶発債務 (2)その他」に記載のとおりであります。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2016年12月31日)	当事業年度 (2017年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	300,191	69,467
売掛金	※1 86,521	※1 96,472
製品	22,813	32,326
仕掛品	24,419	31,770
原材料及び貯蔵品	788	967
前払費用	2,496	1,638
繰延税金資産	-	7,661
短期貸付金	※1 18,863	※1 42,924
未収入金	※1 34,318	※1 35,939
その他	3,876	101
流動資産合計	494,285	319,264
固定資産		
有形固定資産		
建物	※2 29,538	※2 27,914
構築物	※2 2,828	※2 2,789
機械及び装置	※2 39,866	※2 48,930
車両運搬具	13	79
工具、器具及び備品	12,080	14,960
土地	※2 16,347	※2 15,367
建設仮勘定	7,458	11,087
有形固定資産合計	108,131	121,127
無形固定資産		
ソフトウェア	12,564	16,409
その他	11,078	7,994
無形固定資産合計	23,642	24,403
投資その他の資産		
投資有価証券	108	93
関係会社株式	91,529	433,008
長期前払費用	21,755	41,813
その他	1,664	1,145
貸倒引当金	△359	△0
投資その他の資産合計	114,697	476,058
固定資産合計	246,471	621,588
資産合計	740,756	940,851

(単位：百万円)

	前事業年度 (2016年12月31日)	当事業年度 (2017年12月31日)
負債の部		
流動負債		
電子記録債務	5,069	12,346
買掛金	※1 100,164	※1 97,887
短期借入金	-	※2 35,000
1年内返済予定の長期借入金	-	※2 12,875
リース債務	※2 4,352	9
未払金	※1 31,212	※1 39,631
未払費用	※1 9,903	※1 16,078
未払法人税等	1,026	9,974
繰延税金負債	1,005	-
前受金	293	2,366
預り金	※1 82,328	※1 91,167
製品保証引当金	287	89
事業構造改善引当金	500	90
偶発損失引当金	110	106
資産除去債務	-	35
その他	5,361	3,463
流動負債合計	241,610	321,116
固定負債		
長期借入金	※2 152,568	※2 181,396
リース債務	10	1
繰延税金負債	4,055	3,361
退職給付引当金	14,477	16,335
事業構造改善引当金	93	-
資産除去債務	1,779	1,702
その他	7,268	17,266
固定負債合計	180,250	220,060
負債合計	421,861	541,177
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,022
資本剰余金		
資本準備金	-	22
その他資本剰余金	207,061	207,061
資本剰余金合計	207,061	207,083
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	92,796	180,253
利益剰余金合計	92,796	180,253
自己株式	△11	△11
株主資本合計	309,846	397,346
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	14	18
繰延ヘッジ損益	9,012	-
評価・換算差額等合計	9,026	18
新株予約権	23	2,311
純資産合計	318,895	399,675
負債純資産合計	740,756	940,851

② 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2016年4月1日 至 2016年12月31日)	当事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)
売上高	※1 434,837	※1 683,266
売上原価		
製品期首たな卸高	25,444	22,813
当期製品製造原価	266,512	407,164
合計	291,957	429,977
製品期末たな卸高	22,813	32,326
売上原価	※1 269,144	※1 397,651
売上総利益	165,693	285,615
販売費及び一般管理費	※1,※2 129,180	※1,※2 194,507
営業利益	36,514	91,108
営業外収益		
受取利息	※1 342	※1 642
受取配当金	53	48
為替差益	-	1,957
その他	419	886
営業外収益合計	814	3,532
営業外費用		
支払利息	※1 1,905	※1 2,742
為替差損	3,637	-
その他	1,465	1,277
営業外費用合計	7,007	4,019
経常利益	30,321	90,620
特別利益		
受取保険金	-	※3 4,813
その他	812	295
特別利益合計	812	5,107
特別損失		
事業構造改善費用	※1,※4 1,734	※1,※4 2,165
減損損失	92	993
その他	753	598
特別損失合計	2,579	3,756
税引前当期純利益	28,553	91,972
法人税、住民税及び事業税	3,990	8,856
法人税等調整額	△2,677	△4,340
法人税等合計	1,313	4,515
当期純利益	27,241	87,457

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2016年4月1日 至 2016年12月31日)		当事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
I 当期材料費	※1	1,193	0.5	1,031	0.3
II 当期労務費		1,971	0.8	3,650	0.9
III 当期経費		246,500	98.7	402,933	98.9
当期総製造費用		249,663	100.0	407,614	100.0
期首仕掛品たな卸高		36,336		24,419	
合計		285,999		432,032	
他勘定振替高	※2	△4,932		△6,901	
期末仕掛品たな卸高		24,419		31,770	
当期製品製造原価		266,512		407,164	

(注) ※1 当期経費のうち主なものは、外注加工費(前事業年度230,944百万円、当事業年度382,868百万円)および減価償却費(前事業年度15,410百万円、当事業年度23,694百万円)であります。

※2 他勘定振替高のうち主なものは、販売費及び一般管理費(研究開発費他)との振替高などであります。

原価計算の方法

原価計算方法は、総合原価計算を採用しておりますが、一部の製品については個別原価計算を採用しております。なお、期中は予定原価を用い、期末に原価差額を調整しております。

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2016年4月1日 至 2016年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		その他 資本剰余金	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金		
当期首残高	10,000	207,061	65,555	△11	282,606
当期変動額					
当期純利益			27,241		27,241
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	27,241	—	27,241
当期末残高	10,000	207,061	92,796	△11	309,846

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計		
当期首残高	11	—	11	—	282,617
当期変動額					
当期純利益					27,241
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	2	9,012	9,014	23	9,037
当期変動額合計	2	9,012	9,014	23	36,278
当期末残高	14	9,012	9,026	23	318,895

当事業年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金		
当期首残高	10,000	—	207,061	207,061	92,796	△11	309,846
当期変動額							
新株の発行 (新株予約権の行使)	22	22		22			43
当期純利益					87,457		87,457
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	22	22	—	22	87,457	—	87,500
当期末残高	10,022	22	207,061	207,083	180,253	△11	397,346

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計		
当期首残高	14	9,012	9,026	23	318,895
当期変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)					43
当期純利益					87,457
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	4	△9,012	△9,008	2,288	△6,720
当期変動額合計	4	△9,012	△9,008	2,288	80,780
当期末残高	18	—	18	2,311	399,675

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準および評価方法

①有価証券

子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

・時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・時価のないもの

移動平均法による原価法

②デリバティブ

時価法

③たな卸資産

下記評価方法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

製品

注文生産品…個別法

標準量産品…総平均法

仕掛品

注文生産品…個別法

標準量産品…総平均法

原材料及び貯蔵品

主に総平均法

2 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定額法

②無形固定資産

定額法

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

④長期前払費用……定額法

3 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を退職給付引当金または前払年金費用として計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により費用処理しております。

③製品保証引当金

製品販売後の無償修理費用の支出に備えるため、個別案件に対する見積額および、売上高に対する過去の実績率を基準とした見積額を計上しております。

④債務保証損失引当金

将来の債務保証の履行による損失に備えるため、保証先の資産内容などを勘案し、損失見積額を計上しております。

⑤事業構造改善引当金

事業再構築および整理統合に伴い今後支出が見込まれる損失に備えるため設定しており、損失見積額を計上しております。

⑥偶発損失引当金

訴訟や係争案件などの将来発生する可能性のある偶発損失に備えるため、偶発事象ごとに個別のリスクを検討し、合理的に算定した損失見積額を計上しております。

4 ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約、通貨オプション、通貨スワップ、外貨預金

ヘッジ対象…外貨建予定取引

③ヘッジ方針

当社グループの内部規定に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクを回避する目的でヘッジを行います。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計と

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計を比較して有効性を判定しております。

5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

①退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

②消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

③連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において、独立掲記しておりました「特別利益」の「固定資産売却益」は、重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「特別利益」の「その他」に含めて表示しております。

なお、前事業年度の「固定資産売却益」は、653百万円であります。

前事業年度において、「特別損失」の「その他」に含めて表示しておりました「減損損失」は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に対する資産および負債

	前事業年度 (2016年12月31日)	当事業年度 (2017年12月31日)
短期金銭債権	108,606百万円	140,502百万円
短期金銭債務	159,896 "	160,726 "

※2 担保資産および担保付債務

(担保資産)

	前事業年度 (2016年12月31日)		当事業年度 (2017年12月31日)	
建物	22,266百万円	(22,166)百万円	20,978百万円	(20,691)百万円
構築物	2,639 "	(2,639) "	2,616 "	(2,615) "
機械及び装置	36,967 "	(36,967) "	42,825 "	(42,825) "
土地	16,280 "	(13,129) "	12,515 "	(12,011) "
計	78,152百万円	(74,901)百万円	78,935百万円	(78,143)百万円

(担保付債務)

	前事業年度 (2016年12月31日)		当事業年度 (2017年12月31日)	
短期借入金	一百万円	(一)百万円	35,000百万円	(35,000)百万円
1年内返済予定の長期借入金	— "	(一) "	2,875 "	(2,875) "
リース債務 (流動負債)	4,344 "	(一) "	— "	(一) "
長期借入金	152,568 "	(152,568) "	148,896 "	(148,896) "
計	156,912百万円	(152,568)百万円	186,771百万円	(186,771)百万円

(注) 担保資産および担保付債務のうち () 内書は工場財団抵当ならびに当該債務を表記しております。

3 偶発債務

(保証債務)

	前事業年度 (2016年12月31日)		当事業年度 (2017年12月31日)	
関係会社	86百万円	関係会社	16,741百万円	
従業員の住宅ローンに対する保証	111 "	従業員の住宅ローンに対する保証	85 "	
計	197百万円	計	16,826百万円	

(注) 当事業年度における、関係会社の債務保証は主としてインターシル社に対する訴訟、銀行借入等についてであります。

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2016年4月1日 至 2016年12月31日)	当事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)
売上高	258,673百万円	411,231百万円
仕入高	360,761 "	512,676 "
営業取引以外の取引による取引高	1,644 "	2,299 "

※2 販売費及び一般管理費

主要な費目および金額

	前事業年度 (自 2016年4月1日 至 2016年12月31日)	当事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)
減価償却費	7,059百万円	8,880百万円
研究開発費	80,008 "	116,543 "
販売費に属する費用	約13%	約13%
一般管理費に属する費用	約87%	約87%

※3 受取保険金

「2016年熊本地震」に対する損害保険金の受取額であります。

※4 事業構造改善費用

当社は、強靱な収益基盤の構築に向けて、人的合理化施策を含む事業・生産構造改革などの諸施策を実施しており、それらの施策により発生した費用を事業構造改善費用に計上しております。

前事業年度および当事業年度における事業構造改善費用の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2016年4月1日 至 2016年12月31日)	当事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)
拠点再編に伴う減損損失および費用	1,308百万円	2,052百万円
その他	426 "	113 "
計	1,734百万円	2,165百万円

(有価証券関係)

子会社株式および関連会社株式

前事業年度(2016年12月31日)

(百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
関連会社株式	912	2,077	1,165

当事業年度(2017年12月31日)

(百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
関連会社株式	912	2,926	2,014

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式および関連会社株式

(百万円)

	前事業年度 (2016年12月31日)	当事業年度 (2017年12月31日)
子会社株式	90,617	432,096

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式および関連会社株式」には含めておりません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
(流動の部)

	前事業年度 (2016年12月31日)	当事業年度 (2017年12月31日)
繰延税金資産		
欠損金	— 百万円	54,732百万円
たな卸資産評価減	3,673 "	3,662 "
未払賞与	1,707 "	2,743 "
未払費用	732 "	1,347 "
研究開発費	657 "	1,312 "
その他	1,134 "	3,790 "
繰延税金資産小計	7,902 "	67,585 "
評価性引当額	△4,930 "	△59,924 "
繰延税金資産合計	2,973 "	7,662 "
繰延税金負債との相殺	△2,973 "	△1 "
繰延税金資産の純額	— 百万円	7,661百万円
繰延税金負債		
繰延ヘッジ損益	△3,977百万円	— 百万円
その他	— "	△1 "
繰延税金負債合計	△3,977 "	△1 "
繰延税金資産との相殺	2,973 "	1 "
繰延税金負債の純額	△1,005百万円	— 百万円

(固定の部)

	前事業年度 (2016年12月31日)	当事業年度 (2017年12月31日)
繰延税金資産		
欠損金	215,620百万円	122,913百万円
関係会社株式評価損失	25,595 "	24,082 "
退職給付引当金超過額	4,437 "	5,005 "
減価償却超過額	4,499 "	4,795 "
その他	3,565 "	5,266 "
繰延税金資産小計	253,716 "	162,062 "
評価性引当額	△251,192 "	△159,863 "
繰延税金資産合計	2,524 "	2,199 "
繰延税金負債との相殺	△2,524 "	△2,199 "
繰延税金資産の純額	— 百万円	— 百万円
繰延税金負債		
合併受入資産評価差額	△6,457百万円	△5,441百万円
その他	△122 "	△118 "
繰延税金負債合計	△6,579 "	△5,559 "
繰延税金資産との相殺	2,524 "	2,199 "
繰延税金負債の純額	△4,055百万円	△3,361百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2016年12月31日)	当事業年度 (2017年12月31日)
法定実効税率	30.9%	30.9%
(調整)		
評価性引当額の増減	△25.5%	△20.2%
損金不算入の費用	0.8%	0.7%
税額控除	△2.9%	△5.0%
その他一時差異に該当しない申告 調整項目等	1.3%	△1.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	4.6%	4.9%

(企業結合等関係)

当社は、2016年9月13日の取締役会において、米国の半導体会社であるインターシル社を当社の完全子会社とすることについて同社と合意することを決議し、同日、本件買収に係る合併契約を同社と締結しました。また、2017年2月24日付で同社の買収を完了したことにより完全子会社化しました。詳細は「連結財務諸表の注記事項(企業結合等関係)」をご参照下さい。

(重要な後発事象)

(ストックオプションの発行)

当社は、2018年3月16日の取締役会において、当社取締役(社外取締役を除く)、執行役員および従業員ならびに当社子会社の取締役(社外取締役を除く)、従業員に対するストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすること等につき決議いたしました。

なお、詳細は「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (9) スtockオプション制度の内容」に記載しております。

④ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(百万円)

区分	資産の種類	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	当期末 残高	減価償却 累計額
有形固定資産	建物	48,079	3,256	384	3,146 (748)	50,951	23,037
	構築物	4,156	445	6	185 (20)	4,596	1,806
	機械及び装置	134,010	30,999	1,280	15,205 (58)	163,729	114,799
	車両運搬具	41	76	—	10	117	37
	工具、器具 及び備品	54,610	16,799	2,644	8,899 (768)	68,766	53,805
	土地	16,347	274	1,254 (1,058)	—	15,367	—
	建設仮勘定	7,458	38,386	34,757	—	11,087	—
	計	264,702	90,235	40,325 (1,058)	27,444 (1,593)	314,612	193,486
無形固定資産	ソフトウェア	52,277	8,272	1,071	3,694	59,477	43,068
	その他	38,861	—	178 (1)	3,039	38,683	30,689
	計	91,138	8,272	1,250 (1)	6,733	98,160	73,757

- (注) 1 「当期首残高」および「当期末残高」欄は取得価額により記載しております。
2 「当期減少額」および「当期償却額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。
3 「減価償却累計額」欄には、減損損失累計額を含めております。
4 当期増加額の主な内容は、次のとおりであります。

(百万円)

機械及び装置	増加額	那珂事業所	11,778
		ルネサスシステムデザイン㈱合併引継資産	7,995
工具、器具及び備品	増加額	武蔵事業所	8,766
		ルネサスシステムデザイン㈱合併引継資産	5,176

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	359	—	359	0
製品保証引当金	287	89	287	89
事業構造改善引当金	593	230	733	90
偶発損失引当金	110	—	4	106

(2) 【主な資産および負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎決算期の翌日から起算して3ヶ月以内
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日 12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 本店および全国各支店
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行います。ただし、事故その他のやむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。電子公告は、当社ホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 https://www.renesas.com/ja-jp/about/ir/
株主に対する特典	該当事項はありません

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利、株主の有する単元未満株式の数と併せて、単元株式となる数の株式を買増請求する権利以外の権利を有しておりません。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書およびその添付書類ならびに確認書
事業年度(第15期)(自 2016年4月1日 至 2016年12月31日)2017年3月30日関東財務局長に提出
- (2) 内部統制報告書およびその添付書類
2017年3月30日関東財務局長に提出
- (3) 四半期報告書および確認書
(第16期第1四半期)(自 2017年1月1日 至 2017年3月31日)2017年5月12日関東財務局長に提出
(第16期第2四半期)(自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)2017年8月4日関東財務局長に提出
(第16期第3四半期)(自 2017年7月1日 至 2017年9月30日)2017年11月7日関東財務局長に提出
- (4) 臨時報告書
2017年4月4日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書
2017年4月26日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(新株予約権証券の取得勧誘)の規定に基づく臨時報告書
2017年5月18日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号(海外市場における株式の売出し)の規定に基づく臨時報告書
2017年6月27日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(新株予約権証券の取得勧誘)の規定に基づく臨時報告書
2017年10月27日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(特定子会社の異動)の規定に基づく臨時報告書
- (5) 臨時報告書の訂正報告書
2017年6月12日関東財務局長に提出
2017年5月18日に提出した臨時報告書に係る訂正報告書
2017年6月20日関東財務局長に提出
2017年5月18日に提出した臨時報告書に係る訂正報告書
- (6) 有価証券届出書およびその添付書類
①ストックオプション制度に伴う新株予約権発行 2017年8月29日関東財務局長に提出
②ストックオプション制度に伴う新株予約権発行 2018年3月16日関東財務局長に提出
- (7) 有価証券届出書の訂正届出書
訂正届出書(上記(6)-①有価証券届出書の訂正届出書) 2017年9月15日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2018年3月29日

ルネサスエレクトロニクス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮 入 正 幸	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	剣 持 宣 昭	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	花 藤 則 保	Ⓔ

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているルネサスエレクトロニクス株式会社の2017年1月1日から2017年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ルネサスエレクトロニクス株式会社及び連結子会社の2017年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ルネサスエレクトロニクス株式会社の2017年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、ルネサスエレクトロニクス株式会社が2017年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2018年3月29日

ルネサスエレクトロニクス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮 入 正 幸 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 剣 持 宣 昭 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 花 藤 則 保 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているルネサスエレクトロニクス株式会社の2017年1月1日から2017年12月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ルネサスエレクトロニクス株式会社の2017年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2018年3月29日

【会社名】 ルネサスエレクトロニクス株式会社

【英訳名】 Renesas Electronics Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼CEO 呉 文精

【最高財務責任者の役職氏名】 取締役執行役員常務兼CFO 柴田 英利

【本店の所在の場所】 東京都江東区豊洲三丁目2番24号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長兼CEO 呉文精および取締役執行役員常務兼CFO 柴田英利は、当社の財務報告に係る内部統制の整備および運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備および運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止または発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である2017年12月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備および運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社ならびに連結子会社および持分法適用関連会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的および質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社および連結子会社10社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社40社および持分法適用関連会社1社については、金額的および質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の当連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が当連結会計年度の売上高の概ね2/3に達している3事業拠点を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金および、たな卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当連結会計年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年3月29日
【会社名】	ルネサスエレクトロニクス株式会社
【英訳名】	Renesas Electronics Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼CEO 呉 文精
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役執行役員常務兼CFO 柴田 英利
【本店の所在の場所】	東京都江東区豊洲三丁目2番24号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長兼CEO 呉文精および取締役執行役員常務兼CFO 柴田英利は、当社の第16期(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。